

# I 登録制度におけるポイント

## 1 適格請求書発行事業者

インボイスは、税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者」しか交付することができません。この適格請求書発行事業者となるためには、事前に申請を行い、税務署長から登録を受ける必要があります（消法57の2①）。

なお、課税事業者でなければ、その登録を受けることができません。ですから、免税事業者が適格請求書発行事業者としてインボイスを交付するためには、あえて課税事業者を選択し、その上で登録の申請を行う必要があります。

### [適格請求書発行事業者の登録と納税義務との関係]

適格請求書発行事業者である限り、納税義務の免除制度は絶対に適用されません。ですから、たとえその基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者となることはありません（消法9①）。

ところで、あくまでも登録を受けるかどうかは、その事業者の任意です。適格請求書発行事業者の登録を行うかどうかは、その事業者の業種や客層によるところが大きいと考えます。取引先の反応なども考慮しながら、しっかりと登録を行うかどうかの決断をしたいです。

なお、売上税額の積上計算を行う事業者については、そもそもインボイスの交付を行っていることが適用要件となります。したがって、客層に消費者しかいない課税事業者であっても、適格請求書発行事業者の登録が必要となりますので注意してください。

### 【事業者別の登録判断】

	客 層		
	事業者	消費者	事業者・消費者混合
課税事業者	○	×（注）	○
免税事業者	△	×	△

○…登録 ×…登録不要 △…要検討又は買手側と交渉

（注）売上税額の積上計算を行う場合は登録必要

<参考>

～「2割特例」の活用～

令和5年度税制改正により、免税事業者が適格請求書発行事業者となったことにより、課税事業者となった場合には、その課税期間における納税額を売上税額の2割に抑えることができる「2割特例」が創設されました。

この特例により、従来、その納税負担や申告などの事務負担により、登録をためらっていたフリーランスなどの事業者についても、登録しやすい環境が整いました。また、買手側である大手の課税事業者にとっても、売手側である小規模事業者に対し、登録を促すためのアプローチがしやすくなったのではないのでしょうか。

## 2 登録申請のスケジュール

インボイス制度が導入される令和5年10月1日からインボイスを交付したい事業者は、令和5年3月31日までに登録申請書を提出しなければならないこととされてきました（平成28年改正法附則1ハ、44①）。

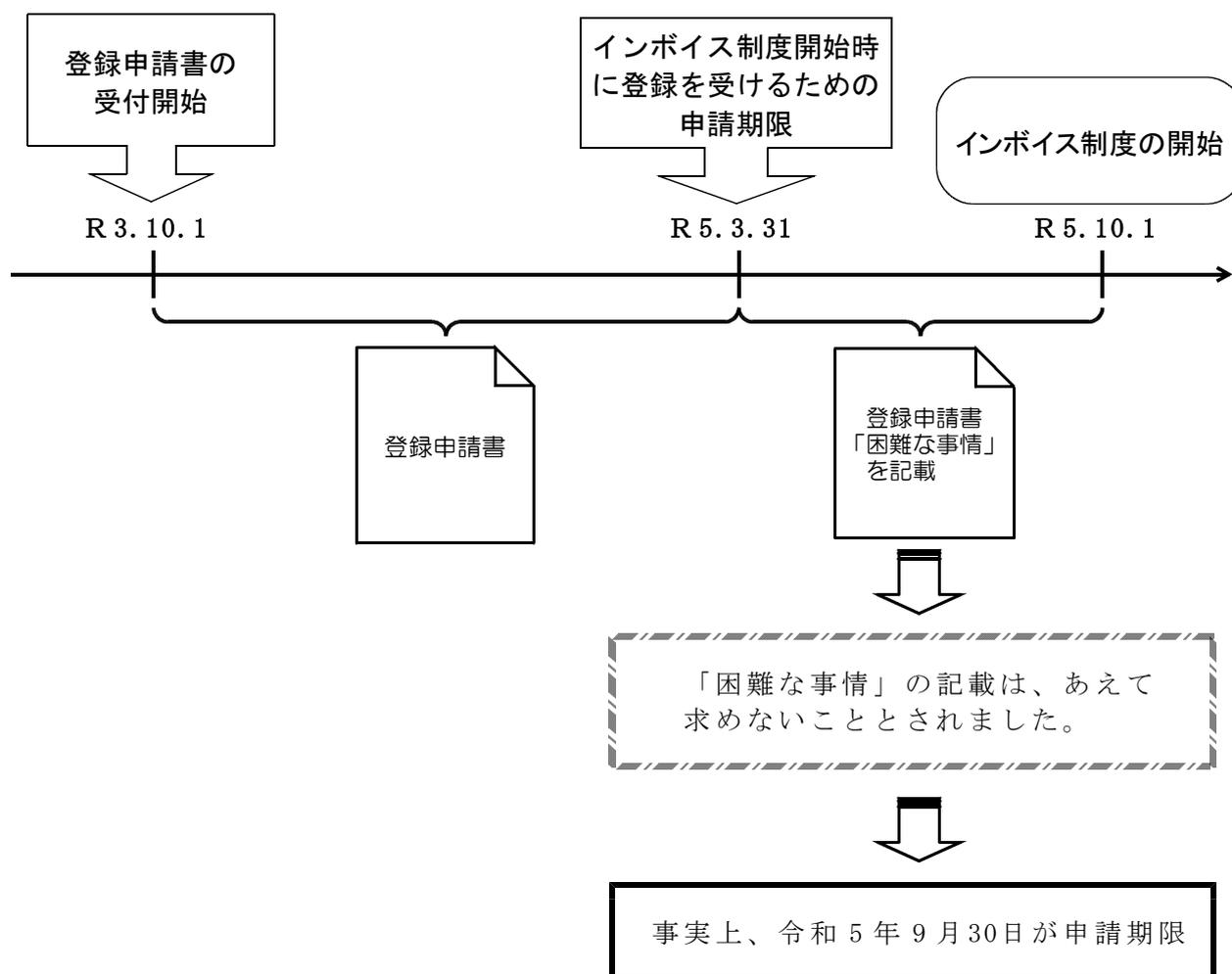
ただし、令和5年3月31日までに登録申請書を提出することに困難な事情（「困難な事情」については、その程度は問いません。）がある場合には、令和5年9月30日までに提出すればよいこととされています（平成30年改正消令附則15、インボイス通達5-2）。

なお、令和5年度改正によって、インボイス制度導入に向け、負担軽減措置が盛り込まれました。このため、選択肢が増えた結果、登録申請を行っていない事業者が、令和5年3月31日の期限までに登録の可否を判断することが困難となることも予想されました。

そこで、運用上、令和5年3月31日の申請期限後の申請において、「困難な事情」の記載がなかったとしても、課税庁側が柔軟に対応することが令和5年度の税制改正大綱に示されました。

この結果、事実上、条件なしで、令和5年9月30日までの登録申請が認められることとなります。

### 【登録申請のスケジュール】



国内事業者用

## 適格請求書発行事業者の登録申請書

收受印

【1 / 2】

令和 年 月 日	申 請 者	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務 所の所在地	(〒 - ) Ⓢ (法人の場合のみ公表されます)	
		(フリガナ) 納 税 地	(〒 - )	
		(フリガナ) 氏名又は名称	Ⓢ	
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名		
		法 人 番 号		

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

この申請書に記載した次の事項（Ⓢ印欄）は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 1 申請者の氏名又は名称
  - 2 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
- なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。  
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。  
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

事 業 者 区 分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。
	<input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
	※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。

令和5年3月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日）までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税 理 士 署 名	(電話番号 - - )
-----------	-------------

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		申請年月日		年 月 日	通 信 日 付 印		確 認	
	入力処理	年 月 日	番号確認		身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ( )			
	登録番号	T									

- 注意
- 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）」を併せて提出してください。

国内事業者用

## 適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

	氏名又は名称	
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。		
免 税 事 業 者 の 確 認	<input type="checkbox"/> 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	
	個人番号	
	事業内容等 生年月日（個人）又は設立年月日（法人） 事業内容	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日 法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円 登録希望日 (令和5年10月1日を希望する場合、記載不要) 令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者	
		課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日 令和 年 月 日
登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	
	納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）	
	納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合	
納税管理人の届出をしています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書（提出日：令和 年 月 日）		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
参 考 事 項		

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書

收受印

令和 年 月 日		(フリガナ)			
	届納税地		(〒 - - )		
			(電話番号 - - )		
	出氏名又は 名称及び 代表者氏名	(フリガナ)			
	者法人番号		※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。		
_____ 税務署長殿	登録番号	T			
<p>下記のとおり、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があったので、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第8項の規定により届出します。</p> <p>※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第2項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。</p>					
変	変更年月日	令和 年 月 日			
更	変更事項	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地 ※ 当該事務所等を国内に有しないこととなる場合は、次葉も提出してください。			
の	変更前	(フリガナ)			
内	変更後	(フリガナ)			
容	※ 変更後の内容については、国税庁ホームページで公表されます。 なお、常用漢字等を使用して公表しますので、届出書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。				
参	考 事 項				
税	理 士 署 名				
			(電話番号 - - )		
※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	番号確認

この届出書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。  
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。

インボイス制度

## 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書（次葉）

※ 本届出書（次葉）は、特定国外事業者以外の国外事業者が国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しないこととなった場合に、適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書とともに提出してください。

		氏名又は名称	
引き続き、適格請求書発行事業者として事業を継続します。 (「はい」の場合は、以下の質問にも答えて下さい。)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
特定 国外 事業 者に 係る 確認 事項	消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいます。 (「はい」の場合は、次の「税務代理人」欄に記載してください。)		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	税	(フリガナ) 事務所所在地 (〒      -      )  (電話番号      -      -      )	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	代 理 人	(フリガナ) 氏名等	
	納税管理人の届出をしています。 〔 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書 (提出日:平成・令和      年      月      日) 〕		
現在、国税の滞納はありません。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
参 考 事 項			

この届出書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

# 異 動 届 出 書

(  法人税     消費税 )

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

税務署受付印

<p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">税務署長殿</p> <p style="font-size: 0.8em;">次の事項について異動したので届け出ます。</p>	提出区分  <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 通算親法人が提出する場合 通算子法人となる法人が提出する場合 通算子法人が提出する場合 通算親法人となる法人が提出する場合	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地 〒 _____ 電話 (    )    -	(フリガナ) 納 税 地 〒 _____
(フリガナ) 法人等の名称		法 人 番 号 	
(フリガナ) 代 表 者 氏 名		(フリガナ) 代 表 者 住 所 〒 _____	

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日 (登記年月日)

所 轄 税 務 署	税 務 署	税 務 署	
-----------	-------	-------	--

納 税 地 等 を 変 更 し た 場 合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。
-----------------------	--

事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)令和 年 月 日 ～ (至)令和 年 月 日
-------------	--------------------------------------

合 併 、 分 割 の 場 合	合 併	<input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分 割	<input type="checkbox"/> 分割型分割    : <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割    : <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他
-----------------	-----	--	-----	--

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号	番号	入力	名簿
-------------	----	-----	----------	----	----	----

05.01 改正

(規格 A 4)

### 3 提出期限の統一（15日ルール）

令和5年度改正による改正前の法令では、免税事業者が課税期間の初日から登録を受け  
る場合の登録申請書と適格請求書発行事業者が翌課税期間の初日に登録の取消しを行う場  
合の登録取消届出書とでは、その提出期限がバラバラでした。

また、免税事業者が、その登録日から自動的に課税事業者となる経過措置（以下、「免  
税事業者に係る登録の経過措置」）の適用を受ける場合には、「登録希望日」をその登録  
申請書に記載することができます。ただ、改正前の法令では、その場合の具体的な申請期  
限が一切示されていませんでした。このようなところを背景として、令和5年度改正によ  
って、その提出期限を統一する、いわゆる「15日ルール」が創設されました。

#### 【提出期限（15日ルール）】

- |   |
|---|
| <p>(1) 登録申請書の提出（免税事業者が経過措置の適用を受ける場合）<br/>→ その「登録希望日」から起算して15日前の日</p> <p>(2) 登録申請書の提出（免税事業者が課税事業者となった場合）<br/>→ その課税事業者となった課税期間の初日から起算して15日前の日</p> <p>(3) 登録取消届出書の提出（適格請求書発行事業者がその登録を取りやめる場合）<br/>→ その登録を取りやめようとする課税期間の初日から起算して15日前の日</p> |
|---|

(注) 国税通則法10②《期間の計算及び期限の特例》との関係

国税通則法の特例規定により、上記(2)の提出期限が土曜日、日曜日、祝日等の  
場合には、その翌日が提出期限となります。

一方、上記(1)及び(3)については、国税通則法の特例規定が適用されません。そ  
の15日前の日が提出期限となりますので注意してください。

(1) 経過措置の適用を受ける場合

免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、「免税事業者に係る登録の経過措置」が設けられています(平成28年改正法附則44④、インボイス通達5-1)。

この場合、その「登録希望日」から起算して15日前の日が登録申請書の提出期限となります(平成30年改正消令附則15②)。

なお、その「登録希望日」後に登録がされたときであっても、その「登録希望日」に登録を受けたものとみなされます(平成30年改正消令附則15③)。

【申請書の提出期限】

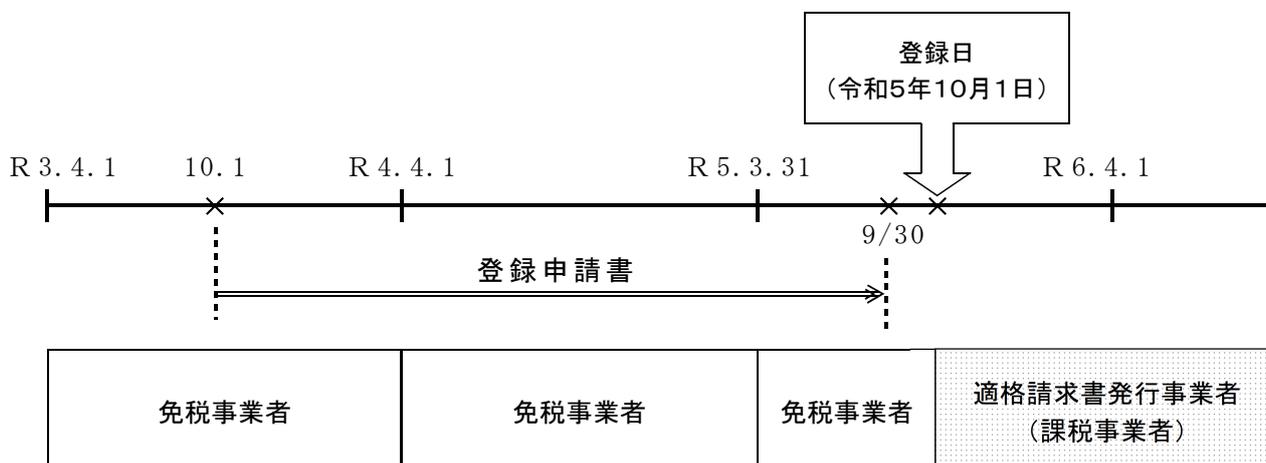
令和5年10月1日後に登録を受けようとする事業者(「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用を受けることとなる事業者に限る。)が、登録申請書を提出する場合には、その申請書に登録を希望する年月日(その申請書を提出する日から15日を経過する日以後の日に限る。以下、「登録希望日」という。)を記載するものとする。

(注) 登録希望日の留意点

免税事業者が、令和5年10月1日に登録を受けることを希望する場合には、登録申請書への「登録希望日」の記載は不要です。

なお、「登録希望日」を記載できるのは、「登録希望日」の属する課税期間の基準期間が終了し、「登録希望日」において免税事業者であることが確定している事業者に限られます。

【令和5年10月1日の属する課税期間に登録を受ける3月決算法人の場合】



[手続き]

・登録申請書→令和5年9月30日までに提出(登録希望日の記載は不要です。)

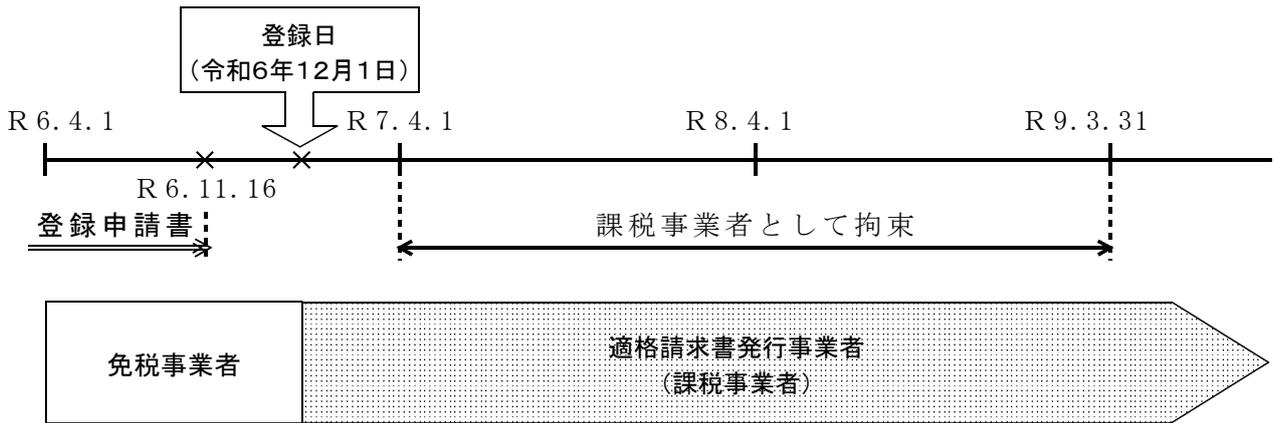
※1 課税事業者の選択手続きは不要です。なお、納税義務については次のようになります。

令和5年4月1日～令和5年9月30日は免税事業者

令和5年10月1日～令和6年3月31日は課税事業者

※2 令和5年11月1日や12月1日を「登録希望日」として記載することもできます。

【令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間に登録を受ける3月決算法人の場合】



[手続き]

- ・登録申請書→登録希望日（令和6年12月1日）から起算して15日前の日（令和6年11月16日）までに提出

※ 課税事業者としての拘束期間（平成28年改正法附則44⑤）

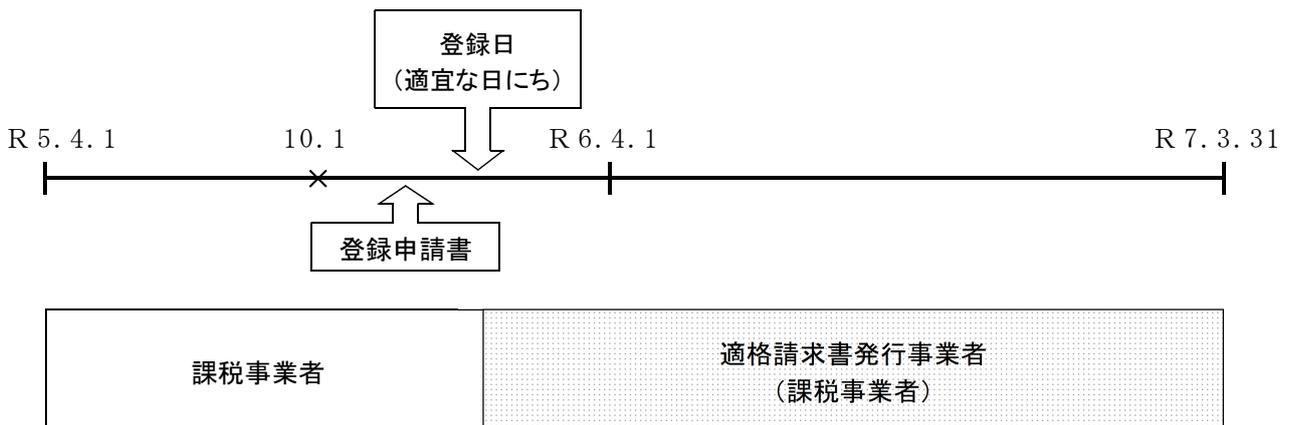
その登録日（令和6年12月1日）の属する課税期間の翌課税期間から、その登録日以後2年を経過する日（令和8年11月30日）の属する課税期間まで課税事業者として拘束されます。

<参考>

～課税事業者が登録する場合～

課税事業者が令和5年10月2日以後に登録を行う場合には、その登録申請書の提出期限が設けられておらず、登録申請により逐次登録が行われます。この場合、その登録日は、税務署長の審査が完了した適宜な日にちとなります（消法57の2③）。

【令和5年10月2日以後に登録を受ける3月決算法人の場合】



[手続き]

- ・登録申請書→随時提出

(2) 免税事業者が課税期間の初日に登録を受ける場合

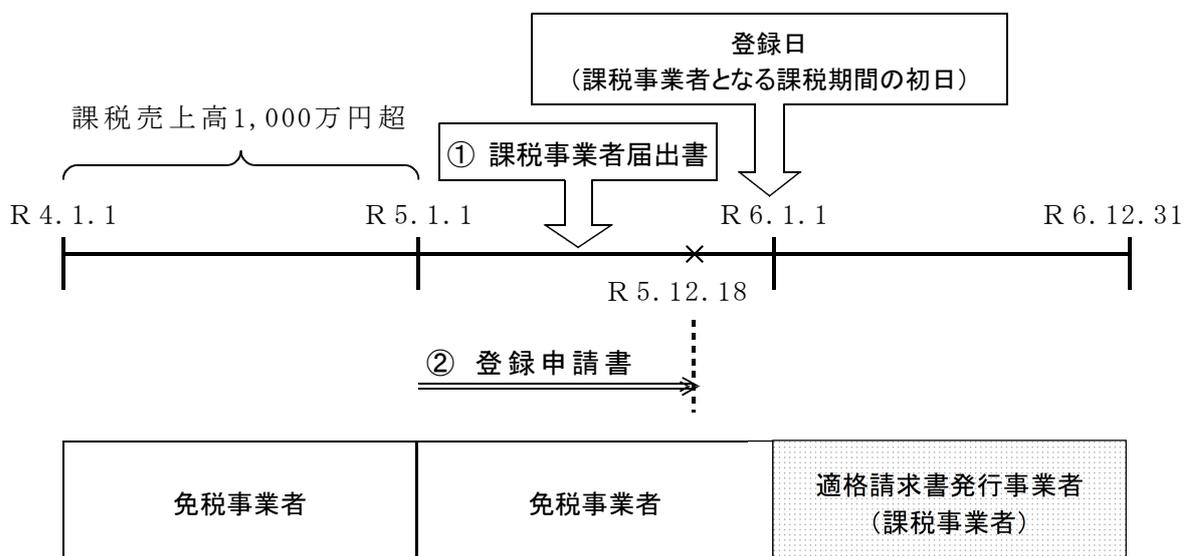
基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた事業者や課税事業者を選択した事業者は、その課税事業者となる課税期間の初日に適格請求書発行事業者の登録を受けることができます。この場合、その課税期間の初日から起算して15日前の日が登録申請書の提出期限となります（消法57の2②、消令70の2①）。

なお、その15日前の日までに申請書を提出した事業者については、その課税期間の初日後に登録がされたときであっても、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます（消令70の2②）。

【申請書の提出期限】

課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとするときは、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに、その登録申請書を税務署長に提出しなければならない。

【基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた個人事業者の場合】



[手続き]

① 課税事業者届出書→速やかに提出

※ 国税庁では、課税事業者届出書の提出を登録申請書の提出前又は登録申請書の提出と同時に進行よう要望しています。

② 登録申請書→令和5年12月18日までに提出

※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）から起算して15日前の日は、「令和5年12月17日」となりますが、日曜日となりますので、国税通則法10②《期間の計算及び期限の特例》の規定により、「令和5年12月18日」が申請期限となります。

< 参考 >

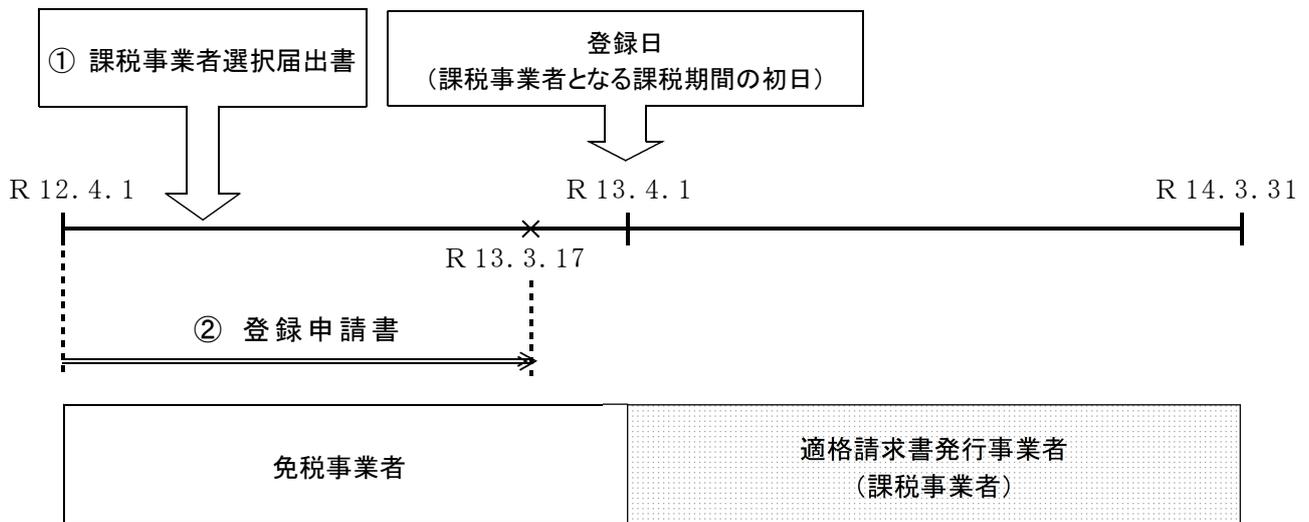
～課税事業者の選択による登録～

「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用期間経過後、免税事業者が登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。この場合、課税事業者選択届出書の提出期限は、その登録を受けようとする課税期間の直前の課税期間中となります（消法9④）。

また、その課税期間の初日から起算して15日前の日が登録申請書の提出期限となります（消法57の2②、消令70の2①）。

なお、その15日前の日までに申請書を提出した事業者については、その課税期間の初日後に登録がされたときであっても、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます（消令70の2②）。

【課税選択をした課税期間の初日に登録を受ける3月決算法人の場合】



[手続き]

- ① 課税事業者選択届出書→令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間に提出  
※ 国税庁では、課税事業者選択届出書の提出を登録申請書の提出前又は登録申請書の提出と同時に行うよう要望しています。
- ② 登録申請書→令和13年3月17日までに提出  
※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和13年4月1日）から起算して15日前の日は、「令和13年3月17日」となります。

(注) 経過措置と課税選択制度との適用関係

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間は、「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用できますが、あくまでこれを適用するかどうかは任意です。したがって、この期間中であっても、課税事業者を選択した上で登録申請を行うことはできます。

(3) 登録の取りやめ

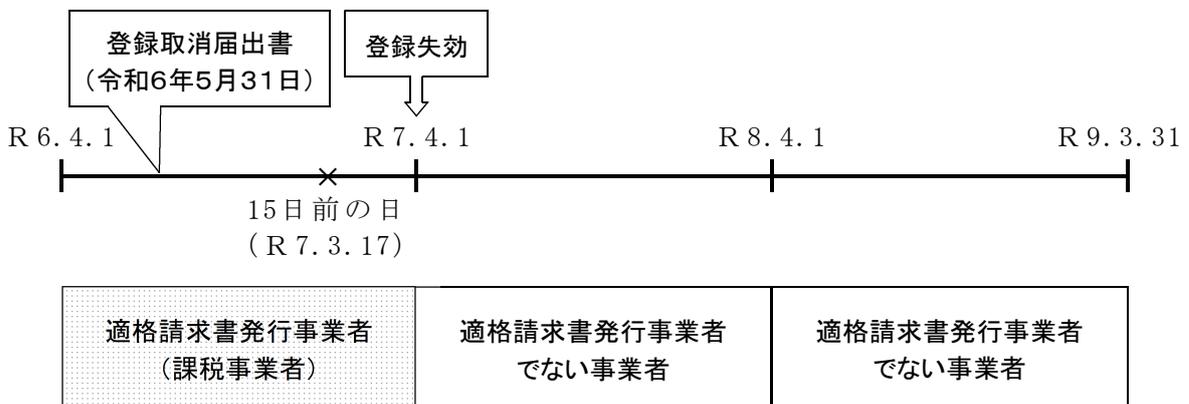
適格請求書発行事業者が、その登録を自ら取りやめたい場合には、登録取消届出書を提出します。この場合、その登録を取りやめようとする課税期間の初日から起算して15日前の日が届出書の提出期限となります（消法57の2⑩一、消令70の5③）。

なお、その届出書を提出した場合、原則として、その提出があった課税期間の翌課税期間に登録が失効しますが、15日前の日を過ぎるとその翌々課税期間に登録が失効します。

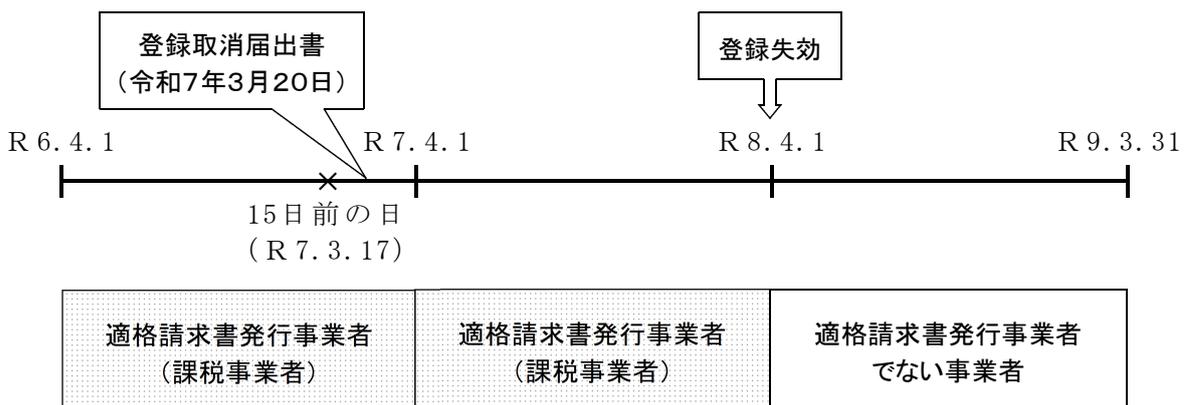
【届出書の提出期限】

適格請求書発行事業者が、登録取消届出書とその納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出があった日の属する課税期間の末日の翌日（その提出がその届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日の翌日からその届出書の提出があった日の属する課税期間の末日までの間にされた場合には、その課税期間の翌課税期間の末日の翌日）に、その登録は、その効力を失う。

【15日前の日までに提出した3月決算法人の場合】



【15日前の日後に提出した3月決算法人の場合】



➡ 届出書の提出を失念した場合には期間短縮制度を検討してください。

(注) 経過措置に係る2年縛りがある場合

令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後に「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用を受けて登録した場合には、課税事業者としての拘束期間中は、免税事業者には戻れません。

< 参考 >

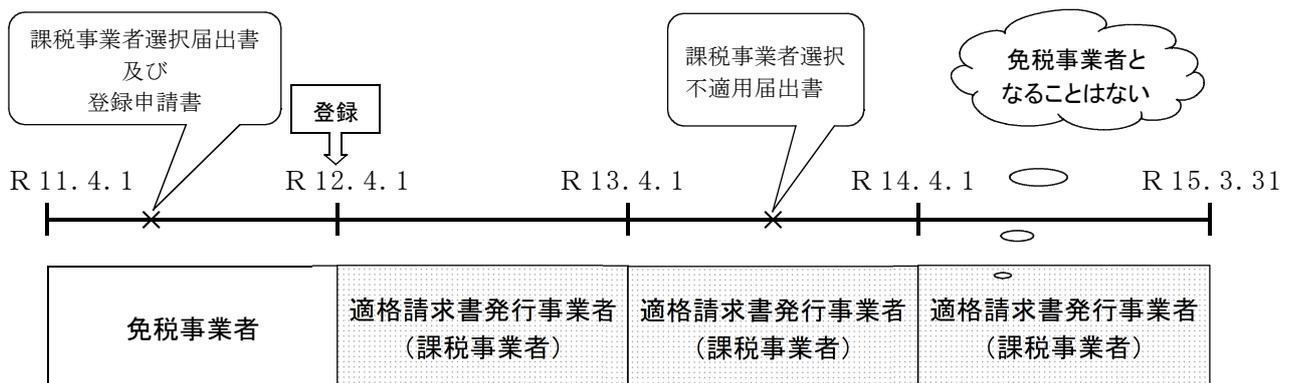
～登録取消届出書と課税事業者選択不適用届出書との関係～

「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用期間経過後、免税事業者が適格請求書発行事業者となるためには、課税事業者選択届出書を提出した上で登録申請書を提出します。

ここで、適格請求書発行事業者の登録制度と課税選択制度のそれぞれを解除しようとする場合、その提出書類と納税義務の判定については注意が必要です。

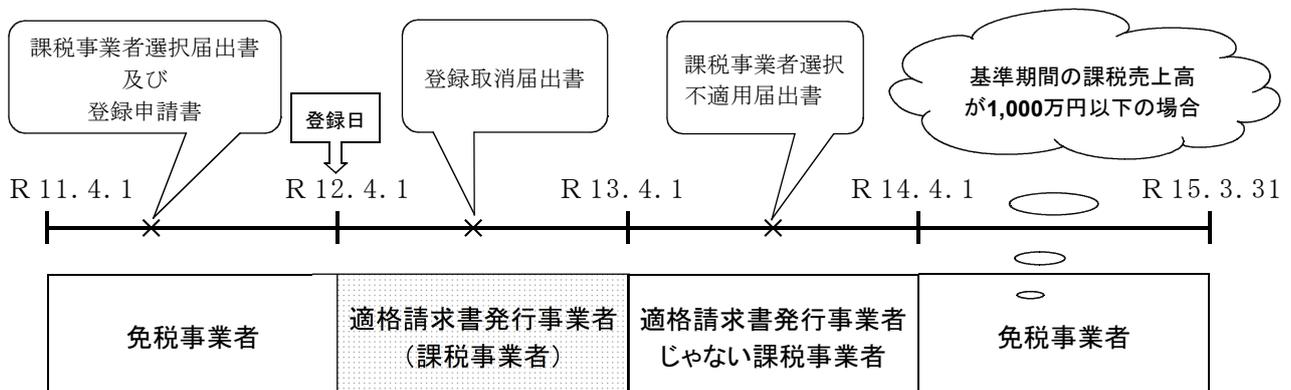
たとえば、その登録後に課税事業者選択不適用届出書を提出したとしても、適格請求書発行事業者の登録を受けている限りは、免税事業者に戻ることはありません。

【課税選択制度を解除した場合】



また、適格請求書発行事業者の登録を取り消すために登録取消届出書を提出したとしても、課税事業者選択不適用届出書を提出しない限りは、免税事業者に戻ることはありません。

【適格請求書発行事業者の登録制度を解除した場合】



## 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書

( 収受印 )

令和 年 月 日	届	(フリガナ)																		
		納 税 地	(〒 - )																	
	出 者	(フリガナ)																		
		氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名																		
_____ 税務署長殿	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。																		
	登 録 番 号	T																		

下記のとおり、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求めますので、消費税法第57条の2第10項第1号の規定により届出します。

	令和 年 月 日
登録の効力を失う日	※ 登録の効力を失う日は、届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日となります。 ただし、この届出書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、翌々課税期間の初日に効力を失うこととなります。 登録の効力を失った旨及びその年月日は、国税庁ホームページで公表されます。
適格請求書発行事業者の登録を受けた日	令和 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 - - )

※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号	通信日付印	確認
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	届出年月日	入力処理	番号確認	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。  
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。

#### 4 新設の法人等の特例

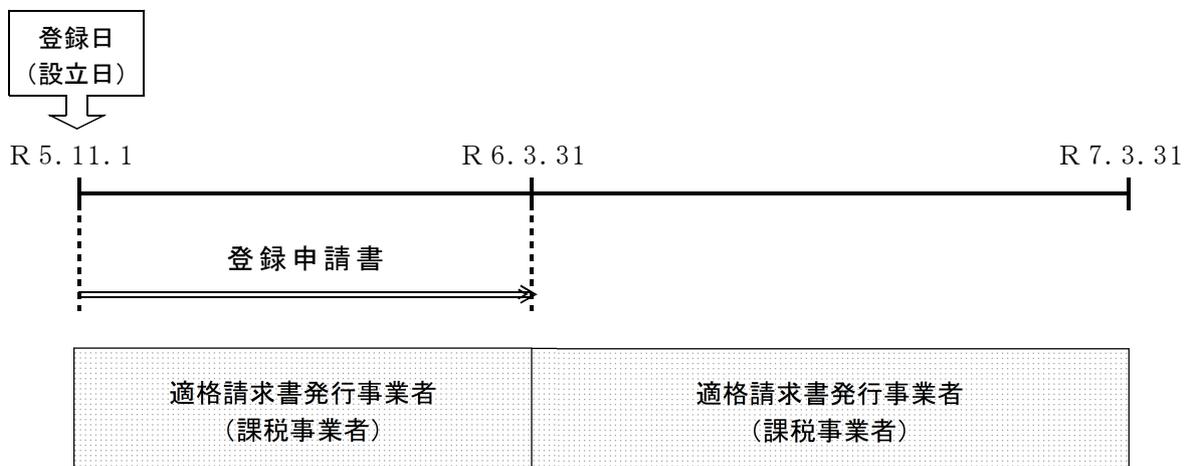
事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けたい事業者は、その旨を記載した登録申請書とその課税期間の末日までに提出することで、その初日に遡って登録を受けられます（消令70の4、消規26の4、インボイス通達2-2、2-7）。

たとえば、新設の法人が、その設立日から適格請求書発行事業者の登録を受けたい場合には、その旨を記載した登録申請書とその設立課税期間の末日までに提出することになります。

(注) 新設合併、新設分割、個人事業者の新規開業等の場合も同様です。

また、吸収合併又は吸収分割により、登録を受けていた被合併法人又は分割法人の事業を承継した場合における吸収合併又は吸収分割があった日の属する課税期間についても、この特例の適用があります。

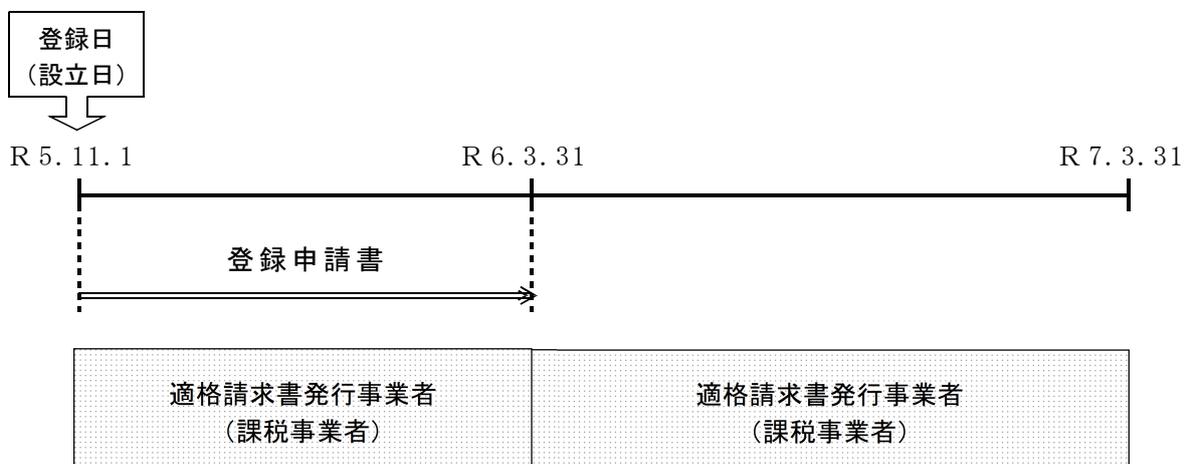
【令和5年11月1日に設立された資本金1,000万以上の3月決算法人の場合】



[手続き]

- ・登録申請書→令和5年11月1日から令和6年3月31日までの間に提出（課税期間の初日から登録を受けたい旨を記載します。）

【令和5年11月1日に設立された資本金1,000万未満の3月決算法人の場合】



[手続き]

- ・登録申請書→令和5年11月1日から令和6年3月31日までの間に提出（課税期間の初日から登録を受けたい旨を記載します。）

※ 「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用により、設立日に遡って登録を受けたものとみなされ、設立日（登録日）から課税事業者となります（「インボイスQ & A」問12）。したがって、課税事業者の選択手続きは不要です。

(注) 開業課税期間の中途において登録を受ける場合

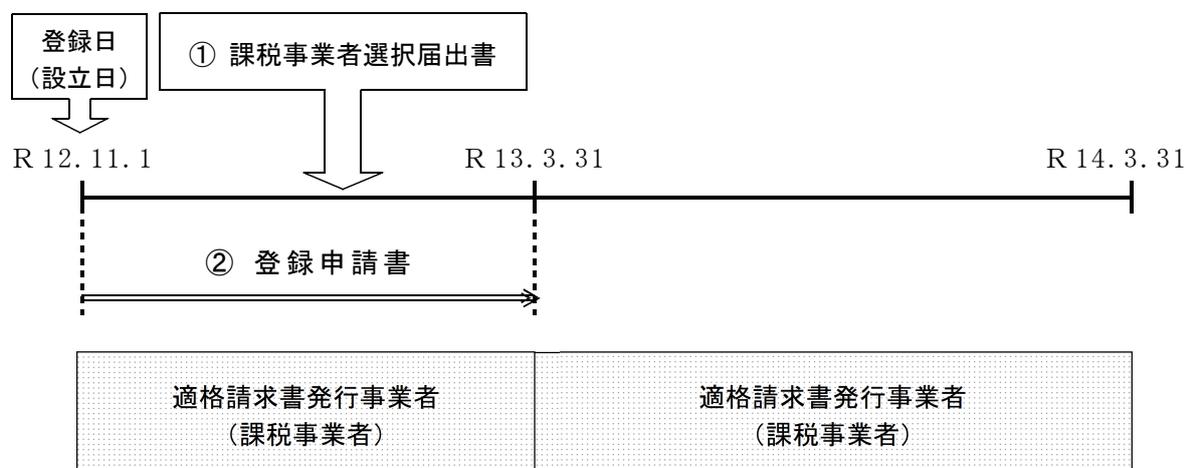
資本金の額又は出資の金額が1,000万未満である新設の法人や個人事業者が、開業課税期間の中途に「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用して登録を受ける場合には、その「登録希望日」から起算して15日前の日までに登録申請書を提出する必要があります。

<参考>

～資本金1,000万未満の新設の法人等が経過措置適用期間経過後に登録を受ける場合～

「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用期間経過後、資本金の額又は出資の金額が1,000万未満である新設の法人や個人事業者が、上記で解説した「新設の法人等の特例」の適用を受ける場合には、登録申請書のほか、課税事業者選択届出書を開業課税期間の末日までに提出する必要があります（「インボイスQ & A」問12）。

【令和12年11月1日に設立された資本金1,000万未満の3月決算法人の場合】



[手続き]

- ① 課税事業者選択届出書→令和12年11月1日から令和13年3月31日までの間に提出

※ 国税庁では、課税事業者選択届出書の提出を登録申請書の提出前又は登録申請書の提出と同時に行うよう要望しています。

- ② 登録申請書→令和12年11月1日から令和13年3月31日までの間に提出（課税期間の初日から登録を受けたい旨を記載します。）

## 5 相続があった場合

### (1) 死亡届出書の提出

個人事業者である適格請求書発行事業者が死亡した場合、その相続人は、「適格請求書発行事業者の死亡届出書」を速やかに、その適格請求書発行事業者に係る納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（消法57の3①）。

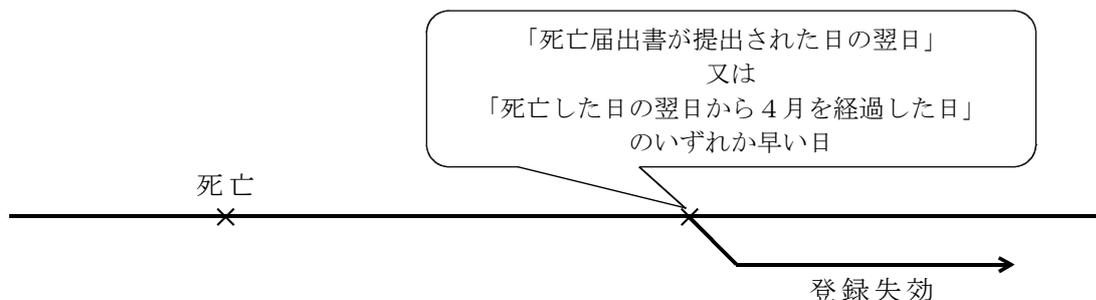
### (2) 被相続人の登録番号等の取扱い

被相続人の適格請求書発行事業者としての登録は、その死亡によって即失効するわけではなく、一定期間後に失効することになります。

#### ① 事業承継した相続人がいない場合等

事業を承継した相続人がいない場合や被相続人の事業を承継した相続人自身が既に登録番号を持つ適格請求書発行事業者である場合には、「適格請求書発行事業者の死亡届出書」が提出された日の翌日又はその死亡した日の翌日から4月を経過した日のいずれか早い日に被相続人に係る適格請求書発行事業者の登録は失効します（消法57の3②）。

【事業承継した相続人がいない場合等】



#### ② 相続人が事業承継した場合

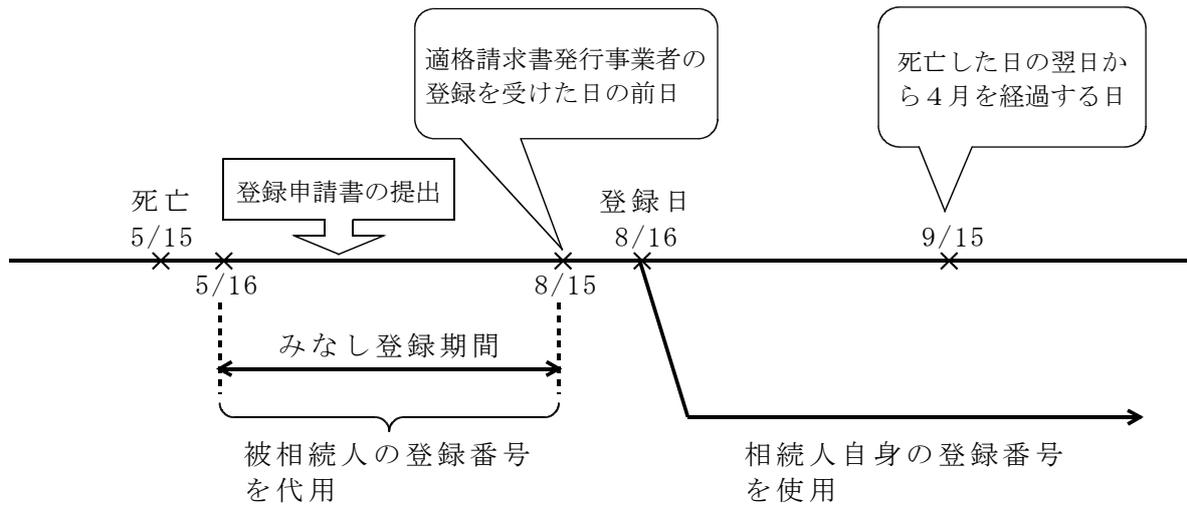
相続人（既に適格請求書発行事業者である者を除きます。）が、その被相続人の事業を承継した場合には、次の「みなし登録期間」中は、その被相続人に係る登録内容に基づいて、その被相続人の登録番号を相続人が代用することになります。

そして、その「みなし登録期間」後は、基本的にはその相続人自身の登録が完了しているはずですから、その被相続人の登録は失効し、その相続人は自身の登録番号を使用することになります（消法57の3③④）。

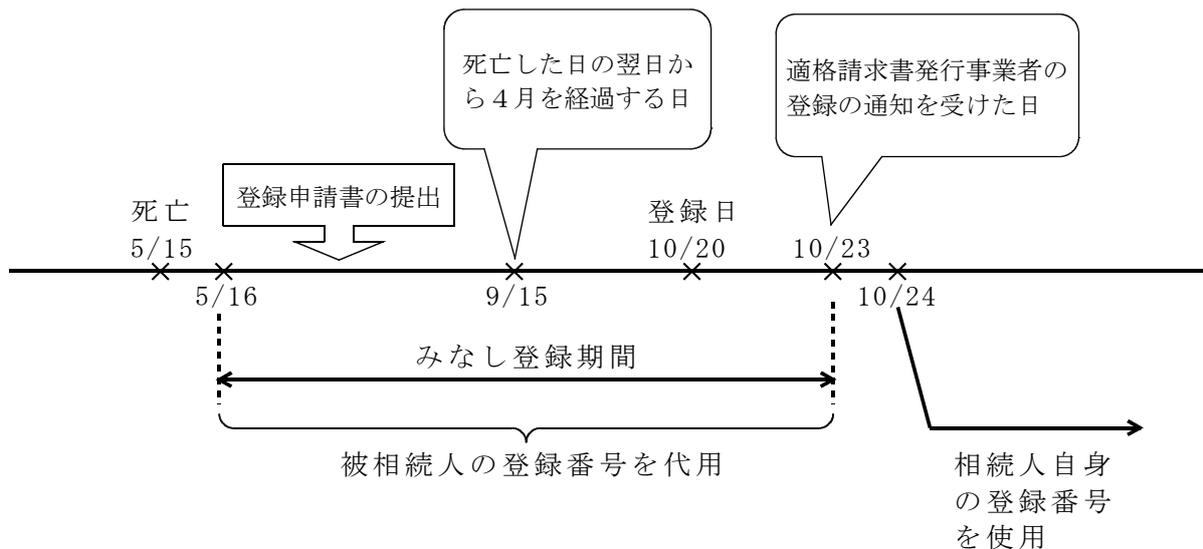
【みなし登録期間】

みなし登録期間とは、「その相続のあった日の翌日」から、「その相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日」又は「その被相続人が死亡した日の翌日から4月を経過する日」のいずれか早い日までの期間をいいます。

【登録日が先に到来する場合】



【4月を経過する日が先に到来する場合】



(注) 事業を承継した相続人が、「その被相続人が死亡した日の翌日から4月を経過する日」までに自らの登録申請書を提出していることを条件に「みなし登録期間」の延長が認められます。

この場合、「その被相続人が死亡した日の翌日から4月を経過する日」までに、その登録申請に係る登録又は登録拒否の処分通知がないときは、その通知がその相続人に到達するまでの期間が「みなし登録期間」とみなされます(消令70の6②)。

なお、相続人が、その被相続人が死亡した日の翌日から4カ月以内に登録申請書を提出していない場合には、その4カ月目にその被相続人の登録は失効します。

## 適格請求書発行事業者の死亡届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">                 收受印             </div>		令和 年 月 日		(フリガナ)					
届出者  _____ 税務署長殿		住所又は居所		(〒 - )				(電話番号 - - )	
		(フリガナ)							
		氏名							
		個人番号							
下記のとおり、適格請求書発行事業者が死亡したので、消費税法第57条の3第1項の規定により届出します。									
死亡年月日		令和 年 月 日							
適格請求書発行事業者	(フリガナ)		納税地		(〒 - )				
	(フリガナ)								
	氏名								
登録番号		T							
届出者と死亡した適格請求書発行事業者との関係									
相続による届出者の事業承継の有無				適格請求書発行事業者でない場合は、有無のいずれかを○で囲んでください。 有 ・ 無					
参考事項									
税理士署名				(電話番号 - - )					
※税務署処理欄	整理番号		部門番号		届出年月日		年 月 日		
	入力処理		年 月 日		番号確認		身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )

注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。  
 2 税務署処理欄は、記載しないでください。

適格請求書発行事業者の登録申請書

収受印

【1/2】

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

令和 年 月 日	申請者	(フリガナ)	(〒 - )
		住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地	Ⓢ (法人の場合のみ公表されます)  (電話番号 - - )
		(フリガナ)	(〒 - )
		納税地	(電話番号 - - )
		(フリガナ)	Ⓢ
		氏名又は名称	
		(フリガナ)	
		(法人の場合) 代表者氏名	
		法人番号	

この申請書に記載した次の事項 ( Ⓢ 印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

1 申請者の氏名又は名称

2 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地

なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。

また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)	
	<input type="checkbox"/>	課税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)
	<input type="checkbox"/>	免税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)
	<input type="checkbox"/>	新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等
	<input type="checkbox"/>	事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。

課税期間の初日	令和 年 月 日
---------	----------

税理士署名	(電話番号 - - )
-------	-------------

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )	
	登録番号	T				

- 注意
- 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

この申請書は、令和五年十月一日から令和十二年九月二十九日までの間に提出する場合に使用します。

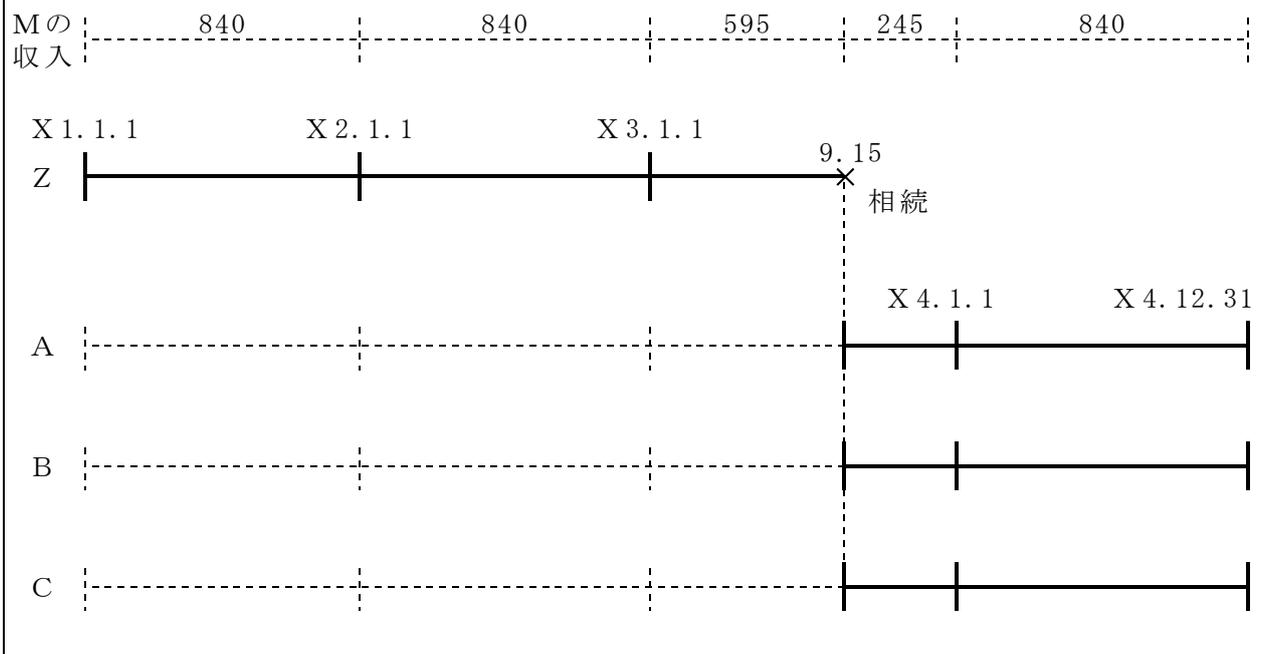
		氏名又は名称				
免 税 事 業 者 の 確 認	該当する事業者の区分に応じ、 <input type="checkbox"/> にレ印を付し記載してください。 <input type="checkbox"/> 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。					
	個人番号					
	事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和	法人のみ記載	事業年度	自 月 日 至 月 日
		事業内容	年 月 日		資本金	円
				登録希望日	令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。			翌課税期間の初日 令和 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 上記以外の免税事業者					
登 録 要 件 の 確 認	課税事業者です。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。					
	納税管理人を定める必要のない事業者です。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項） 【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合					
	納税管理人の届出をしています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。 消費税納税管理人届出書（提出日：令和 年 月 日）			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 （「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
相 続 に よ る 事 業 承 継 の 確 認	相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。 （「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。）					
	適格請求書発行事業者の死亡届出書	提出年月日	令和 年 月 日	提出先税務署	税務署	
	被相続人	死亡年月日	令和 年 月 日			
		(フリガナ)	( 千 - )			
		納税地				
		(フリガナ)				
	氏名					
	登録番号	T				
参考事項						

【事例】

適格請求書発行事業者である個人事業者Zは、店舗Mの賃貸を行っていましたが、X3.9.15に死亡し、相続が発生しました。相続人は、Zの妻であるAとZの子供であるB及びCの3名ですが、A、B及びCは、相続以前に事業は営んでいません。

また、店舗Mから発生する各期間における賃貸料収入（税抜、単位：万円）は〔図解〕に示すとおりであり、個人事業者Zにその他の収入はありません。

〔図解〕



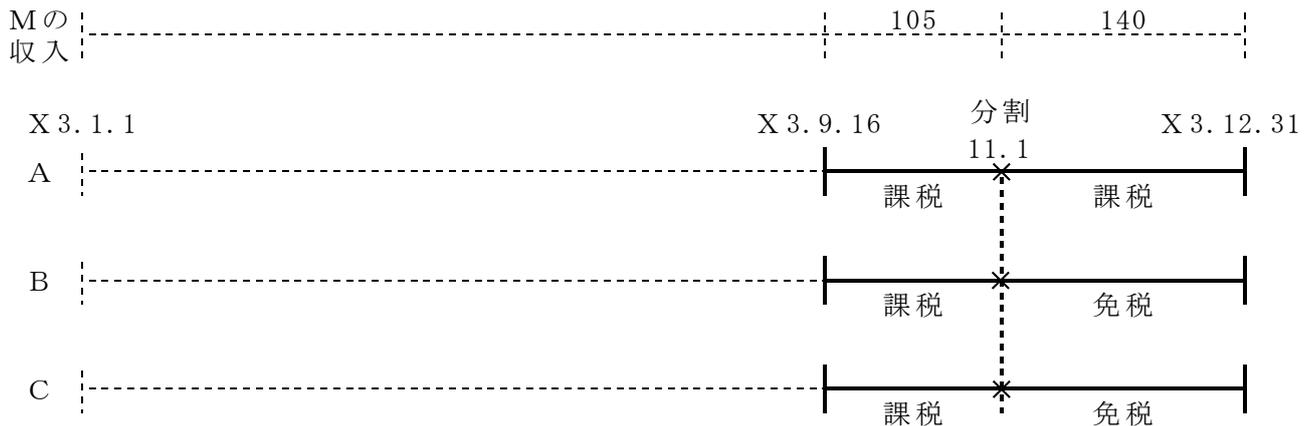
< ケース 1 >

相続人による遺産分割協議の結果、X3.11.1より、店舗Mについては、相続人Aがすべて承継することになりました。

なお、賃貸料について、X3.10.31以前のものは各相続人に帰属し、X3.11.1以降のものは相続人Aに帰属することになりました。

～X3年～

X3年における各相続人の納税義務の有無と納付税額の計算の基礎となる課税売上高（税抜）は、次のとおりです。



[解説]

① 各相続人の納税義務の有無

(イ) 相続人A

イ X3.9.16～X3.10.31期間について納税義務があります。

※ 財産が未分割の状態であり、遺産分割が実行されるまでの間は共同相続となります。したがって、すべての相続人が適格請求書発行事業者とみなされ（以下、「みなし登録事業者」）、強制的に納税義務を負うこととなります。

ロ X3.11.1～X3.12.31期間について納税義務があります。

※ 引き続き「みなし登録事業者」として納税義務を負います。なお、相続人Aが登録申請書を提出するケースについては、下記<X4年>を参照してください。

(ロ) 相続人B・C

イ X3.9.16～X3.10.31期間について納税義務があります。

※ 「みなし登録事業者」として納税義務を負います。

ロ X3.11.1～X3.12.31期間について納税義務はありません。

※ X3.11.1以後、事業を承継した相続人に該当しませんから、「みなし登録事業者」でなくなります。また、相続があった場合の特例（消法10①）も適用されないことから、最終的に納税義務は免除されます。

② 各相続人の課税売上高

X3.9.16～X3.10.31期間に発生した賃貸料については、法定相続分で按分した金額が各相続人に帰属します。また、X3.11.1～X3.12.31期間に発生した賃貸料については、すべて相続人Aに帰属します。

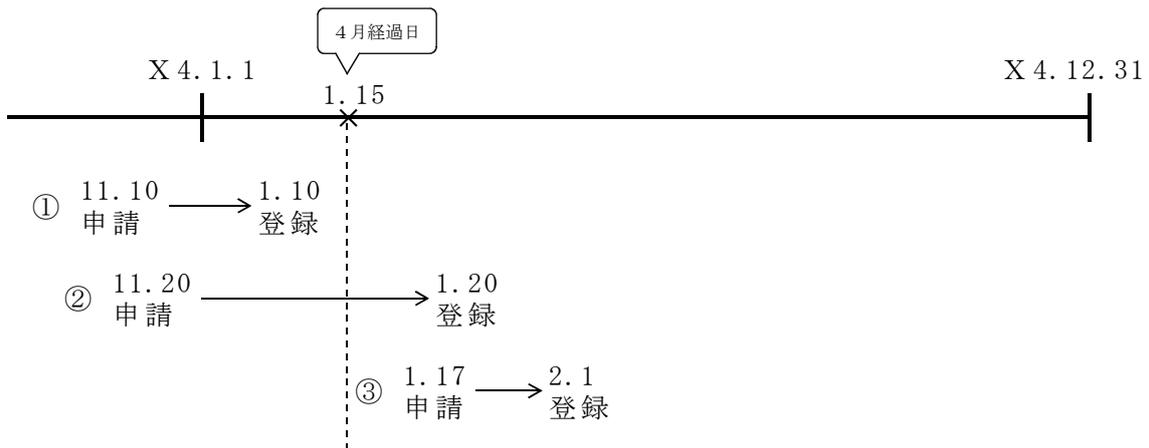
[各相続人の課税売上高]

$$A \text{ の課税売上高} : 105 \text{ 万} \times \frac{1}{2} + 140 \text{ 万} = 192.5 \text{ 万}$$

$$B \cdot C \text{ の課税売上高} : 105 \text{ 万} \times \frac{1}{4} = 26.25 \text{ 万}$$

～X4年～

相続人Aが、自らの適格請求書発行事業者に係る申請をいつ行ったかによって、相続人AのX4年の納税義務は、それぞれ次のようになります。



① X3.11.10 申請 → X4.1.10 登録の場合

X4.1.1～X4.12.31期間について納税義務があります。

※ 「死亡した日の翌日から4月を経過する日」(以下、「4月経過日」)までに自らの登録を受けているため、途切れることなく納税義務が継続します。

② X3.11.20 申請 → X4.1.20 登録 (X4.1.22 通知) の場合

X4.1.1～X4.12.31期間について納税義務があります。

※ 「4月経過日」までに自らの登録申請書を提出していることから、「みなし登録期間」がX4.1.22まで延長されるため、途切れることなく納税義務が継続します。

③ X4.1.17 申請 (「免税事業者に係る登録の経過措置」により) → X4.2.1 (登録希望日) 登録の場合

(イ) X4.1.1～X4.1.15期間について納税義務があります。

※ 「みなし登録事業者」として納税義務を負います。

(ロ) X4.1.16～X4.1.31期間について納税義務はありません。

※ 「4月経過日」までに自らの登録申請書を提出していないことから、X4.1.16に「みなし登録事業者」でなくなります。また、相続があった場合の特例は適用されず、最終的に自らの登録が行われる日の前日であるX4.1.31までは納税義務が免除されます。

(ハ) X4.2.1～X4.12.31期間について納税義務があります。

※ 自らが適格請求書発行事業者となるため納税義務を負います。

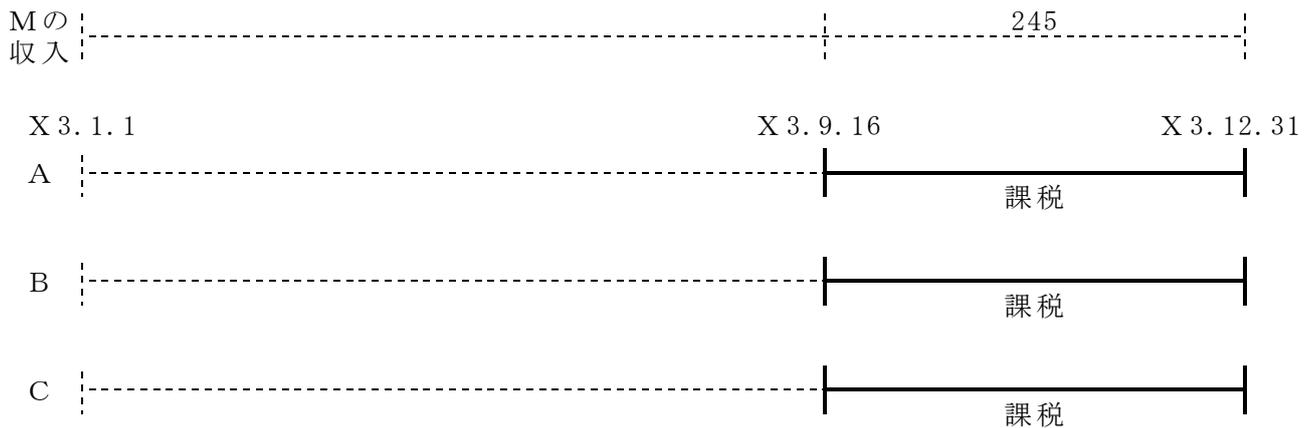
< ケース 2 >

相続人による遺産分割協議の結果、X4.3.1より、店舗Mについては、相続人Aがすべて承継することになりました。

なお、賃貸料について、X4.2.28以前のは各相続人に帰属し、X4.3.1以降のものは、相続人Aに帰属することになりました。

～X3年～

X3年における各相続人の納税義務の有無と納付税額の計算の基礎となる課税売上高（税抜）は、次のとおりです。



[解説]

① 各相続人の納税義務の有無

すべての相続人が「みなし登録事業者」として強制的に納税義務を負います。

② 各相続人の課税売上高

X3.9.16～X3.12.31期間に発生した賃貸料については、法定相続分で按分した金額が各相続人に帰属します。

[各相続人の課税売上高]

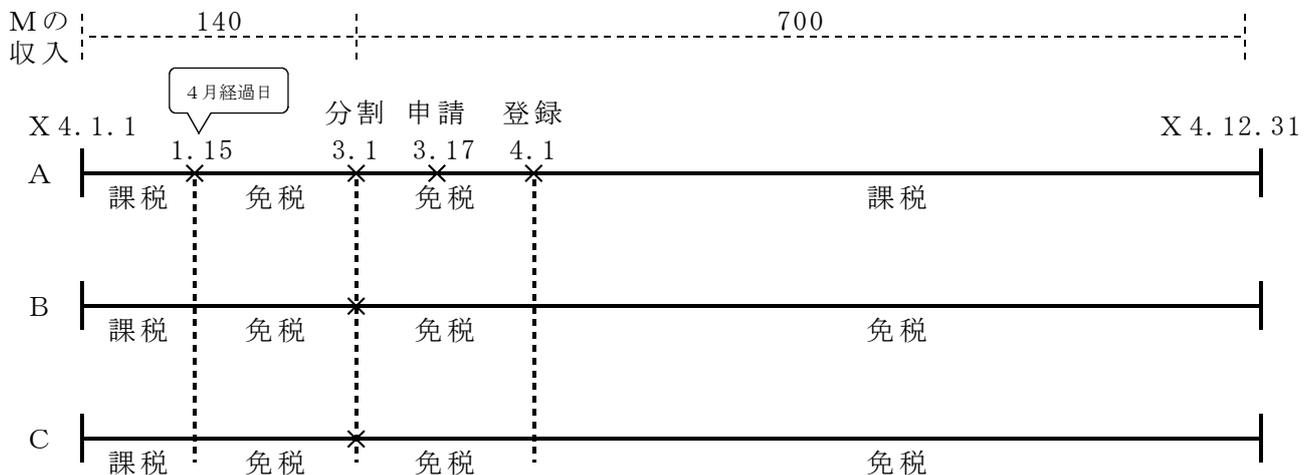
$$A \text{ の課税売上高} : 245 \text{ 万} \times \frac{1}{2} = 122.5 \text{ 万}$$

$$B \cdot C \text{ の課税売上高} : 245 \text{ 万} \times \frac{1}{4} = 61.25 \text{ 万}$$

～ X 4 年～

相続人 A は、X 4. 3. 1 の遺産分割実行後、「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用して X 4. 3. 17 に自らの登録申請を行い、X 4. 4. 1（登録希望日）に登録を受けました。なお、相続人 B 及び C については、登録申請を行っていません。

この場合の X 4 年における各相続人の納税義務の有無と納付税額の計算の基礎となる課税売上高（税抜）は、次のとおりです。



[解説]

① 各相続人の納税義務の有無

(イ) 相続人 A

イ X 4. 1. 1～X 4. 1. 15 期間について納税義務があります。

ロ X 4. 1. 16～X 4. 3. 31 期間について納税義務はありません。

※ 「4 月経過日」までに自らの登録申請書を提出していないことから、X 4. 1. 16 に「みなし登録事業者」でなくなります。また、相続があった場合の特例は適用されず、最終的に自らの登録が行われる日の前日である X 4. 3. 31 までは納税義務が免除されます。

ハ X 4. 4. 1～X 4. 12. 31 期間について納税義務があります。

(ロ) 相続人 B・C

イ X 4. 1. 1～X 4. 1. 15 期間について納税義務があります。

ロ X 4. 1. 16～X 4. 12. 31 期間について納税義務はありません。

※ X 4. 1. 16 に「みなし登録事業者」ではなくなり、また、相続があった場合の特例も適用されないことから、納税義務が免除されます。

② 各相続人の課税売上高

[各人の課税売上高]

A の課税売上高： $140 \text{ 万} \times \frac{1}{2} + 700 \text{ 万} = 770 \text{ 万}$

B・C の課税売上高： $140 \text{ 万} \times \frac{1}{4} = 35 \text{ 万}$

(注) このうち課税事業者である期間の課税売上高に基づいて納付税額の計算を行うこととなります。

< 参考 >

～相続があった場合の納税義務～

① 相続があった場合の特例

相続により被相続人の事業を承継した相続人については、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに掲げる期間の納税義務は免除されません（消法10）。

(イ) 相続があった年

被相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合

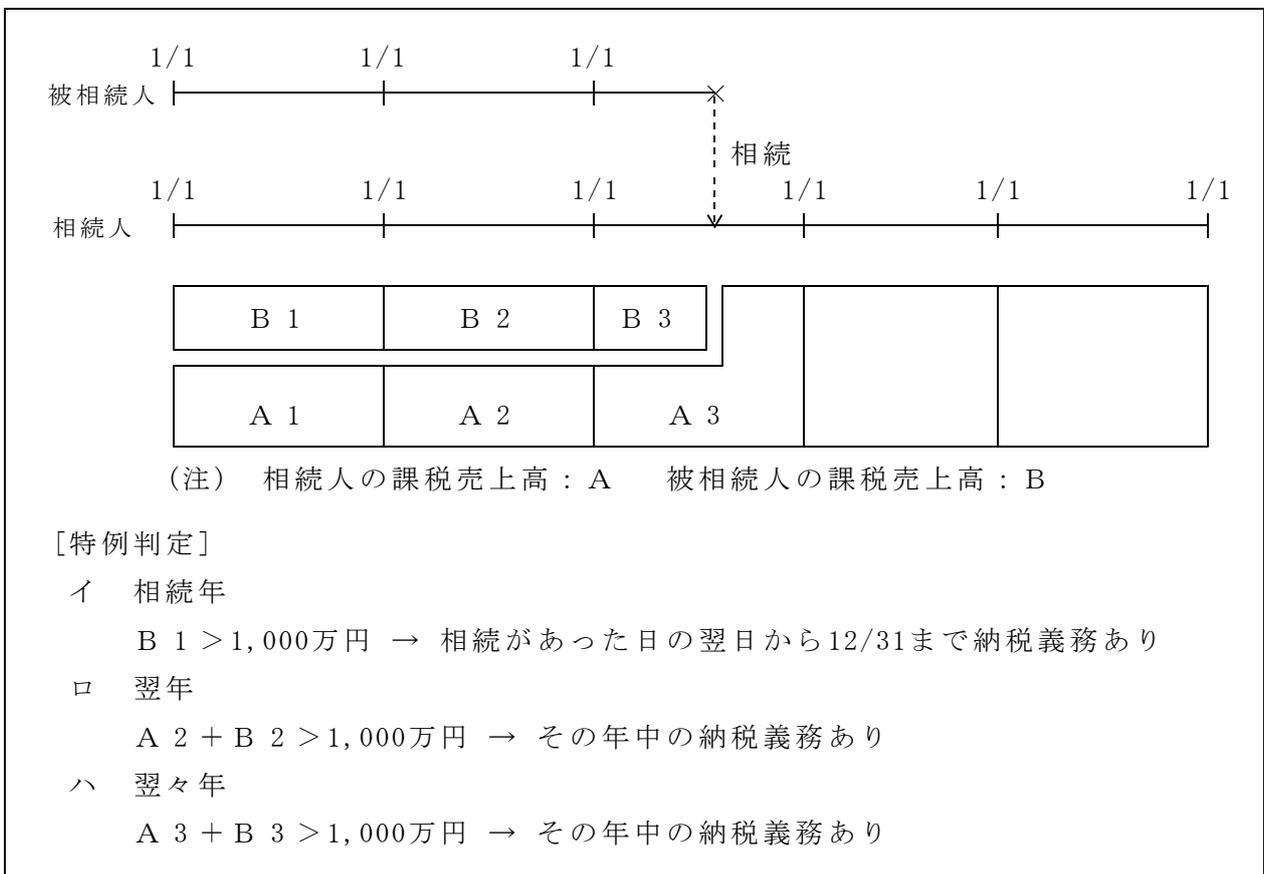
→その相続があった日の翌日から12月31日までの期間

(ロ) 相続があった年の翌年及び翌々年

被相続人の基準期間における課税売上高と相続人の基準期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超える場合

→その年の1月1日から12月31日までの期間

【特例判定のイメージ】



② 相続人が複数いる場合の判定

(イ) 共同相続

相続人が複数いる場合の遺産分割は、遺言によって各相続人の取得する財産が特定されない限り、原則として相続人間の遺産分割協議によることとなります。この場合、相続があった場合の特例判定に当たっては、その相続財産の分割が実行されるまでの間は被相続人の事業を承継する相続人が確定しないことから、各相続人が共同して被相続人の事業を

承継したものとして取り扱うこととされています。

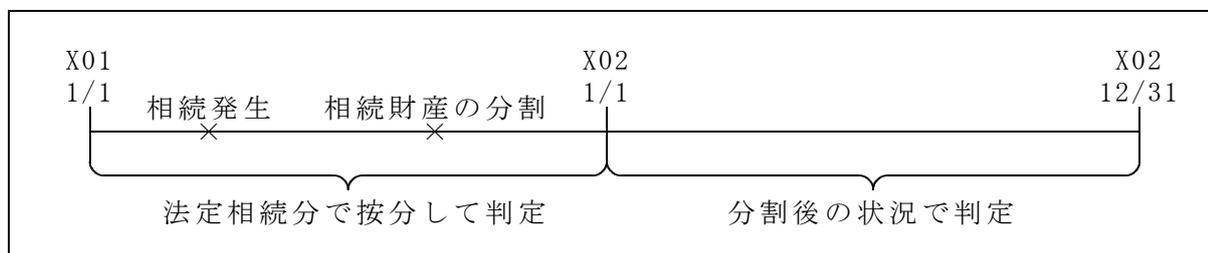
したがって、その被相続人の基準期間における課税売上高に各相続人の民法に規定する相続分に応じた割合を乗じて計算した金額を基礎として各相続人の納税義務の有無を判定することになります（消基通1-5-5）。

(ロ) 相続発生年に遺産分割が行われた場合

相続が発生した年に遺産分割が行われた場合、その年における各相続人の特例判定に関しては、被相続人の基準期間における課税売上高を法定相続分で按分した金額に基づいて判定することになります。この場合、相続発生時点で法定相続分に基づいてなされた納税義務判定の結果については、その後に行われる遺産分割の影響を受けないこととされています。

なお、相続が発生した年の翌年以降は、既に相続財産の分割が行われているわけですから、その分割後の状況で各相続人の納税義務を判定することになります。

【相続発生年に遺産分割が行われた場合】



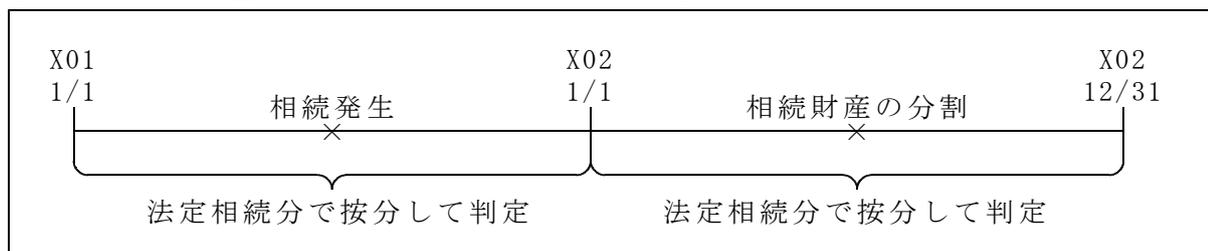
(ハ) 相続発生年の翌年に遺産分割が行われた場合

相続が発生した年の翌年に遺産分割が行われた場合、その相続が発生した年においては、まだ相続財産が未分割の状態ですから、当然に被相続人の基準期間における課税売上高を法定相続分で按分した金額に基づいて各相続人の特例判定を行うことになります。

注意したいのは、その遺産分割が行われた年においても、被相続人の基準期間における課税売上高を法定相続分で按分した金額に基づいて各相続人の特例判定を行うということです。消費税は税の転嫁を予定している税金であり、事前に納税義務を判定しておく必要があるわけですが、相続財産の分割が実行されたその翌年においても、その開始の日の前日時点では各相続人による共同相続の状態にあります。したがって、やはり法定相続分で按分した金額に基づいて各相続人の特例判定を行うことになるのです。なお、その時点で法定相続分に基づいてなされた納税義務判定については、やはりその後に行われる遺産分割の影響を受けないこととされています。

一方、遺産分割が行われた年の翌年は、その開始の日の前日時点で相続財産の分割が行われており、その分割後の状況で各相続人の納税義務を判定することになります。

【相続発生年の翌年に遺産分割が行われた場合】



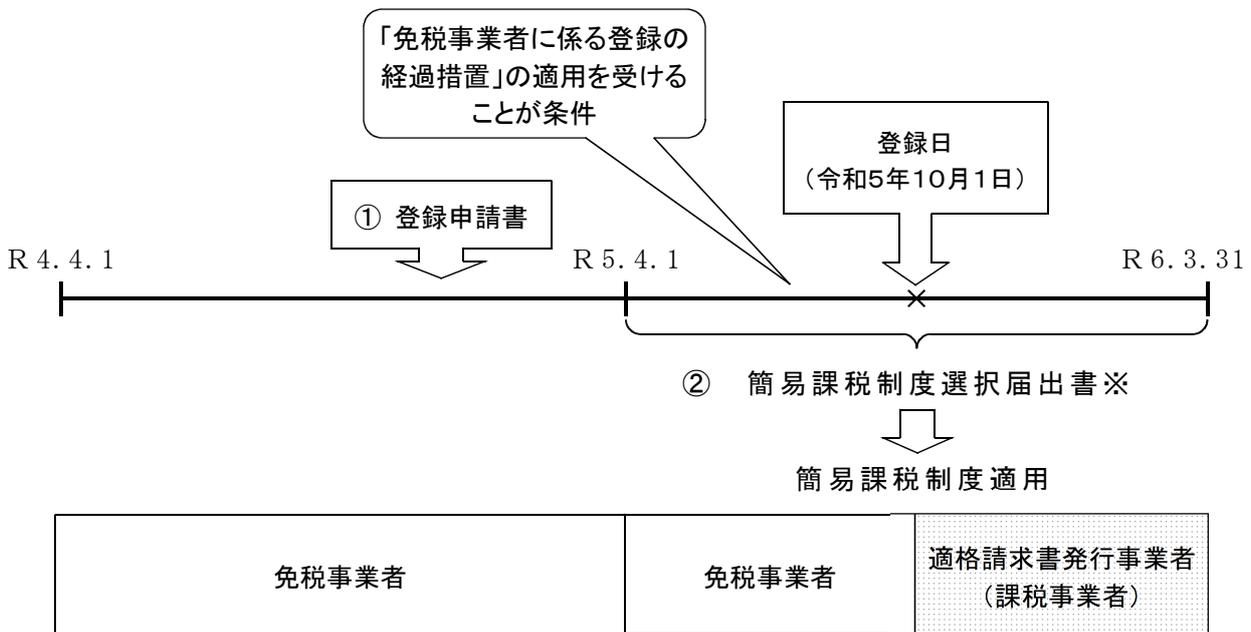
## 6 簡易課税制度の届出特例

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるに当たっては、これと併せて簡易課税制度を選択するケースが多くなるものと思われます。

ここで、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間において、「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用を受ける事業者は、簡易課税制度選択届出書について、提出時期の特例の適用を受けることができます。

この場合、簡易課税制度選択届出書に、その課税期間から簡易課税制度を適用する旨を記載し、これをその登録日の属する課税期間中に提出することにより、その課税期間から簡易課税制度を適用できます（平成30年改正消令附則18）。

### 【簡易課税制度の届出特例】



### [手続き]

- ① 登録申請書→令和5年9月30日までに提出
- ② 簡易課税制度選択届出書→令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に提出（特例の適用を受ける旨を記載します。）

※ 簡易課税制度選択届出書を原則どおり令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に提出する方法もあります。

### 【「特例の適用を受ける旨」欄】

税務署長殿	法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。									
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。											
<input type="checkbox"/> 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第6項の規定又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。											
① 適用	開始課税期間	自	令和	年	月	日	至	令和	年	月	日

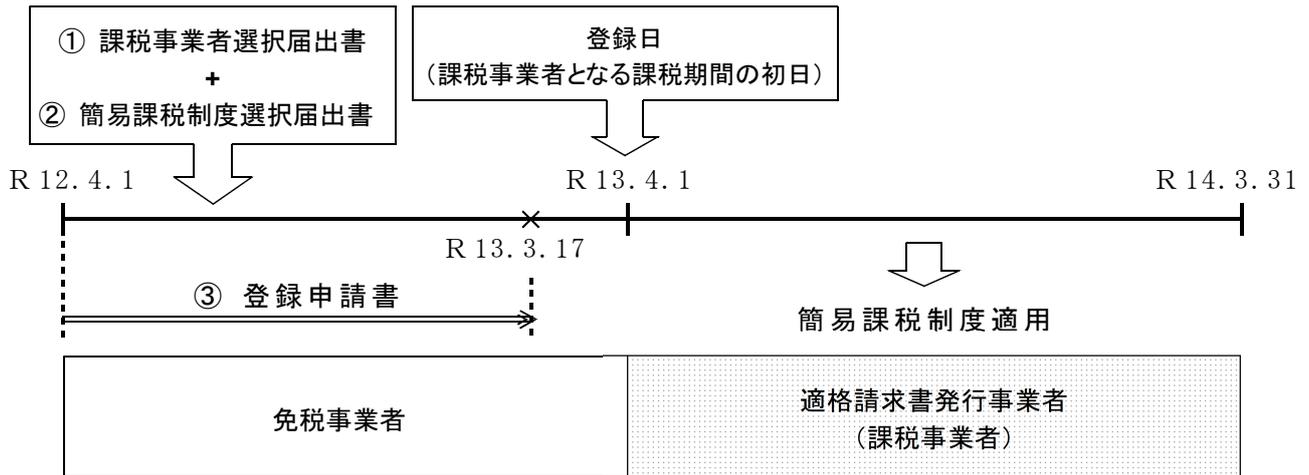
ここに✓マーク

< 参考 >

～経過措置適用期間経過後の課税期間の場合～

「免税事業者に係る登録の経過措置」の適用期間経過後については、上記の「簡易課税制度の届出特例」の適用はありません。

したがって、免税事業者が適格請求書発行事業者となり、簡易課税制度の適用を受ける場合には、原則として、その登録を受けようとする課税期間の直前の課税期間中に、①課税事業者選択届出書及び②簡易課税制度選択届出書並びに③登録申請書（その課税事業者となる課税期間の初日から起算して15日前の日まで）を提出することになります。



[手続き]

- ① 課税事業者選択届出書→令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間に提出  
※ 国税庁では、課税事業者選択届出書の提出を登録申請書の提出前又は登録申請書の提出と同時に行うよう要望しています。
- ② 簡易課税制度選択届出書→令和12年4月1日から令和13年3月31日までの間に提出
- ③ 登録申請書→令和13年3月17日までに提出

## 消費税簡易課税制度選択届出書

(虚線) 収受印

令和 年 月 日   税務署長殿	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 - )  (電話番号 - - )
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	法 人 番 号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。	
	(以下欄は縦書き)		

下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。  
 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第6項の規定  
 又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定  
 により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。

① 適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
② ①の基準期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
③ ②の課税売上高	円

事 業 内 容 等 (事業の内容)	(事業区分) 第 種事業
----------------------	-----------------

提出要件の確認	次のイ、ロ又はハの場合に該当する (「はい」の場合のみ、イ、ロ又はハの項目を記載してください。)		はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
	イ	消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合	課税事業者となった日 課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	令和 年 月 日  はい <input type="checkbox"/>
	ロ	消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新規設立法人」に該当する(該当していた)場合	設立年月日 基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	令和 年 月 日  はい <input type="checkbox"/>
	ハ	消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合(同条第2項の規定の適用を受ける場合)	仕入れ等を行った課税期間の初日 A この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	令和 年 月 日  はい <input type="checkbox"/>
	(仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合はAの欄を、自己建設高額特定資産に該当する場合は、Bの欄をそれぞれ記載してください。)	仕入れ等を行った課税期間の初日 建設等が完了した課税期間の初日 B この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	平成 令和 年 月 日 令和 年 月 日  はい <input type="checkbox"/>	
	※ 消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、ハの項目を次のとおり記載してください。 1 「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額資産」と読み替える。 2 「仕入れ等を行った」は、「消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と、「自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった」は、「調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と読み替える。 ※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の届出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。			

参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 - - )

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	部門番号				
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	確認	番号	確認		
	年 月 日					

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

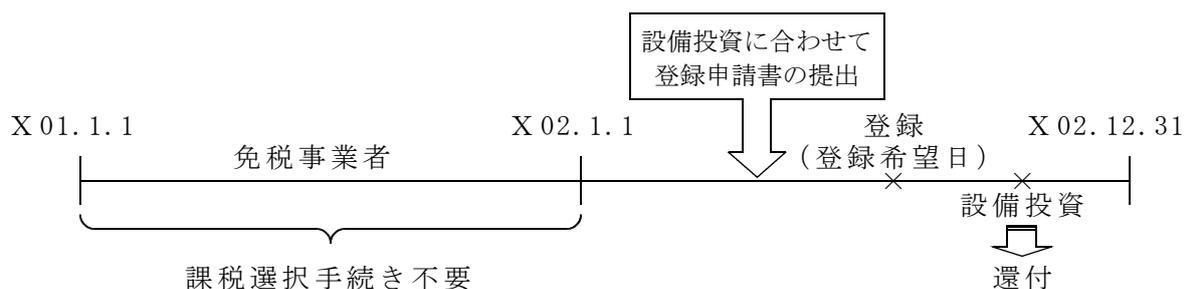
## 7 課税選択手続きとの関係

### (1) 経過措置の活用

適格請求書発行事業者の登録を行うということは、事実上の課税選択となります。現行、免税事業者が設備投資などによる還付を受けるためには、課税事業者選択届出書とその還付を受けようとする課税期間の直前の課税期間中に提出しなければなりません。

しかし、インボイス制度開始後、「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用することによって、より機動的に還付請求手続きを行うこともできます。

#### 【経過措置の活用】

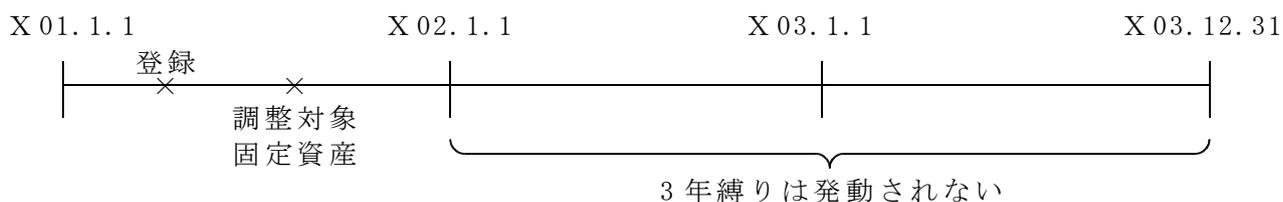


### (2) 3年縛りとの関係

課税事業者を選択した事業者が、本来の課税事業者としての拘束期間中に調整対象固定資産（税抜取得価額が100万円以上の固定資産をいいます。）を取得した場合には、その調整対象固定資産を取得した課税期間から第三年度の課税期間までは課税事業者として拘束され、かつ、簡易課税制度を適用することができません（消法9⑦、消法37③一）。

しかし、適格請求書発行事業者の登録によって課税事業者となった事業者が、調整対象固定資産（高額固定資産に該当するものを除きます。）を取得したとしても、この3年縛りは発動されません。

#### 【調整対象固定資産を取得した場合】

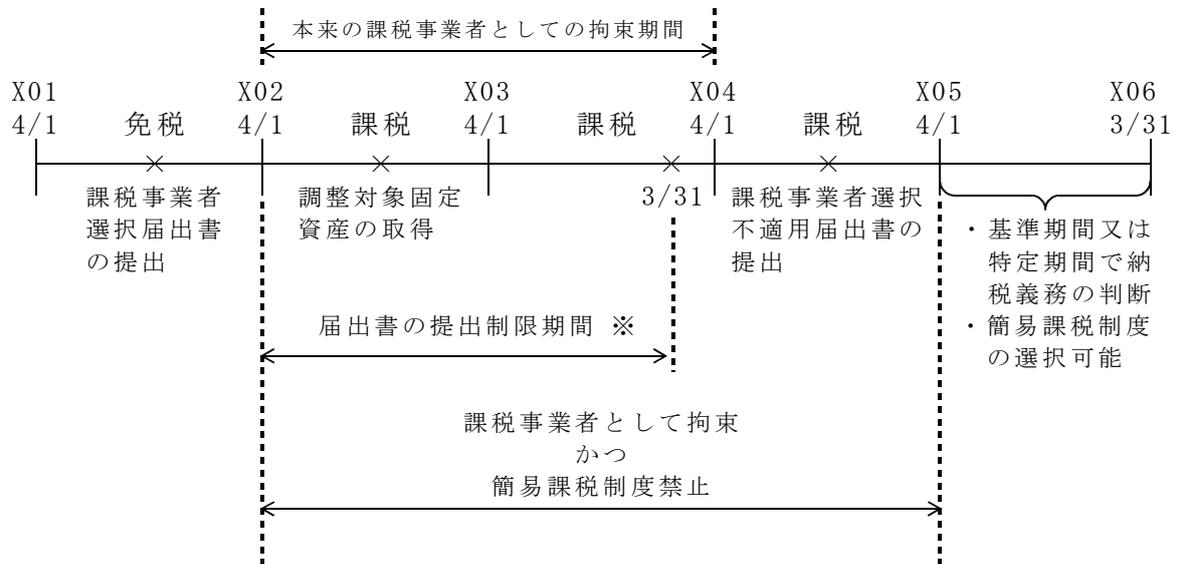


(注) その調整対象固定資産が高額特定資産（税抜取得価額が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。）に該当する場合には、3年縛りが発動されます（消法12の4①、消令25の5）。

< 参考 >

～各種 3 年縛り～

【課税選択をした事業者が調整対象固定資産を取得した場合】

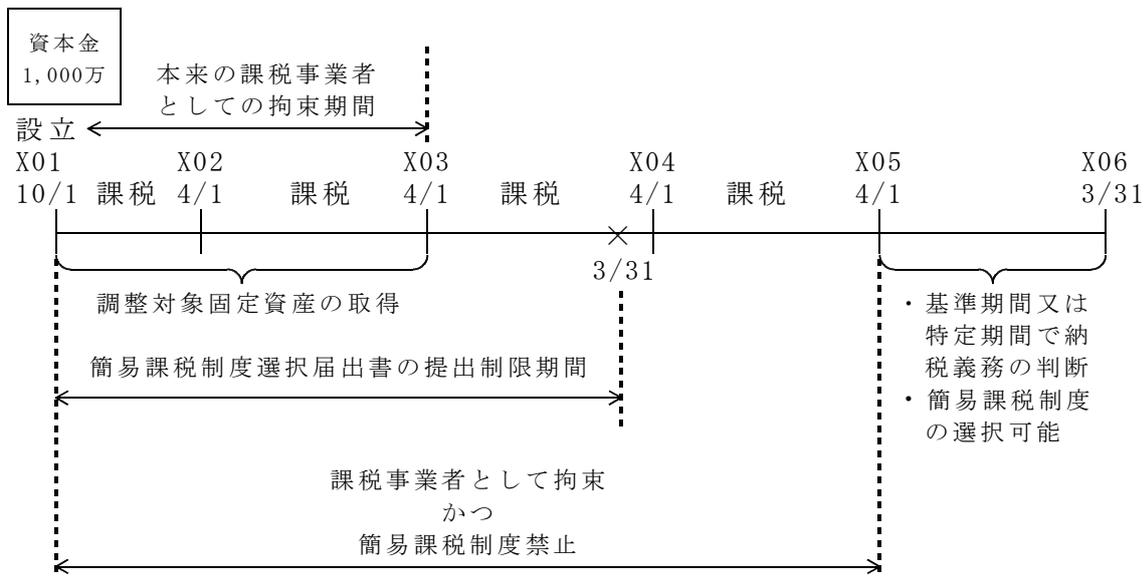


※ 届出書：「課税事業者選択不適用届出書」及び「簡易課税制度選択届出書」

[解説]

調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ課税事業者選択不適用届出書及び簡易課税制度選択届出書を提出することはできません。

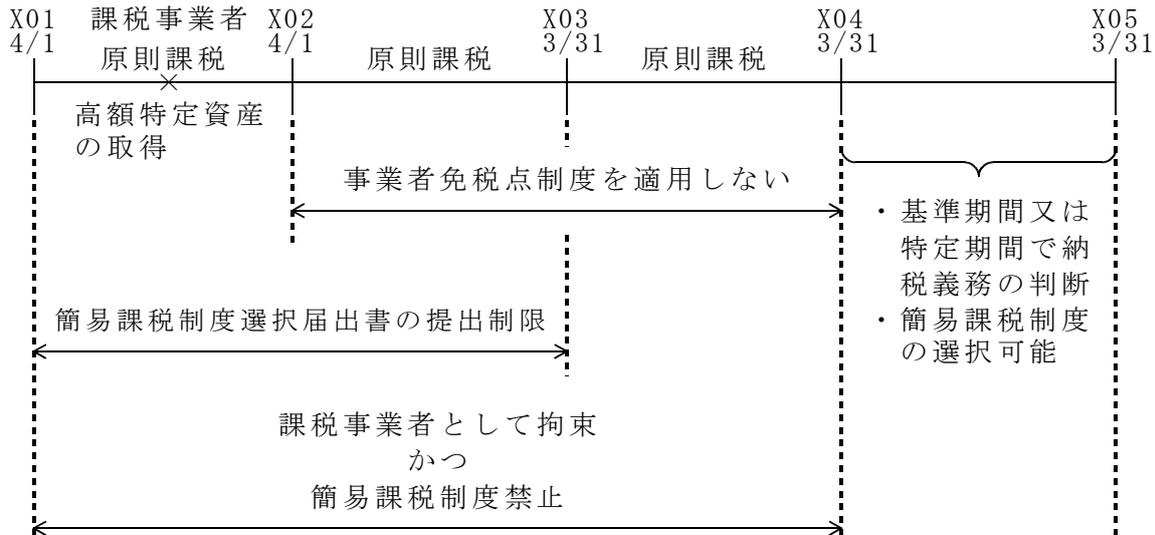
【新設法人が調整対象固定資産を取得した場合】



[解説]

調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間まで課税事業者として拘束されます。また、その3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ簡易課税制度選択届出書を提出することはできません。

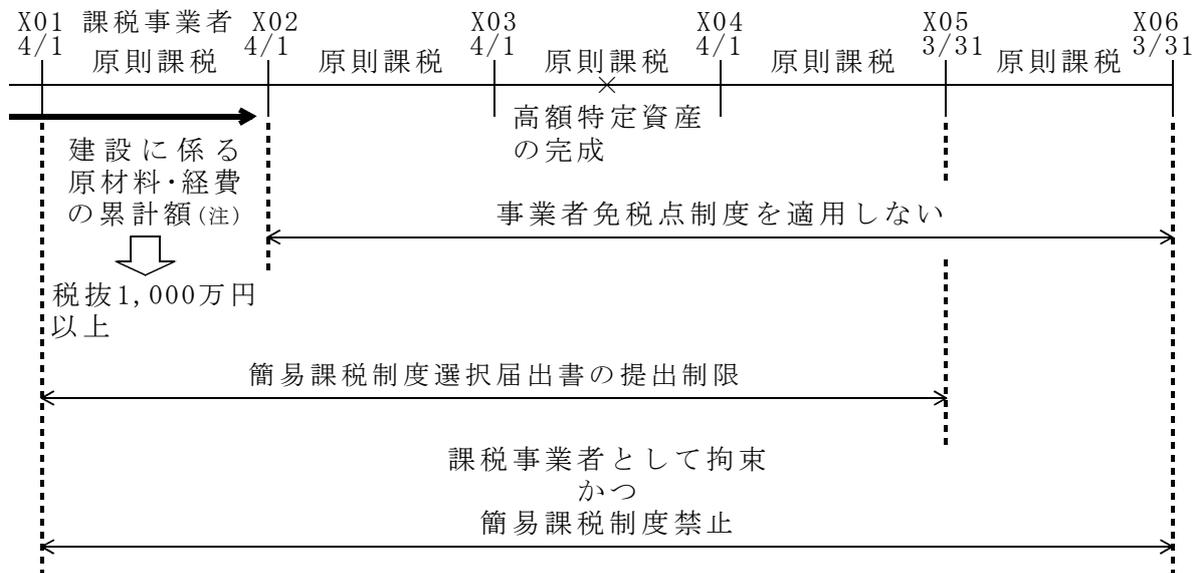
【課税事業者が高額特定資産を取得した場合】



[解説]

高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間まで課税事業者として拘束されます。また、その3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ簡易課税制度選択届出書を提出することはできません。

【高額特定資産を自己建設した場合】



(注) 建設等に要した原材料費及び経費に係るものにとり、免税事業者であった課税期間又は簡易課税制度の適用を受けていた課税期間中のものを除きます。

[解説]

自己建設高額特定資産の建設等に要した税抜き課税仕入れ等の金額の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の初日からその建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間まで課税事業者として拘束されます。また、その3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ簡易課税制度選択届出書を提出することはできません。

## II 経理処理のポイント

### 1 適格請求書発行事業者の義務

適格請求書発行事業者には、次に掲げる義務が課されます。

#### (1) 適格請求書の交付義務

買手側（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、適格請求書又は適格簡易請求書（いわゆる「簡易インボイス」）を交付する義務があります（消法57の4①②）。

#### (2) 適格返還請求書の交付義務

買手側（課税事業者に限ります。）に値引きや割戻し等の売上げに係る対価の返還等を行った場合には、適格返還請求書（いわゆる「返還インボイス」）を交付する義務があります（消法57の4③）。

#### (3) 修正した適格請求書等の交付義務

上記(1)及び(2)掲げる書類に誤りがあった場合には、修正したこれらの書類を交付する義務があります（消法57の4④）。

#### [電子データによる提供]

インボイス制度においては、上記(1)～(3)に掲げる書類の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録（電子データ）を相手方に提供する（いわゆる「電子インボイス」等を提供する）ことができます（消法57の4⑤）。

(注) 電子データを相手方に提供するに当たって、その相手方の承認は不要です。

#### (4) 写し等の保存義務

交付した上記(1)～(3)に掲げる書類の写し又は電子データを保存する義務があります（消法57の4⑥）。

なお、電子データの保存については、原則として、電帳法の規定に基づいて、そのオリジナルデータを保存する必要がありますが、これを紙にアウトプットし、整理して保存することも認められます（消規26の8、電帳法規4①）。

#### 【インボイス等の写し】

交付したインボイス等の写しとは、交付した書類そのものを複写したものはもちろんのこと、たとえば、簡易インボイスに係るレジのジャーナルなど、そのインボイス等の記載事項が確認できる程度の記載がされているものも含まれます（「インボイスQ&A」問76）。

#### 【写し等の保存期間】

交付したインボイス等の写しや提供したインボイス等の電子データについては、原則として、その交付した日又は提供した日の属する課税期間の確定申告期限から7年間、納税地等に保存しなければなりません（消令70の13①）。

## 2 インボイス等の交付義務免除

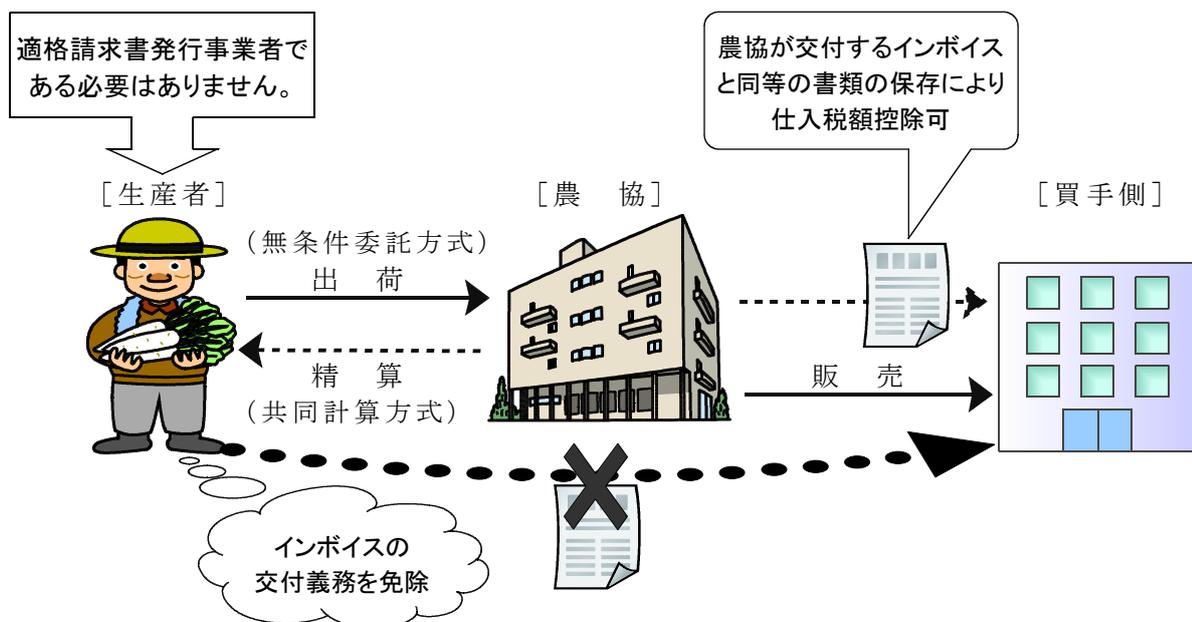
### (1) インボイスの交付義務免除

適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、インボイスを交付することが困難な次に掲げる取引については、そのインボイスの交付義務が免除されます（消法57の4①ただし書き、消令70の9②）。

#### 【インボイスの交付義務が免除される取引】

- ① 税込価額3万円未満の公共交通機関（船舶、バス、鉄道）による旅客の運送
  - ② 生鮮食料品等の出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた卸売業者が卸売の業務として行うものに限り、）
  - ③ 農林水産物の生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等（以下「農協等」といいます。）に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式※1、かつ、共同計算方式※2により生産者を特定せずに行うものに限り、）
  - ④ 税込価額3万円未満の自動販売機又は自動サービス機による商品の販売等
  - ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（ポストに投函されたものに限り、）
- ※1 「無条件委託方式」とは、生産者が農林水産物を出荷する際に、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を農協等に委託する方式をいいます。
- ※2 「共同計算方式」とは、一定期間内に農協等が出荷した同種、同規格、同品質ごとの農林水産物について、その平均価格によって精算する（全体の販売代金について、農協等が手数料を差し引いた上で、生産者全員で分け合う）方式をいいます。

#### 【農協特例】



(注) 生産者は、適格請求書発行事業者である必要はありません。生産者が免税事業者の場合であっても、農協は、インボイスと同等の書類を交付することができます。

## (2) 返還インボイスの交付義務免除

インボイスの交付義務が免除される取引（上記(1)の【インボイスの交付義務が免除される取引】）については、インボイスを交付しませんので、返還インボイスの交付を行う必要もありません（消法57の4③ただし書き、消令70の9②③）。

一方、売上げに対する値引き、返品、割戻し等の金額が税込1万円未満である場合には、その取引内容にかかわらず、その返還インボイスの交付義務が免除されることとなります（消法57の4③ただし書き、消令70の9③）。

なお、この取扱いに関しては、その適用事業者や適用期間についての制限はありません。

### [税込1万円未満の判定単位]

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満であるかどうかについては、返還した金額、あるいは、値引き等の対象となる請求や債権の単位ごとに減額した金額により判定することとなります（「インボイスQ&A」問29）。

なお、値引き等の金額に標準税率が適用されたものと軽減税率が適用されたものが含まれている場合であっても、適用税率ごとの値引き等の金額により判定することはできません。

### <参考>

#### ～税額控除との関係～

返還インボイスについては、交付義務とその写しの保存義務がありますが、これらの義務は対価の返還等に係る税額控除の適用要件ではありません。

税額控除については、次に掲げる事項を帳簿に記録し、確定申告期限から7年間保存することが適用要件となります（消法38②、消令58の2）

#### 【帳簿の記載事項】

- ① 対価の返還等を受けた者の氏名又は名称
- ② 対価の返還等を行った年月日
- ③ 対価の返還等の基となる取引の内容（その基となる取引が軽減税率対象取引である場合には軽減税率対象である旨）
- ④ 税率ごとに区分した対価の返還等の金額

### 3 帳簿保存要件

#### (1) 帳簿の記載事項等

インボイス制度の下では、必要事項を記載した帳簿、かつ、インボイス等の保存が仕入税額控除の要件となります（消法30⑦）。

ただし、災害その他やむを得ない事情により、その保存をすることができなかったことを、その事業者側で証明できる場合には、その保存がなくても仕入税額控除の適用を受けることができます（消法30⑦ただし書き）。

#### [保存期間]

原則として、帳簿については閉鎖した日（決算日）、インボイス等については受領した日（電子データであれば提供を受けた日）の属する課税期間の確定申告期限から7年間、納税地又は事務所等の所在地に保存しなければなりません（消令50①）。

ただし、確定申告期限から5年間を超えた期間については、帳簿又はインボイス等のいずれかの保存によることができます（消令50①ただし書き、消規15の6）。

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式における記載事項と同じです。具体的には、次に掲げる事項を記載する必要があります（消法30①八、インボイス通達4-5）。

#### 【帳簿の記載事項】

① 取引の相手方の氏名又は名称※1

② 取引年月日

③ 取引内容（軽減税率対象取引については軽減税率対象である旨）※2、3

④ 取引に係る税込価額

※1 電話番号などで確認できるなど、その事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などを記載することもできます。

また、取引先コード等の記号、番号等によることもできます。

※2 青果店であれば「野菜」、「食料品」など、商品の一般的な総称でまとめて記載することができます。

また、商品コード等の記号、番号等によることもできます。

※3 月単位で請求書等が交付される場合には、「〇月分」など、一定期間分の取引をまとめて記載することができます。

(2) 帳簿のみの保存で保存要件を満たす取引

書類の交付を受けることが困難な取引として、次に掲げるものについては、帳簿の保存のみで仕入税額控除を適用することができます（消法30⑦、消令49①、消規15の4）。

【帳簿のみの保存で保存要件を満たす取引】

- ① 税込価額3万円未満の公共交通機関（船舶、バス、鉄道）による旅客の運送
- ② 税込価額3万円未満の自動販売機又は自動サービス機による商品の販売等
- ③ 郵便切手を対価とする郵便サービス（ポストに投函されたものに限り、）
- ④ 簡易インボイスの必要事項が記載された入場券等が、その使用の際に回収されてしまう取引
- ⑤ 古物営業、質屋営業又は宅地建物取引業を営む事業者が、適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を棚卸資産として取得する取引
- ⑥ 事業者が、適格請求書発行事業者でない者から、再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑦ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当等及び通勤手当

(注) 区分記載請求書等保存方式で認められている、税込3万円未満の少額取引の場合や請求書等の交付を受けることが困難な場合について、帳簿の保存のみで仕入税額控除を行うことができる取扱いは、インボイス制度開始により廃止されます。

この場合には、帳簿に通常記載すべき事項に加え、次に掲げる事項の記載が必要となります（消令49①一、②、インボイス通達4-7、「インボイスQ&A」問107）。

【帳簿に記載すべき追加事項】

(イ) 上記①～⑦のどの取引に該当するのかの旨

例：①に該当する場合には、「3万円未満の鉄道料金」、④に該当する場合には、「入場券等」と記載します。

(ロ) 次に掲げる取引については相手方の住所又は所在地

イ 上記②及び④の取引

例：②に該当する場合には、「〇〇市 自販機」、「××銀行□□支店 ATM」などと記載します。

ロ 上記⑤の取引のうち、古物台帳など、その業務に関する帳簿等へ「相手方の氏名及び住所」を記載する必要があるもの（税込1万円以上の買取等）

ハ 上記⑥の取引のうち、事業者から購入するもの

<参考>

～古物台帳の記帳義務～

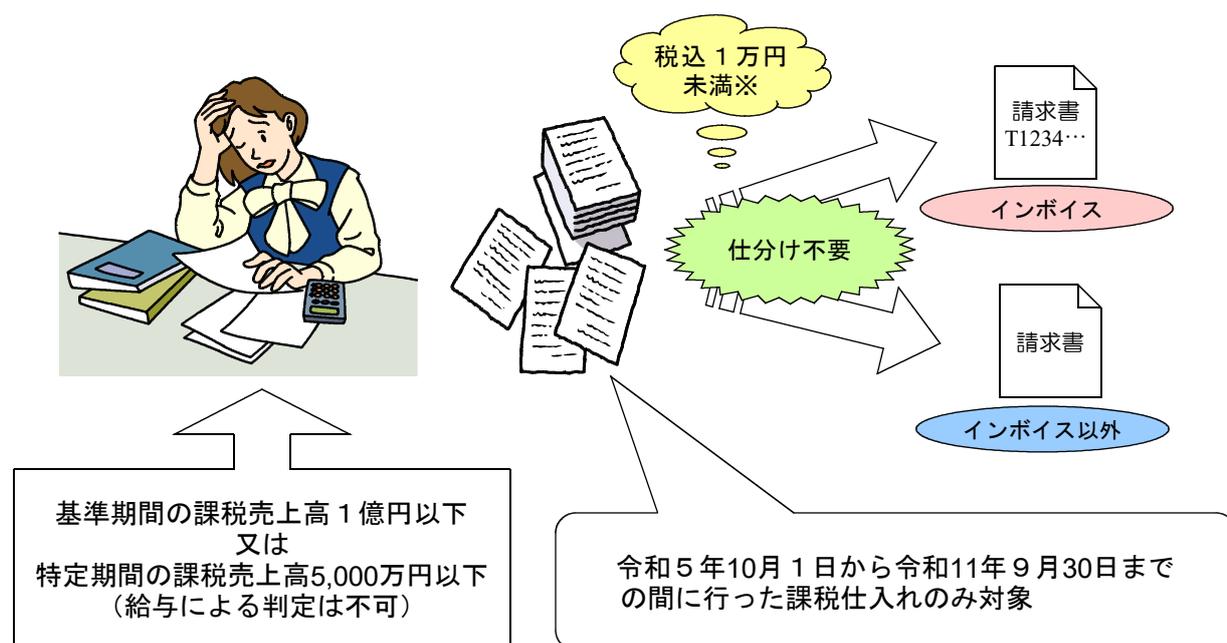
古物営業を営む者は、商品を仕入れた際の対価の総額が税込1万円以上の場合には、「古物台帳」に、① 取引年月日、② 古物の品目及び数量、③ 古物の特徴、④ 相手方の住所、氏名、職業及び年齢、⑤ 相手方の確認方法を記載し、保存しなければなりません（古物営業法16、18）。

### (3) 少額取引に係るインボイスの保存不要制度（少額特例）

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れについて、その課税仕入れに係る金額が税込1万円未満である場合には、帳簿のみの保存によって仕入税額控除が認められます（以下、「少額特例」）（平成28改正法附則53の2、「インボイスQ&A」問108）。

なお、この「少額特例」では、請求書等の保存については、一切問わないこととなります。また、帳簿の記載事項については、通常の記事事項のみで適用を受けることができます。したがって、「特例の適用を受ける旨」の記載も不要です。

#### 【制度のイメージ】



※ 一回の取引に係る課税仕入れの金額が税込1万円未満かどうかで判定します。

#### [税込1万円未満の判定単位]

税込1万円未満かどうかの判定については、あくまでも、一取引単位の金額で判定を行います。現行制度においても、税込3万円未満の少額取引については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。この場合、一商品ごとの金額ではなく、一回の取引の合計額によって判定を行います（消基通11-6-2）。「少額特例」の判定単位についてもこれと同様の取扱いとなります（「インボイスQ&A」問109）。

#### 4 仕入税額控除の経過措置

インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は適格請求書発行事業者の登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、インボイス等の交付が受けられないことから、仕入税額控除を行うことができません（消法30⑦）。

しかし、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に限定して、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合について仕入税額控除を認める経過措置が設けられています（平成28年改正法附則52、53）。

##### 【経過措置の適用期間と仕入税額】

適用期間	仕入税額
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額×80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額×50%

##### 【経過措置のイメージ】

R 5. 10. 1		R 8. 10. 1		R 11. 10. 1	
仕入税額相当額 ×100%	仕入税額相当額×80% (経過措置)	仕入税額相当額×50% (経過措置)			仕入税額控除なし

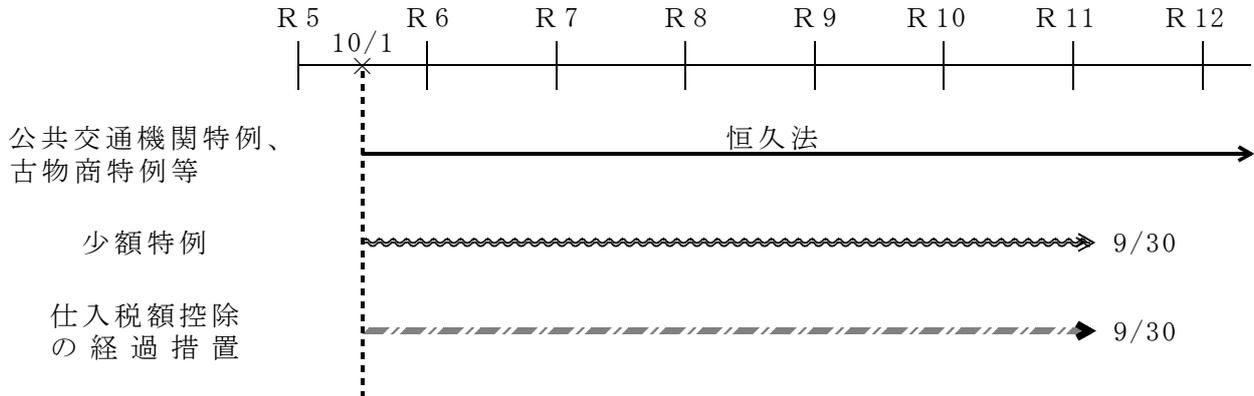
なお、この経過措置の適用を受けるための要件は次のとおりです。

##### 【経過措置の適用要件】

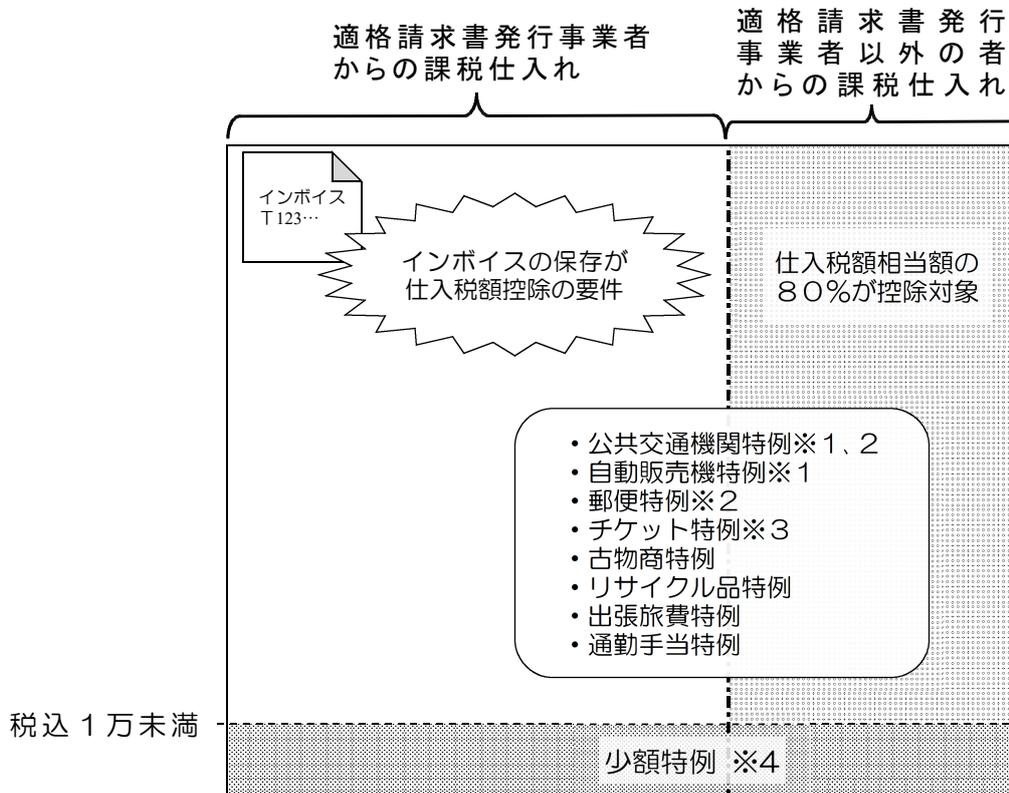
- ① 帳簿について、区分記載請求書等保存方式における記載事項に加え、たとえば、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する他、個々の取引に「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する等、この経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載を行うこと
- ② 請求書等又はその電子データについて、区分記載請求書等と同様の必要事項が記載又は記録されていること（請求書等に「軽減税率対象である旨」又は「税率ごとに区分して合計した税込価額」の記載がない場合に自ら追記又はデータを紙に出力して追記する場合を含みます。）

< 参考 >

～各種特例の適用期間～



～課税仕入れと各種特例との関係～



- ※1 税込3万円未満の取引のみ特例の対象です。
- ※2 現実的に適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れはありません。
- ※3 相手方が適格請求書発行事業者の場合のみ特例の対象です。
- ※4 基準期間の課税売上高が1億円以下の中小事業者等が対象です。

## 5 電子インボイス等の提供と電子データの保存

### (1) 電子インボイス等の提供

インボイス制度の下では、書類による請求書等の交付に代えて、その書類に記載すべき事項に係る電子データの提供（電子インボイス等の提供）が、消費税法としては、初めて認められることとなります。

なお、電子インボイス等の提供方法としては、次に掲げるような方法があります（インボイス通達 3-2）。

#### 【電子インボイス等の提供方法】

- ① 光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供
- ② EDI取引※における電子データの提供
- ③ 電子メールによる電子データの提供
- ④ クラウド等を通じた電子データの提供

※ 「EDI（Electronic Data Interchange）取引」とは、異なる企業・組織間で、「受注・発注」、「出荷・納品」、「請求・支払」等の各種取引情報に関連するデータを通信回線を通じて交換する取引等をいいます。

### (2) 請求書等の保存と電帳法との関係

インボイス等の授受に伴って注意すべきなのが、「電帳法」に基づく電子データの保存方法です。

電帳法では、請求書や領収書等の国税関係書類に関して、次の3つの電子データの発生形態別に、それぞれの電子データに係る保存方法を定めています（電帳法 4②③、7）。

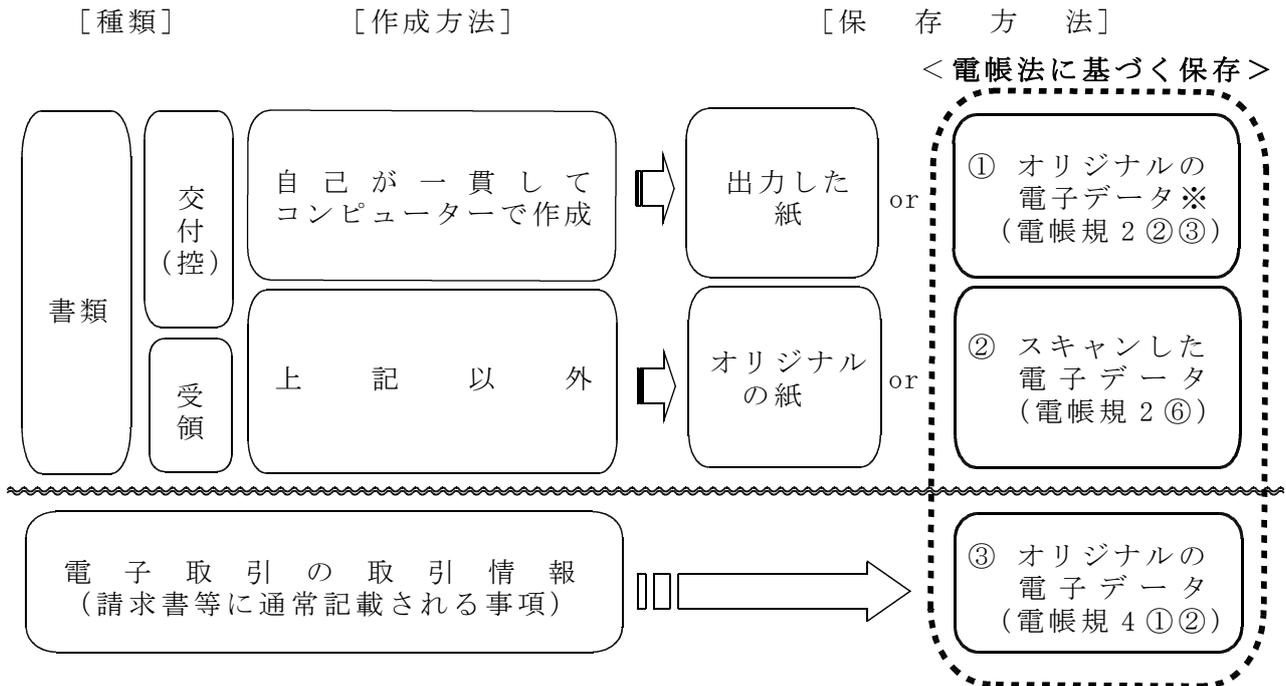
#### 【電帳法で定める電子データ】

- ① 自己が一貫してコンピューターを使用して作成したオリジナルの電子データ
- ② 自らが作成した又は相手方から受領した書類をスキャンした電子データ
- ③ 電子取引に係る電子データ

このうち、電帳法では、取引に関して交付し又は受領する請求書や領収書等の国税関係書類に通常記載される事項を電子データで授受する取引のことを「電子取引」と呼んでいます。

この「電子取引」を行った場合には、そのオリジナルの電子データの保存を行うこととなります。消費税における電子インボイス等の授受は、この「電子取引」に該当しますので、原則として、電帳法で定める方法に従って、そのオリジナルの電子データを保存することとなります。

【電帳法に定める国税関係書類等の保存方法】



※ 一定の要件を満たす場合には、マイクロフィルムによる保存も可能

(出典：「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】(令和4年6月)国税庁」問1の図解を一部加筆修正)

< 参考 >

～令和3年度の電帳法改正～

電子データの保存要件は、令和3年度の電帳法改正によって、大きくその要件が緩和されました。たとえば、改正前は、上記①の「自己が一貫してコンピューターを使用して作成したオリジナルの電子データ」と②の「自らが作成した又は相手方から受領した書類をスキャンした電子データ」の保存に当たっては、事前に税務署長の承認が必要でしたが、これが不要となりました。また、個々の保存要件についても見直しが行われ、全体としては緩和されています。

一方で、電子データの保存が改正後の電帳法に定める要件に従っていない場合には、税法上保存義務がある国税関係書類として取り扱わない、電子データの改ざん等により不正計算がなされた場合には、重加算税をさらに10%加重に賦課するなど、法令の厳格な執行と罰則規定の強化が図られています。

ところで、令和3年度の電帳法改正において、実務上、非常にインパクトがあったのが、「電子取引」に関する保存方法の改正です。改正前の電帳法においては、「電子取引」について、電子データをそのまま保存することを原則としつつも、その電子データを紙に出力し、これを保存することも認められていました。しかし、令和3年度改正によって、この紙への出力保存が禁止され、電帳法の要件に従ったデータ保存が必須となりました(電帳法7)。

～令和4年度の電帳法改正～

令和3年度の電帳法改正によって、令和4年1月1日以後、「電子取引」に係る電子データの保存が義務化される予定でしたが、令和4年度の税制改正大綱において、2年間の宥恕措置が盛り込まれました（改正法は、令和3年12月27日に交付済みです）。

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行われた「電子取引」に係る電子データについては、保存要件にしたがって保存ができなかったことについてやむを得ない事情がある場合には、引き続き紙への出力保存が可能となりました。また、電帳法に定める保存要件を満たさない形での電子データの保存も認められます（令和3年改正電規附則2③、「インボイスQ&A」問79）。

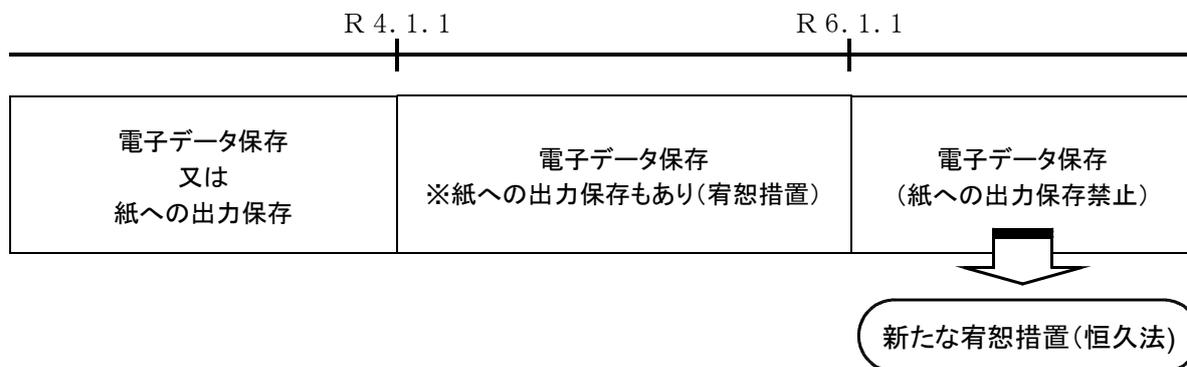
なお、この宥恕措置の適用にあたっては、納税者から税務署長への手続などは必要ありません。

～令和5年度の電帳法改正～

令和6年1月1日以後に行われる電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が、その電子取引に係る電子データを保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、その保存義務者が質問検査権に基づくその電子データのダウンロードの求め及びその電子データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限り、）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電子データの保存をすることができるようになります（電帳規4③）。

なお、電子データを保存する場合の保存要件自体も見直され、その要件が緩和されています（電帳規4①）。

【時系列で見た電子データの保存方法】



(3) 消費税法による保存方法

電帳法は、基本的には所得税、法人税の取扱いを定めたものであって、消費税における電子取引、いわゆる電子インボイスに関しては、もともとオリジナルの規定があります。

消規26の8②では、売手側が、その提供する電子インボイスの記録を紙に出力して保存することを認めています。また、消規15の5②では、買手側が、その提供を受けた電子インボイスの記録を紙に出力して保存することを認めています。

したがって、電子インボイスの授受に関しては、原則として電帳法のルール（電帳規4①②）に則ってオリジナルデータの保存が求められますが、それができないようであれば、紙へのアウトプット保存も認められます。

### Ⅲ 税額計算のポイント

#### 1 計算方法の選択

選択方法の組合せを図表で示すと次のようになりますが、「売上税額－積上計算、仕入税額－割戻計算」という組み合わせだけは選択できませんので注意してください。

なお、事業者による売上税額と仕入税額の計算方法に関する選択については、売上税額の計算において積上計算を行うかどうかポイントになります。

現行制度において売上税額の計算上、積上計算を採用している事業者については、インボイス制度開始後についても、通常、そのまま積上計算を採用することになります。

ここで、現行制度においては、その仕入税額の計算について割戻計算を採用していますが、インボイス制度開始後においては、この割戻計算を採用することができなくなります。したがって、引き続き売上税額の計算上、積上計算を採用していく事業者については、仕入税額の計算方法を令和5年10月1日においてきっちりと切り替える必要が出てきます。

一方、売上税額の計算上、インボイス制度開始後においても、引き続き割戻計算を採用しようとする事業者については、仕入税額の計算方法をあえて積上計算に変更する必要はありません。このような事業者については、インボイス制度開始前後において、特に計算方法を変更することはないのです。

#### 【売上税額と仕入税額の計算方法の組合せ】

売上税額	仕入税額	採用の可否
割戻計算	請求書等積上計算	○
	帳簿積上計算	○
	割戻計算	○
積上計算	請求書等積上計算	○
	帳簿積上計算	○
	割戻計算	×
割戻計算と積上計算の併用	請求書等積上計算	○
	帳簿積上計算	○
	割戻計算	×

※1 仕入税額の計算において「請求書等積上計算」と「帳簿積上計算」の併用はできません。

※2 仕入税額の計算において「積上計算」と「割戻計算」の併用はできません。

< 参考 >

～売上税額の積上計算の特例～

令和 5 年 9 月 30 日までの区分記載請求書等保存方式が適用される期間については、一定の要件の下、引き続き旧消費税法施行規則第 22 条第 1 項に規定する「課税標準額に対する消費税額の計算の特例」（いわゆる「売上税額の積上計算の特例」）の適用が認められます。

そして、令和 5 年 10 月 1 日以後、この特例は廃止となり、前述したインボイス等に記載された消費税額に基づく売上税額の積上計算に切り替わります。

[売上税額の積上計算の特例]

次の①又は②に掲げる要件を満たす場合には、その税率ごとに端数処理を行った後の消費税額相当額を基礎として、課税標準額に対する消費税額の計算を行うことができます。

< 適用要件 >

① 税込価格を基礎とした代金決済を行う場合

税込価格を税率ごとに区分して合計し、それぞれの合計額に 108 分の 8 又は 110 分の 10 を乗じて計算した 1 円未満の端数処理後の消費税額相当額を領収書等に明示すること

② 税抜価格を基礎とした代金決済を行う場合

税抜価格を税率ごとに区分して合計し、それぞれの合計額にそれぞれの税率（8 % 又は 10 %）を乗じて計算した 1 円未満の端数処理後の消費税額相当額を領収書等に明示すること

※ 事業者間取引の場合などに適用されます。

< 積上計算による消費税額の計算 >

(イ) 軽減税率対象取引

$$\text{領収書等に記載された消費税額の合計額} \times \frac{62.4}{80}$$

(ロ) 標準税率対象取引

$$\text{領収書等に記載された消費税額の合計額} \times \frac{78}{100}$$

## 2 売上税額の計算方法

### (1) 割戻計算（原則）

税率ごとの税込課税売上高の合計額を税率ごとに割り戻して計算する方法です。具体的には次に掲げる算式によって計算します（消法45①）。

#### 【割戻計算】

#### ① 軽減税率対象取引

##### (イ) 課税標準額

$$\text{税込課税売上高} \times \frac{100}{108} = \text{税抜課税売上高（千円未満切捨）} \rightarrow \text{課税標準額}$$

##### (ロ) 消費税額

$$\text{課税標準額} \times 6.24\% = \text{消費税額}$$

#### ② 標準税率対象取引

##### (イ) 課税標準額

$$\text{税込課税売上高} \times \frac{100}{110} = \text{税抜課税売上高（千円未満切捨）} \rightarrow \text{課税標準額}$$

##### (ロ) 消費税額

$$\text{課税標準額} \times 7.8\% = \text{消費税額}$$

#### ③ ① + ② = 売上税額の合計額

### (2) 積上計算（特例）

インボイス又は簡易インボイスに実際に記載した消費税額の合計額に基づいて計算する方法です。具体的には次に掲げる算式によって計算します（消法45⑤、消令62①）。

なお、売上税額を「積上計算」により計算した場合には、仕入税額の計算も「積上計算」によらなければなりません。

#### 【積上計算】

$$\text{インボイス等に記載した消費税額の合計額} \times \frac{78}{100} = \text{売上税額の合計額}$$

(注) 軽減税率分と標準税率分は分けずに計算します。

#### 【適用要件】

相手方に交付したインボイスの写し又は簡易インボイスの写しを保存していることが要件となります。

なお、簡易インボイスの記載事項は「適用税率」又は「税率ごとに区分した消費税額」となっていますが、「適用税率」のみを記載している場合には、積上計算を行うことはできません（インボイス通達3-13(注)1）。

### 3 仕入税額の計算方法

#### (1) 積上計算（原則）

##### ① 請求書等積上計算

交付されたインボイス等実際に記載された消費税額の合計額に基づいて計算する方法です。具体的には次に掲げる算式によって計算します（消法30①、消令46①、70の10）。

##### 【請求書等積上計算】

$$\text{インボイス等に記載された消費税額の合計額} \times \frac{78}{100} = \text{仕入税額の合計額}$$

（注） 軽減税率分と標準税率分は分けずに計算します。

##### ② 帳簿積上計算

課税仕入れの都度、税率ごとの税込課税仕入高を税率ごとに割り戻して算出した消費税相当額を仮払消費税額等などとして帳簿に計上し、その消費税相当額の合計額に基づいて計算する方法です。具体的には次に掲げる算式によって計算します（消法30①、消令46②）。

##### 【帳簿積上計算】

$$\text{帳簿へ計上した消費税相当額の合計額} \times \frac{78}{100} = \text{仕入税額の合計額}$$

（注） 軽減税率分と標準税率分は分けずに計算します。

##### 【帳簿へ計上する消費税相当額の計算】

##### (イ) 軽減税率対象取引

$$\text{税込課税仕入高} \times \frac{8}{108} = \text{消費税相当額※}$$

##### (ロ) 標準税率対象取引

$$\text{税込課税仕入高} \times \frac{10}{110} = \text{消費税相当額※}$$

※ 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入し、切上げは認められません。

##### [課税仕入れの都度の意義]

課税仕入れの都度とは、たとえば、インボイス等の交付を受けた際に、そのインボイス等を単位として帳簿に計上している場合のほか、月単位など、課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつき、まとめて交付を受けたインボイス等を単位として帳簿に計上している場合が含まれます（インボイス通達4-4）。

< 参考 >

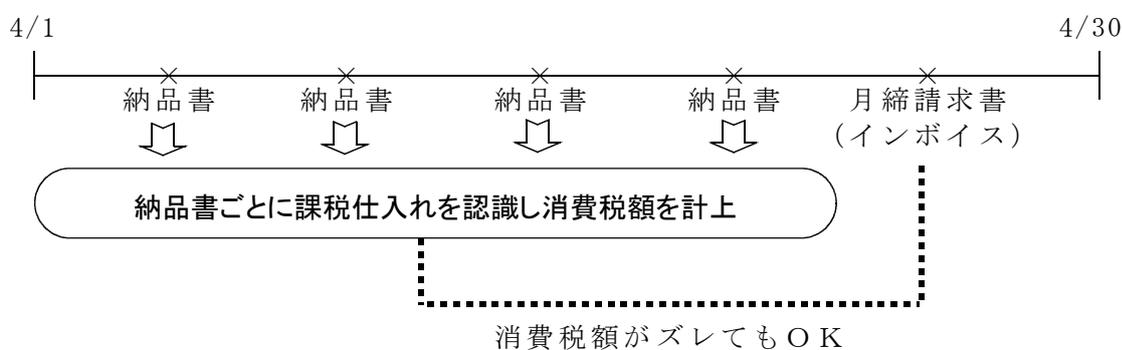
～仕入れの計上時期と帳簿積上計算～

帳簿積上計算においては、課税仕入れの都度、税込課税仕入高を割り戻した端数処理後の消費税額を帳簿に計上することが適用要件となります。

なお、必ずしもインボイス単位で計上する必要はなく、インボイスではない納品書等の証憑を基に課税仕入れを認識している場合には、これを基に計算した消費税額を計上することも認められます（「インボイスQ & A」問123）。

また、この場合、端数処理の関係で受領したインボイスに記載された消費税額と帳簿に計上した消費税額に差が生じるケースも想定されますが、制度上調整は不要のようです。仮に、帳簿に計上した消費税額がインボイスに記載された消費税額を超えたとしても問題ありません。

【納品書を基に消費税額を計上する場合】



(2) 割戻計算（特例）

税率ごとの税込課税仕入高の合計額を税率ごとに割り戻して計算する方法です。具体的には次に掲げる算式によって計算します（消法30①、消令46③）。

なお、「割戻計算」により仕入税額を計算できるのは、売上税額を「割戻計算」している場合に限られます。

【割戻計算】

① 軽減税率対象取引

$$\text{税込課税仕入高} \times \frac{6.24}{108} = \text{課税仕入れに係る消費税額}$$

② 標準税率対象取引

$$\text{税込課税仕入高} \times \frac{7.8}{110} = \text{課税仕入れに係る消費税額}$$

③ ① + ② = 仕入税額の合計額

< 参考 >

～仕入税額控除の経過措置の適用がある場合～

仕入税額控除の経過措置（仕入税額の80%又は50%相当額の控除）の適用がある場合の経過措置の対象となる課税仕入れに係る消費税額の計算については、事業者が選択した「積上計算」又は「割戻計算」に応じて次のように計算します（平成30年改正消令附則22、23）。

**【請求書等積上計算又は帳簿積上計算を適用する場合】**

経過措置の適用を受ける課税仕入れを行った都度、次に掲げる算式によって計算し、これを積上げます。なお、経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、期末において一括して、次に掲げる算式によって計算することもできます。

① 軽減税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額} \times \frac{6.24}{108} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額 (注)}$$

② 標準税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額} \times \frac{7.8}{110} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額 (注)}$$

(注) 1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入し、切上げは認められません。

**【割戻計算を適用する場合】**

その課税期間中に行った経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額の合計額について、次に掲げる算式によって計算します。

① 軽減税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額の合計額} \times \frac{6.24}{108} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額}$$

② 標準税率対象取引

$$\text{経過措置の適用を受ける課税仕入れの金額の合計額} \times \frac{7.8}{110} \times 80\% (\text{又は} 50\%) = \text{仕入税額}$$

## 4 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

### (1) 概要

免税事業者が、適格請求書発行事業者としての登録に伴い課税事業者となった場合には、その課税期間における売上税額から控除する金額を売上税額に8割を乗じた額とすることができます（平成28年改正法附則51の2）。結果として、この経過措置（以下、「2割特例」）を適用することにより、その納税額を売上税額の2割に抑えることができます。

なお、この「2割特例」の適用に当たっては、事前の届出が不要であり、申告時に選択適用できます。さらに、その業種にかかわらず適用することができることから、言うなれば「ネオ簡易課税制度」といったところでしょうか。

### (2) 適用期間

「2割特例」の適用期間は、厳密に言うと、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります（平成28年改正法附則51の2①）。

したがって、たとえば、個人事業者が令和5年10月1日に登録を行った場合、令和5年から令和8年分まで4年分の確定申告において、この「2割特例」を適用して税額計算を行うことができます。

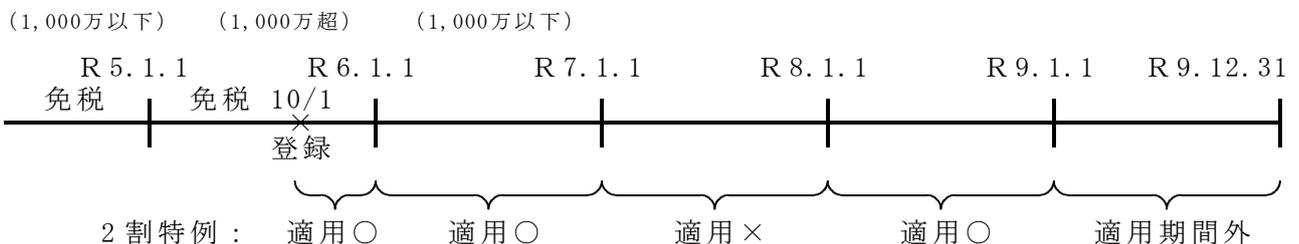
### (3) 適用対象者

「2割特例」では、適格請求書発行事業者の登録を行わなければ、そもそも課税事業者にならなかった者、言い換えれば、「その登録がなければ免税事業者となる者」が、原則として、その適用を受けることができます。したがって、そもそも登録を行わない事業者については、適用がありません。

なお、ここで注意したいのが、この「2割特例」は、その適用期間内の各課税期間において、課税期間ごとにその適用の有無を判断しなければならないということです。

たとえば、適格請求書発行事業者の登録後、適用期間内のいずれかの課税期間に係る基準期間の課税売上高が1,000万円を超えるような場合、その登録がなかったとしても、もともと課税事業者となるわけですから、そのような課税期間においては、この経過措置を適用することは認められません。

#### 【2割特例のイメージ】



このほか、各種納税義務の免除の特例規定によって、その登録の有無にかかわらず課税事業者となるような課税期間においても、この「2割特例」が適用除外となります。

また、課税期間の短縮制度を適用する事業者については、そもそも消費税に関する一定の事務能力が認められることから、事務能力に乏しい小規模事業者を対象とした「2割特例」は適用除外となります。

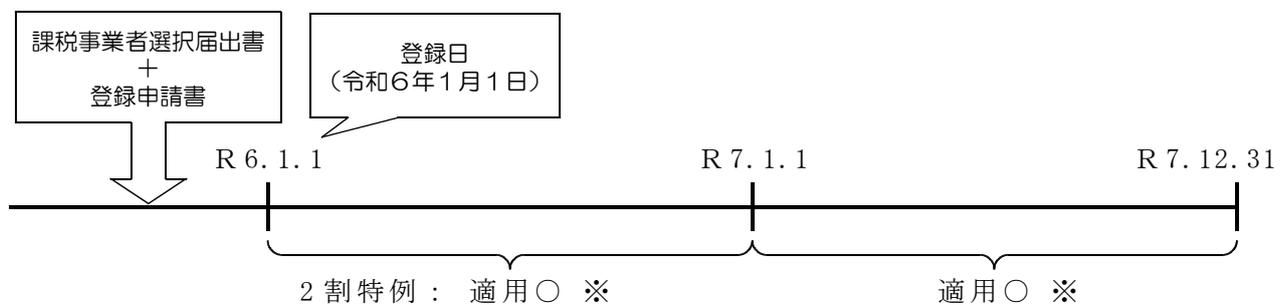
【2割特例が適用除外となる課税期間等】

- ① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間（消法9①）
  - ② 特定期間による特例により課税事業者となる課税期間（消法9の2①）
  - ③ 相続・合併・分割等があった場合の特例により課税事業者となる課税期間（消法10、11、12）※
  - ④ 新設法人の特例により課税事業者となる課税期間（消法12の2①）
  - ⑤ 特定新規設立法人の特例により課税事業者となる課税期間（消法12の3①）
  - ⑥ 課税事業者を選択した事業者が調整対象固定資産を取得した場合の納税義務に係る3年間の拘束期間（消法9⑦）
  - ⑦ 新設法人等が調整対象固定資産を取得した場合の納税義務に係る3年間の拘束期間（消法12の2②、12の3③）
  - ⑧ 高額特定資産を取得した場合の納税義務に係る3年間の拘束期間（消法12の4①）
  - ⑨ 高額特定資産について棚卸資産の税額調整を行った場合の納税義務に係る3年間の拘束期間（消法12の4②）
  - ⑩ 期間短縮が行われている課税期間（消法19①）
- ※ 相続発生年については、例外的な取扱いがあります。

(4) 課税事業者の選択を行った場合

免税事業者は、「免税事業者に係る登録の経過措置」を適用せず、本来的な登録方法として、課税事業者を選択した上で登録を行うこともできます。この場合には、本来の登録方法によって登録したわけですから、原則として「2割特例」を適用することができません（平成28年改正法附則51の2①）。

【課税事業者選択届出書を提出して登録した場合】



※ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下である場合等

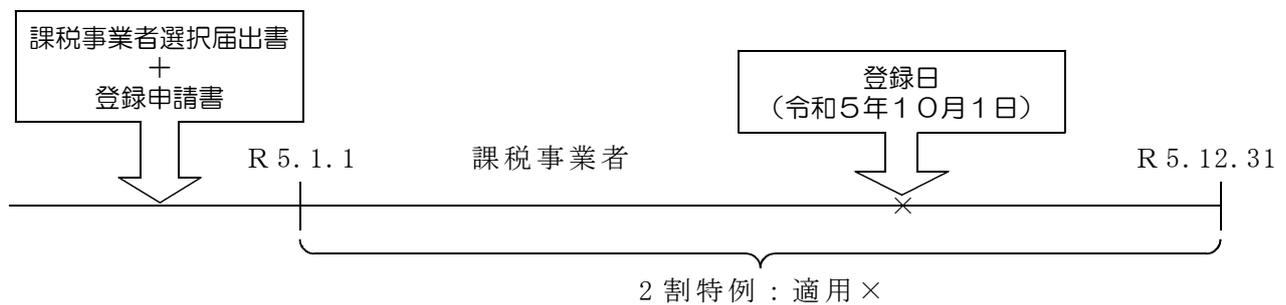
< 参考 >

～令和5年10月1日の属する課税期間において課税選択を行った場合～

免税事業者である個人事業者が、令和5年3月中に設備投資があり、還付を受けるような場合には、令和4年中に課税事業者選択届出書を提出することになります。また、この個人事業者が、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合には、併せて登録申請書を提出することになります。このような状況に至っては、「2割特例」が適用除外となります（平成28年改正法附則51の2①一）。

令和5年1月1日～9月30日期間分は、本則課税により計算し、令和5年10月1日～12月31日期間分は、「2割特例」により計算を行うといった方法は、一課税期間単位で計算方法を統一して計算するという消費税法のセオリーからして容認されません。

【課税事業者選択届出書を提出した場合】

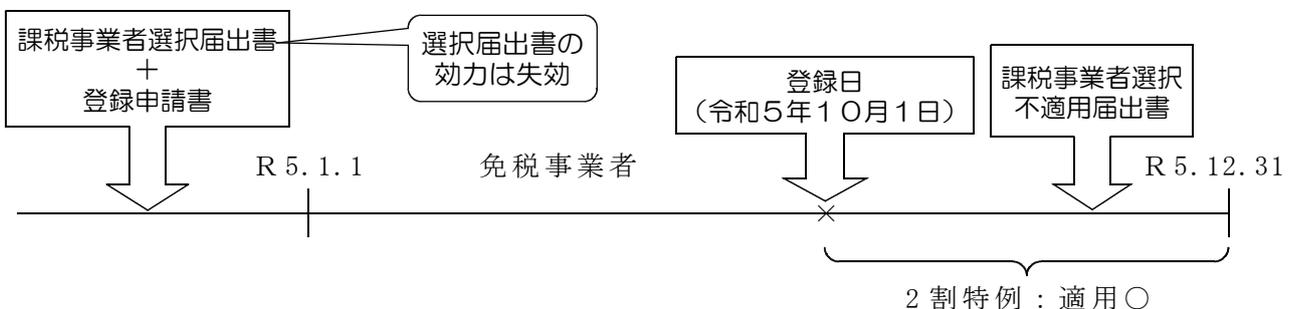


一方、このケースで、令和5年10月1日～12月31日期間分についてのみ「2割特例」により計算を行った方が、トータルでの税額計算上、有利になるケースも想定されます。

このような場合には、上記の取扱いと裏返しの取扱いで、課税事業者选择不適用届出書を令和5年10月1日の属する課税期間の末日までに提出することによって、課税事業者選択届出書の効力を失効させることができます（平成28年改正法附則51の2⑤）。

この結果、令和5年1月1日～9月30日期間は免税事業者となり、「2割特例」の適用要件を満たすことから、令和5年10月1日～12月31日期間分について、「2割特例」により計算することができます。

【課税事業者选择不適用届出書を提出した場合】

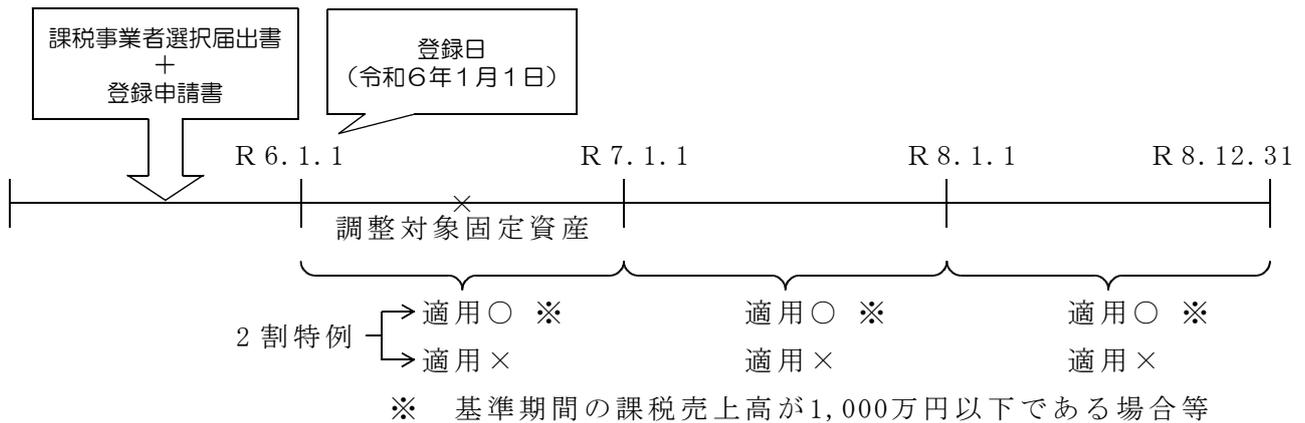


(5) 納税義務の3年縛りとの関係

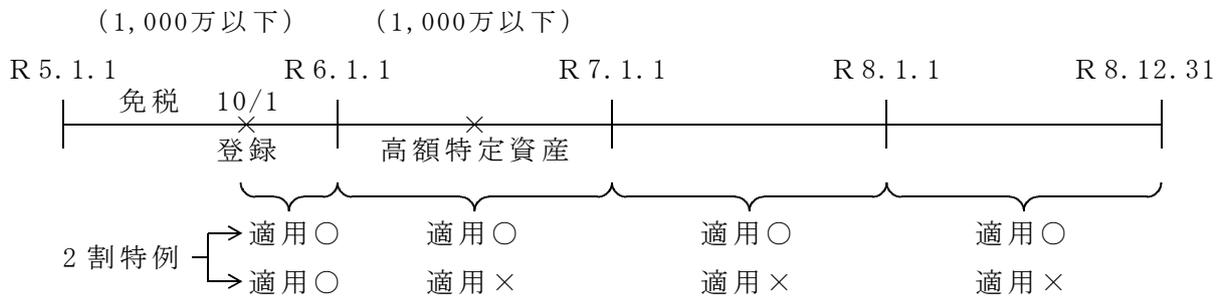
課税事業者を選択した事業者が、調整対象固定資産を取得した場合には、原則として、課税事業者として3年間の拘束がかかります。また、課税事業者が、高額特定資産を取得した場合にも、原則として、課税事業者として3年間の拘束がかかります。

ただし、この「2割特例」の適用を受ける課税期間中に調整対象固定資産や高額特定資産を取得したとしても、課税事業者としての3年間の拘束はかかりません（平成28年改正法附則51の2④）。結果として、適用可能期間内であれば、「2割特例」の適用を受けることができます。

【課税事業者選択届出書を提出して調整対象固定資産を取得した場合】



【適格請求書発行事業者が高額特定資産を取得した場合】



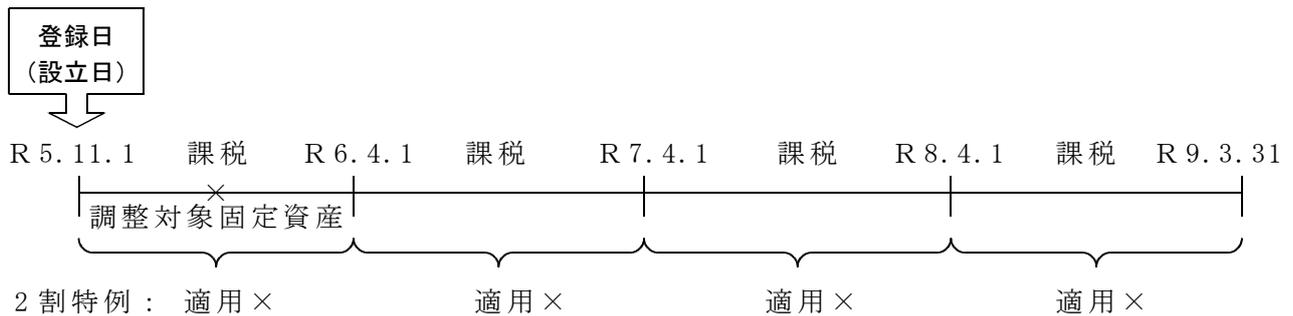
< 参考 >

～新設の法人の場合～

資本金1,000万円以上で設立された新設の法人や特定新規設立法人が、設立1期目又は2期目において、調整対象固定資産を取得した場合、やはり、原則として、課税事業者として3年間の拘束がかかります（消法12の2②、12の3③）。

この場合、上記の二つの取扱いとは異なり、設立1期目及び2期目においては、そもそも「2割特例」を適用することができません。したがって、課税事業者としての3年間の拘束規定により、課税事業者として拘束されるため、その拘束期間中は、「2割特例」を適用する余地はないので注意してください。

【令和5年11月1日に設立された資本金1,000万以上の3月決算法人の場合】

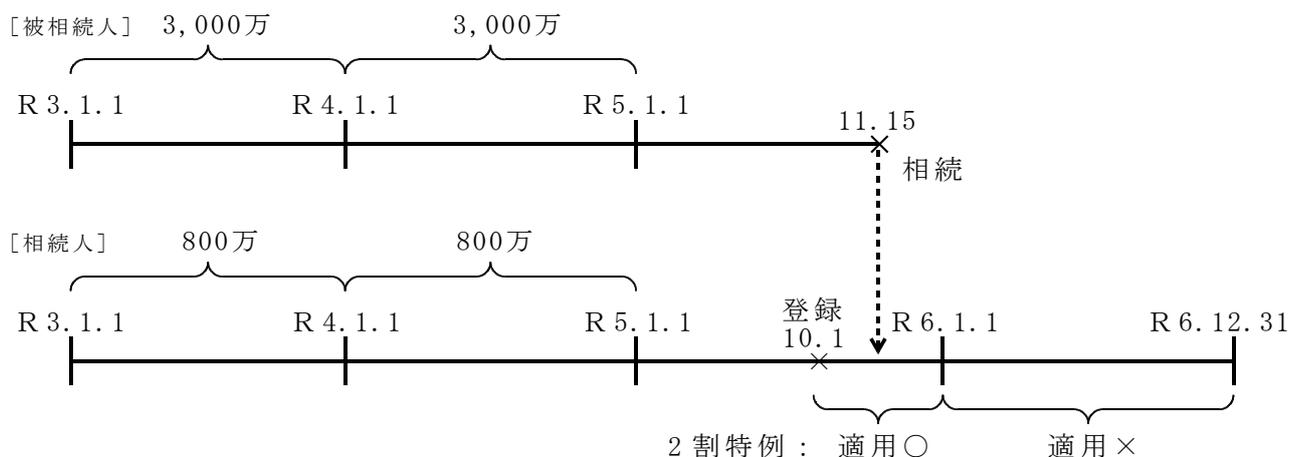


(6) 相続があった場合の例外的な取扱い

相続が発生した場合、その事業を承継した相続人について、相続があった場合の特例（消法10）が適用される場合には、適格請求書発行事業者の登録の有無にかかわらず課税事業者となりますから、原則として、「2割特例」の適用はありません。

ただし、その相続人が、相続が発生する前に既に登録を行っているような場合には、例外的に「2割特例」の適用が認められます（平成28年改正法附則51の2①）。

【登録後に相続が発生した場合】

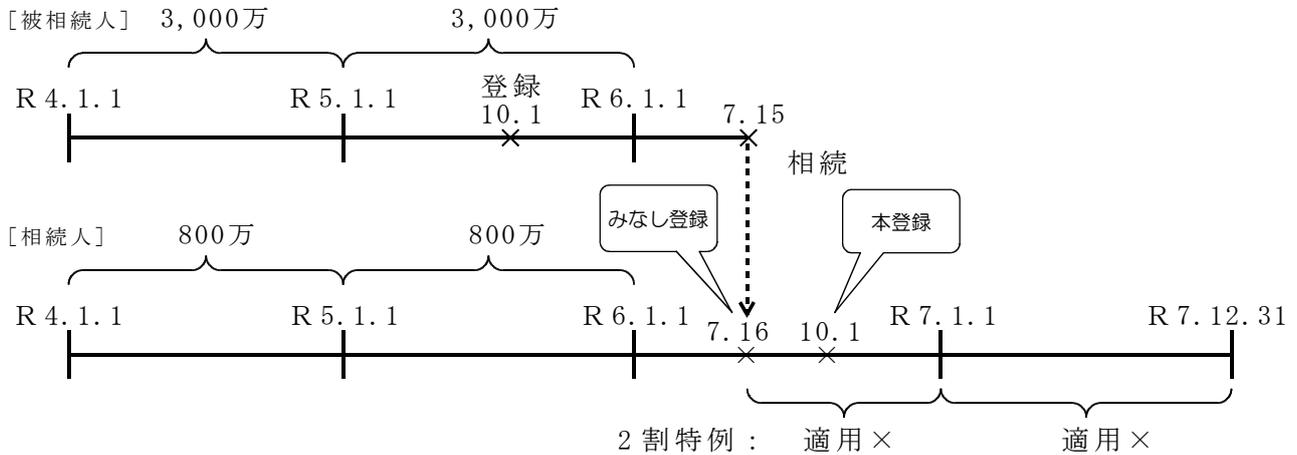


(注) 登録日と相続があった日が同日の場合も2割特例の適用があります。

(7) 相続人がみなし登録事業者となる場合

被相続人の事業を承継した相続人が、「みなし登録事業者」となる場合については、結果として、相続が発生した後に登録を受けることになるため、「2割特例」の適用は受けられないので注意してください（平成28年改正法附則51の2①三）。

【みなし登録事業者となる場合】



(注) 相続があった場合の特例（消法10）の適用を受けるため2割特例なし。

【簡易課税制度を適用する場合】

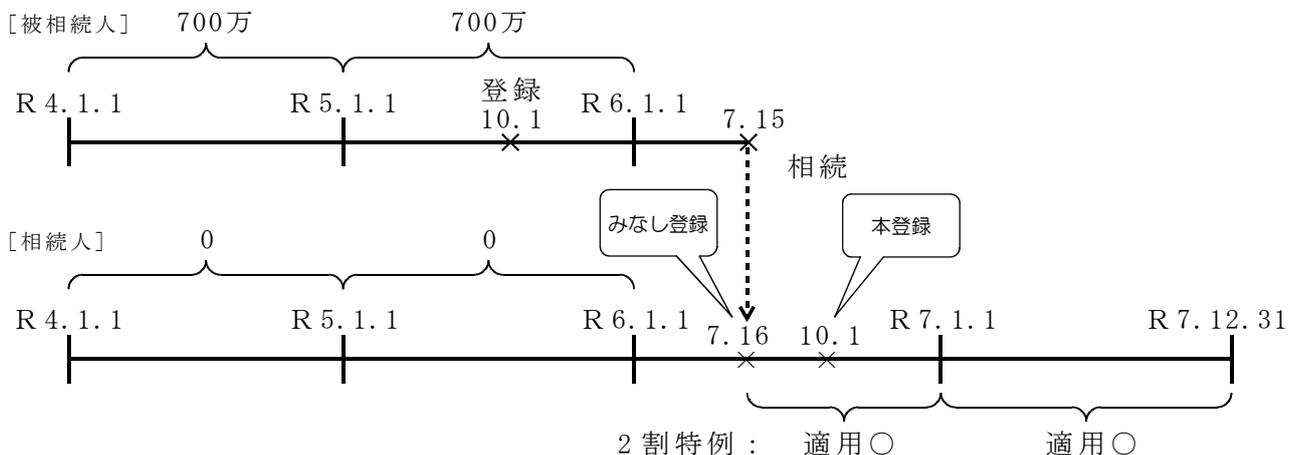
上記の図解において、被相続人が令和6年において簡易課税制度を適用する場合、相続人が、簡易課税制度選択届出書を令和6年12月31日までに提出することによって、その相続人は、令和6年において簡易課税制度を適用することができます（消法37①、消令56①二）。

<参考>

～納税義務の特例の適用を受けない場合～

事業を承継した相続人が、相続があった場合の特例（消法10①）の適用を受けない場合、その相続人は、登録（みなし登録を含みます。）がなければ免税事業者となることから、「2割特例」を適用することができます。

【納税義務の特例の適用を受けない場合】



## (8) 税額計算方法

具体的な納付税額の計算方法については、みなし仕入率が80%である場合の簡易課税制度による計算方法と基本的には同じです（平成28年改正法附則51の2①②）。

なお、簡易課税制度では、原則として、「小売業」が第二種事業として、みなし仕入率80%を適用することができますが、「2割特例」においては、その業種は問いません。全ての業種について恩恵があります。

### 【控除対象仕入税額の計算方法】

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{控除対象仕入税額}} \\ \text{(特別控除税額)} \end{array} = \boxed{\text{基礎税額}} \times \boxed{80\%}$$
  
$$\boxed{\text{基礎税額}} = \boxed{\text{課税標準額に}} \\ \text{対する消費税額} + \boxed{\text{貸倒回収に}} \\ \text{係る消費税額} - \boxed{\text{売上対価の返還等}} \\ \text{に係る消費税額}$$

(注) 「2割特例」を適用する場合においても、「返還等対価に係る税額」及び「貸倒れに係る税額」は別枠で控除することができます。

## (9) 手続き

「2割特例」の適用に当たって、税額計算の方法は簡易課税制度と似通っていますが、届出書の提出は要件となりません。確定申告書にその適用を受ける旨の付記を行うことが要件となります（平成28年改正法附則51の2③）。

### [確定申告書等の様式]

確定申告書の様式について、簡易課税制度を選択している事業者については、「簡易課税用」の様式、それ以外の事業者については、「一般用」の様式により提出します。

また、付表について、通常使用する「付表1-3」及び「付表2-3」あるいは「付表4-3」及び「付表5-3」等の様式に代えて、「付表6 税率別消費税額計算表〔小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕（特別）」を使用します。

なお、仮決算による中間申告においては、「2割特例」の適用を受けることができないので注意してください。

また、適用するかどうかについては、各課税期間の確定申告時に判断することができます。この場合、本則課税と「2割特例」の選択適用はもちろんのこと、簡易課税制度選択届出書を提出している場合であっても、本来の簡易課税制度と「2割特例」の選択適用を行うことができます。

なお、「2割特例」を適用した場合、簡易課税制度のような2年間の継続適用といった縛りもありません。したがって、とにかく各課税期間において有利選択を行うことができます。

【確定申告書等の様式】

【第一表（一般用）一部抜粋】

参 考 事 項	課税標準額に対する消費 税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35	+ (第二表 付表 6)
	控 除 税 額 の 法 則	課税売上高5億円超又は 課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個 別 対 応 方 式		41	
		上 記 以 外	<input type="checkbox"/>	一 括 比 例 方 式			
	基 準 期 間 の 課 税 売 上 高			全 額 控 除		千円	
<input type="checkbox"/>	税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）					42	

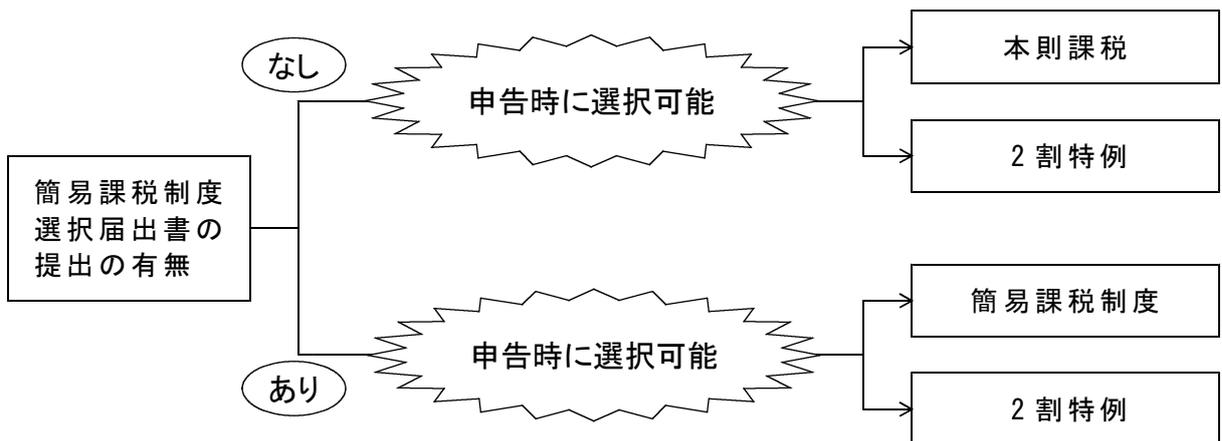
ここに○

【第一表（簡易課税用）一部抜粋】

参 考 事 項	課税標準額に対する消費 税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35	+ (第二表 付表 6)	
	業 区 分	区 分	課税売上高 (免税売上高を除く) 千円	売 上 割 合 %				
		第1種		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		36
		第2種		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		37
		第3種		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		38
		第4種		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		39
		第5種		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		42
第6種		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	43			
<input type="checkbox"/>	特例計算適用（令57③）	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	40		
<input type="checkbox"/>	税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）					44		

ここに○

【選択適用のイメージ】



付表6 税率別消費税額計算表  
 [小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用]

特別

課税期間	. . . ~ . . .	氏名又は名称	
------	---------------	--------	--

I 課税標準額に対する消費税額及び控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

区 分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)
課税資産の譲渡等の対価の額 ①	※第二表の⑤欄へ 円	※第二表の⑥欄へ 円	※第二表の⑦欄へ 円
課税標準額 ②	①A欄(千円未満切捨て) 000	①B欄(千円未満切捨て) 000	※第二表の⑧欄へ 000
課税標準額に対する消費税額 ③	(②A欄×6.24/100) ※第二表の⑨欄へ	(②B欄×7.8/100) ※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑪欄へ
貸倒回収に係る消費税額 ④			※第一表の⑬欄へ
売上対価の返還等に係る消費税額 ⑤			※第二表の⑫、⑬欄へ
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 ( ③ + ④ - ⑤ ) ⑥			

II 控除対象仕入税額とみなされる特別控除税額

項 目	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)
特別控除税額 ( ⑥ × 80 % ) ⑦			※第一表の⑭欄へ

III 貸倒れに係る税額

項 目	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)
貸倒れに係る税額 ⑧			※第一表の⑮欄へ

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

< 参考 >

～簡易課税制度選択届出書の取り下げ～

財務省は、令和 5 年 1 月 20 日に「インボイス制度の負担軽減措置（案）のよくある質問とその回答」（以下、「負担軽減措置 F A Q」）を公表しました。

この「負担軽減措置 F A Q」の中で、簡易課税制度選択届出書の取り下げについての問が掲載されています。

〇小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

問 7. 免税事業者である個人事業者です。登録申請書（令和 5 年 10 月 1 日登録）とともに簡易課税制度選択届出書を提出しているところ、申告時に 2 割特例と本則課税を選択適用できるようにしたいのですが、どのような手続きをすればよいでしょうか。

（答）

簡易課税制度選択届出書は、その届出書の提出可能な期限までは、取り下げが可能であると取り扱われています。この点、免税事業者が登録申請を行った場合には、登録を受けた日から課税事業者となることができる経過措置が設けられており、この経過措置の適用を受ける場合、登録開始日を含む課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することにより、その課税期間から簡易課税制度を適用することができることとされています。

したがって、ご質問の場合、簡易課税制度選択届出書は、令和 5 年 12 月 31 日まで提出可能となるため、同日までに取下書を提出することにより、その届出を取り下げることが可能となります。

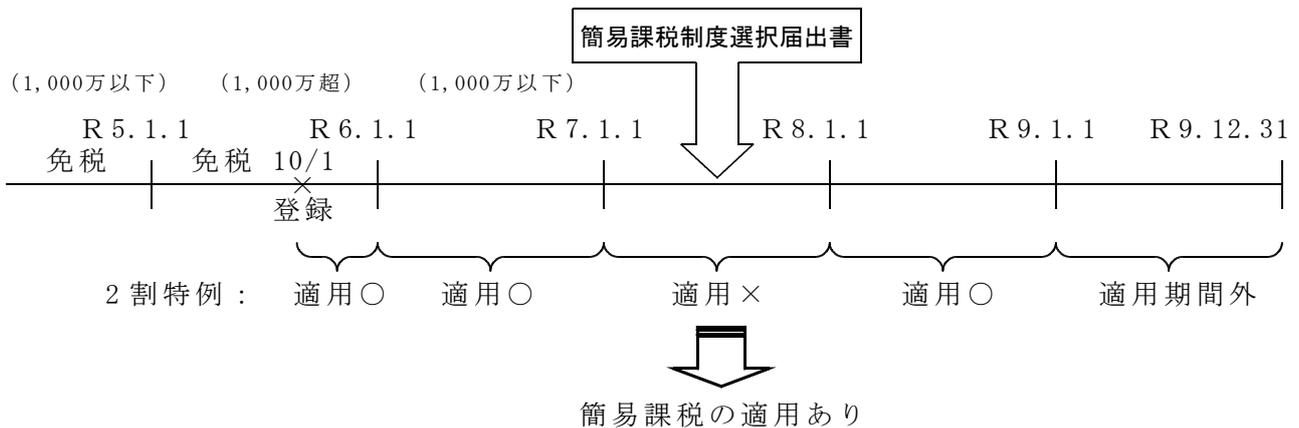
なお、取下書の書式は定められておりませんので、取下対象となる届出書が特定できるよう、提出日、届出書の様式名（表題）、提出方法（書面又は e-Tax）、届出者の氏名・名称、納税地及び提出した届出書を取り下げる旨の記載をし、署名の上、所轄の税務署までご提出ください。

（出典：「負担軽減措置 F A Q」）

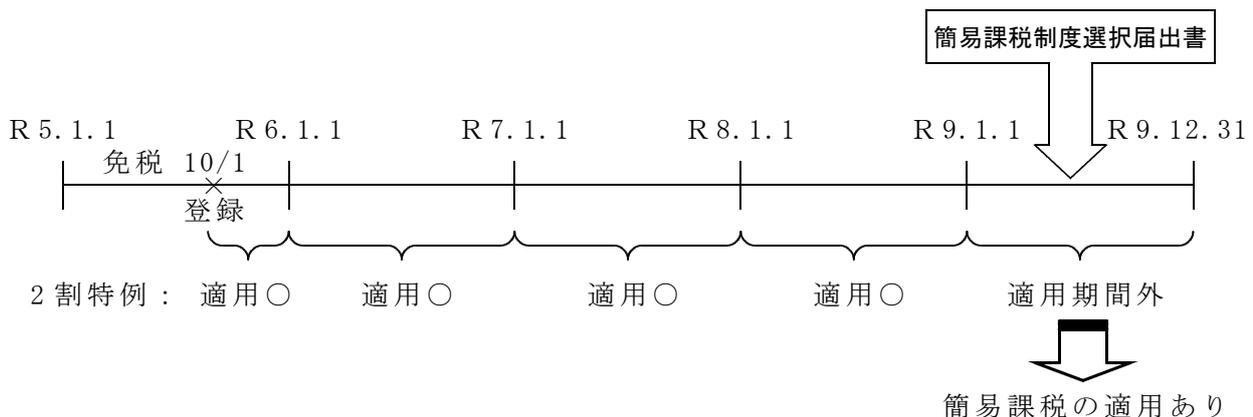
(10) 簡易課税制度の届出特例

「2割特例」の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、その提出日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した簡易課税制度選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます（平成28年改正法附則51の2⑥）。

【基準期間の課税売上高が1,000万円を超える課税期間】



【2割特例の適用可能期間を超過した直後の課税期間】



【「特例の適用を受ける旨」欄】

税務署長殿		法人番号		※個人の方は個人番号の記載は不要です。						
下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。 <input type="checkbox"/> 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の2第6項の規定 又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定 により消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。										
①	適用開始課税期間	自	令和	年	月	日	至 令和	年	月	日

ここに✓マーク

## 5 会計処理上の留意点

### (1) 概要

事業者が、消費税に関する会計処理として税抜経理方式を採用した場合、法人税法上は、仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れ等の税額及びその地方消費税相当額が「仮払消費税等の額」となります（法令139の4⑤⑥、法規28②）。

したがって、インボイス制度においては、適格請求書発行事業者以外の者から課税仕入れを行った場合、原則として、その課税仕入れは仕入税額控除の対象とならないことから、「仮払消費税等の額」が計上されないこととなります。

ただし、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間と令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間については、経過措置により、それぞれ仕入税額相当額の80%と50%に相当する金額が仕入税額控除の対象となります。したがって、これらの期間においては、「仮払消費税等の額」へ計上する金額も、それぞれ仕入税額相当額の80%と50%の金額となります。

たとえば、1,100,000円の資産を免税事業者から購入した場合の各期間における税務上の仕訳例は次のようになります。

#### 【税務上の仕訳例】

例) 1,100,000円の資産を免税事業者から購入した場合

[仕入税額控除]	[仕訳例]	
全額控除可能	(資産) 1,000,000円 (仮払消費税等) 100,000円	(現金) 1,100,000円
----- R 5. 10. 1 -----		
80%控除可能	(資産) 1,020,000円 (仮払消費税等) 80,000円	(現金) 1,100,000円
----- R 8. 10. 1 -----		
50%控除可能	(資産) 1,050,000円 (仮払消費税等) 50,000円	(現金) 1,100,000円
----- R 11. 10. 1 -----		
控除不可	(資産) 1,100,000円	(現金) 1,100,000円

なお、仮に事業者が、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、インボイス制度開始前のように「仮払消費税等の額」として経理した金額があっても、税務上は、あくまでも、その「仮払消費税等の額」として経理した金額を取引の対価の額に算入した上で、法人税の所得金額の計算を行うこととなります（経理通達（法人税）14の2）。

(注) 所得税についても同様の取扱いとなります。

## (2) 税務調整

インボイス制度開始後、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、税務上、原則として仮払消費税等の額は計上されないこととなります。

しかし、法人の会計においては、消費税等の影響を損益計算から排除する等の理由で、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、インボイス制度開始前と同様に「仮払消費税等の額」を計上することも想定されます。

そこで、このような場合には、税務上、次のように処理することとなります。

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、インボイス制度開始前のように仮払消費税等の額を計上していたとしても、決算時に精算仕訳を通じて雑損失として計上されるなど、法人税の所得金額が変わらないのであれば、いちいち勘定科目などを修正する必要はありません。

逆に、法人税の所得金額が変わってしまうような項目、具体的には、「固定資産」、「棚卸資産」、「控除対象外消費税額等」、一定の法人は併せて「交際費」等について、決算修正などが必要となります。

なお、具体的な修正方法等については、「令和3年改正消費税経理通達関係Q&A（令和3年2月）国税庁」の事例を参考にしてください。

<参考>

～令和3年改正消費税経理通達関係Q&A～

[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/shouhizei\\_faq/index.htm](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/shouhizei_faq/index.htm)

## IV 個別事例のポイント

### 1 売手側の留意点

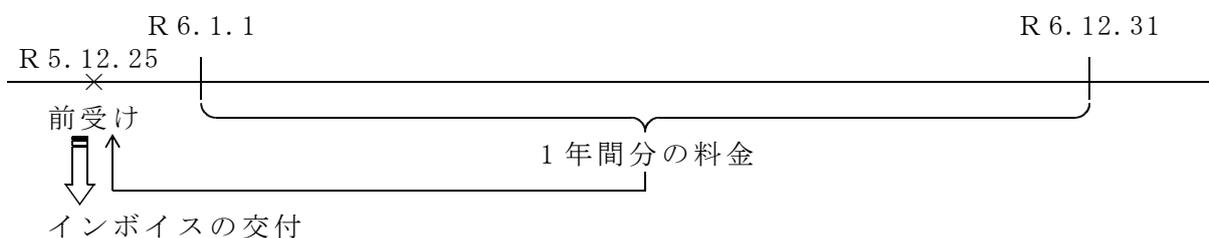
#### (1) インボイスの交付時期

インボイスの交付時期と売上げの計上時期とは必ずしも一致するものではありません。

たとえば、システムなどの保守料金を保守開始前に1年間分前受けしたような場合、通常であれば、その料金の請求時や受領時に請求書や領収書を交付することになります。この場合、料金の受領時は売上げの計上時期ではありませんが、その請求書等をインボイスとして交付しても問題ありません（「インボイスQ&A」問39）。

なお、交付したインボイスの内容に変更が生じた場合には、当然に修正インボイスを交付する必要があります。

#### 【料金の前受け】



<参考>

～資産の譲渡等の時期の特例との関係～

工事の請負に係る売上げの計上時期は、原則として、工事完成時となります（工事完成基準）。しかし、所得税法又は法人税法上、工事進行基準を採用している場合には、消費税法上も工事進行基準によって売上げを認識することが認められています（消法17）。

この場合、工事完成前に工事進行基準によって認識された課税売上げについては、インボイスを交付する必要はありません（消法57の4①）。買手側においては、工事完成時に課税仕入れを認識しますから、その工事完成時に買手側からの求めに応じてインボイスの交付を行えばいいのです（「インボイスQ&A」問40）。

なお、この他、資産の譲渡等の時期の特例に関して、インボイスの交付時期との関係を示すと次のようになります。

#### 【資産の譲渡等の時期の特例とインボイスの交付義務との関係】

資産の譲渡等の時期の特例	資産の譲渡等の時期		適格請求書の交付
	原則	特例	
リース譲渡（消法16）	リース譲渡時	延払基準	リース譲渡時
工事の請負（長期大規模工事等）（消法17）	工事完成（引渡）時	工事進行基準	工事完成（引渡）時
現金主義（消法18）	役務提供完了時等	現金の授受時	役務提供完了時等
国等の特例（消法60②、消令74②）	役務提供完了時等	収納すべき会計年度の末日	役務提供完了時等

（出典：「インボイスQ&A」問40）

## (2) 委託販売におけるインボイスの交付方法

### ① 媒介者交付特例

次の(イ)及び(ロ)の要件を満たすことにより、媒介又は取次ぎを行う者である受託者が、「受託者の氏名又は名称及び登録番号」を記載（「委託者の氏名又は名称及び登録番号」は記載不要です。）したインボイスを委託者に代わって顧客に交付することができます（消令70の12①、インボイス通達3-7）。また、電子データによる提供もできます。

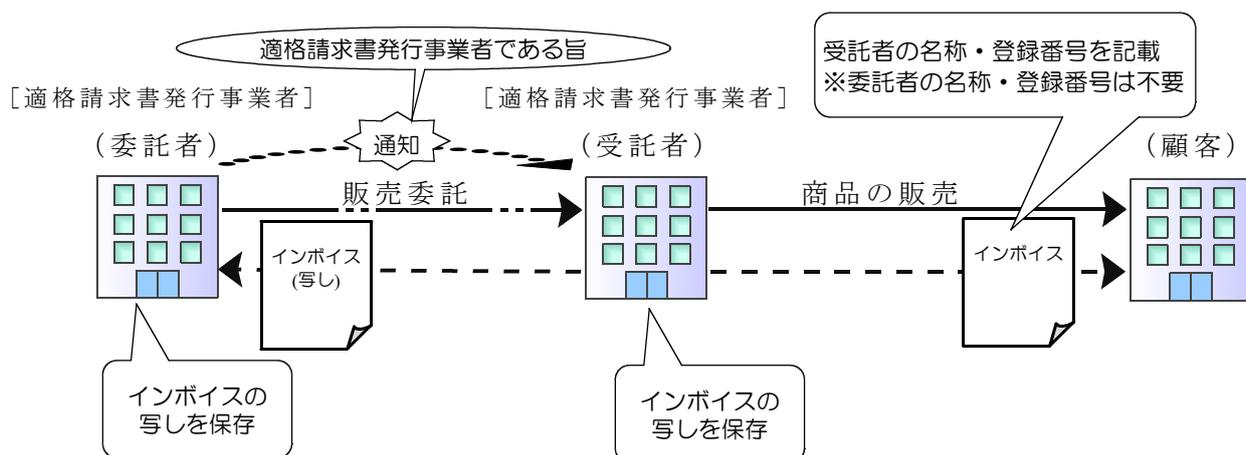
#### 【媒介者交付特例の要件】

(イ) 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること

(ロ) 委託者が、受託者に自己が適格請求書発行事業者であることを取引前までに通知※していること

※ 通知の方法としては、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、たとえば、基本契約書等に委託者の登録番号を記載する方法などがあります。

#### 【媒介者交付特例】



なお、媒介者交付特例を適用する場合における受託者の対応及び委託者の対応は、次のとおりです（消令70の12①③④）。

#### 【受託者の対応】

(イ) 交付したインボイスの写しを保存します。

(ロ) 交付したインボイスの写しを速やかに委託者に交付します。

#### 【委託者の対応】

(イ) 自己が適格請求書発行事業者でなくなった場合、その旨を速やかに受託者に通知します。

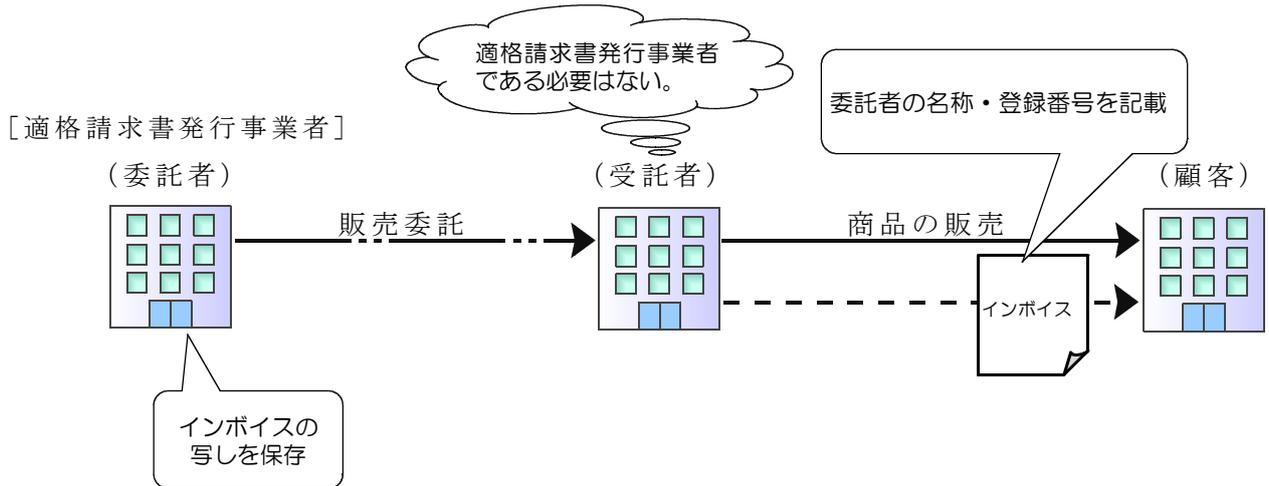
(ロ) 受託者から交付されたインボイスの写しを保存します。

② 代理交付

代理交付の場合には、本来の売り手である委託者が交付するインボイスをその受託者を經由して交付するだけであって、通常のインボイスの交付と基本的には変わりません。したがって、その記載内容についても、「委託者の氏名又は名称及び登録番号」を記載して交付することになります。

なお、上記①の媒介者交付特例においては、受託者も適格請求書発行事業者でなければなりません。代理交付においては、その受託者が適格請求書発行事業者である必要はありません。

【代理交付】

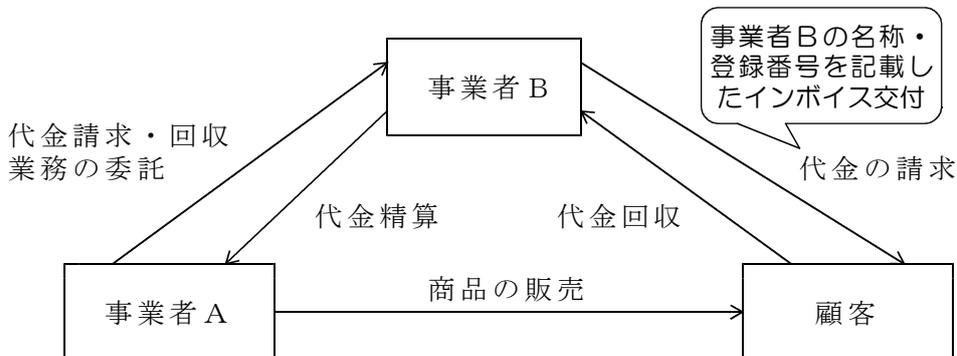


③ 物品販売等の付随取引における媒介者交付特例

媒介者交付特例は、物品の販売等を受託者に委託しているような場合だけではなく、請求書の発行事務や集金事務といった商品の販売等に付随する行為のみを委託しているような場合も対象となります（「インボイスQ & A」問48）。

たとえば、次の図表のケースでは、商品の販売行為や営業自体は事業者Aが行っていますが、代金の請求業務や回収業務などの付随業務は事業者Bに業務委託しています。この場合、媒介者交付特例を適用して、事業者B名義のインボイスを顧客に提供することもできます。

【代金の請求・回収業務の委託】



(3) 家事共用資産の譲渡等

① 家事共用資産を譲渡した場合

個人事業者である適格請求書発行事業者が家事共用資産を譲渡した場合には、その譲渡金額を事業部分と家事使用部分とに合理的に区分し、相手方の求めがある場合には、事業部分の金額に基づいてインボイスを交付しなければなりません（インボイス通達3-4）。

【家事共用資産に係るインボイスの記載例】

例) 事業部分の割合が50%の土地付建物を譲渡した場合  
売買代金 6,000万円（土地：4,000万円 建物：2,000万円）

The diagram shows an invoice titled "領収書" (Receipt) from "(株) ○○御中" dated "××年10月15日". The amount is "金額 ¥60,000,000-". The text states: "ただし、○○市○○町○○番○の土地及び建物売買代金として上記の金額を領収しました。" (However, the amount is received as the purchase price of land and buildings in ○○ City, ○○ Town, ○○ Block ○). The breakdown is: "(内訳) 土地代金 ¥40,000,000- 建物代金 ¥20,000,000-". A note says: "なお、このうち消費税法57の4①により記載すべき金額（税込）は、10,000,000円（10%対象）、消費税額は、909,090円です。" (Note: The amount to be recorded under Article 57, Paragraph 4, Item 1 of the Consumption Tax Act is 10,000,000 yen (10% taxable), and the consumption tax amount is 909,090 yen). The issuer's address is "○○市○○町○○番 鈴木○○ 登録番号 T 1234567898765". Two callouts provide calculations: "事業部分の金額に基づいた税込価額 2,000万円×50%" (Taxable amount based on business portion: 20,000,000 yen × 50%) and "事業部分の金額に基づいた消費税額 1,000万円×10/110" (Consumption tax based on business portion: 20,000,000 yen × 10/110).

(注) この他、その関連性を明らかにした上で、領収書とは別の書類にインボイスの必要事項を記載して交付する方法も考えられます。

② 共有物の譲渡等の場合

適格請求書発行事業者が、適格請求書発行事業者以外の者との共有資産の譲渡又は貸付けを行う場合には、所有者ごとに取引を合理的に区分し、相手方の求めがある場合には、適格請求書発行事業者の所有割合（たとえば、持分割合など）に応じた部分の金額に基づいてインボイスを交付しなければなりません（インボイス通達3-5）。

【共有物に係るインボイスの記載例】

例) 適格請求書発行事業者の持分割合が50%の土地付建物を譲渡した場合  
売買代金 6,000万円（土地：4,000万円 建物：2,000万円）

領収書

(株) ○○御中 ××年10月15日

金額 ¥60,000,000-

ただし、○○市○○町○○番○の土地及び建物  
売買代金として上記の金額を領収しました。

(内訳)

土地代金 ¥40,000,000-  
建物代金 ¥20,000,000-

○○市○○町○○番  
(株)○○  
代表取締役 鈴木○○

○○市○○町○○番  
鈴木○○

インボイス

(株) ○○御中 ××年10月15日

○○市○○町○○番○の土地及び建物の売買に伴い、  
消費税法57の4①により記載すべき取引金額及び消費税  
額は、下記のとおりです。

記

取引金額（税込）	10,000,000円（10%対象）
消費税額	909,090円

(注) なお、共有者の鈴木○○は、適格請求書発  
行事業者に該当しません。

○○市○○町○○番  
(株)○○  
代表取締役 鈴木○○  
登録番号 T1234567898765

関連性を明示

持分に基づいた税込価額  
及び消費税額

(注) 所有者ごとに領収書を作成する方法も考えられます。

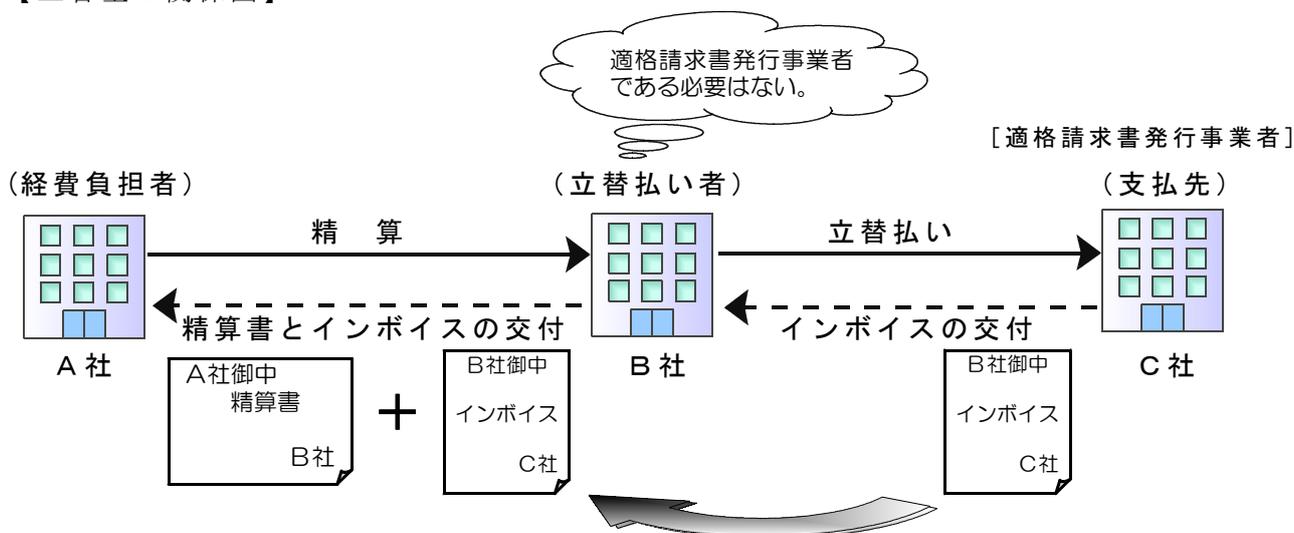
## 2 買手側の留意点

### (1) 経費の立替払い

事業者間で経費の立替払いを行った場合、通常、インボイスの宛名には、その立替払いを行った事業者の名称等が記載され、本来経費を負担すべき事業者の名称等は記載されません。このような場合には、本来の経費負担者である事業者が、その立替払いを行った事業者から、そのインボイスとその事業者が作成した立替金精算書等の交付を受け、これらの書類を保存することによって、仕入税額控除の適用を受けることができます（インボイス通達4-2）。

なお、この場合には、その立替払いを行った事業者は、適格請求書発行事業者である必要はありません。

#### 【立替金の関係図】



#### < 参考 >

#### ～請求書に含まれる旅費等～

「報酬100,000円、消費税10,000円、旅費3,000円、△源泉税10,210円、請求額102,790円」という請求書を受領した場合、どのように処理しますか？

国税庁 質疑応答事例 消費税関係「実費弁償金の課税」では、「実費弁償たる宿泊費及び交通費であっても、ホテルや交通機関等への支払が実質的に依頼者による直接払と認められるものでない限り、弁護士の報酬又は料金に含まれ課税の対象となります。」と記載されています。

インボイス制度開始後においては、法定記載事項である「税率ごとに区分して合計した税抜価額又は税込価額」及び「税率ごとの消費税額」については、旅費等を含む全ての支払金額（登録免許税等は除きます。）に基づいて記載すべきものと考えます。

## (2) 振込手数料の取扱い

売手側が、売上代金の請求時にその売上代金から差し引かれる振込手数料の取扱いに関しては、以前より実務界で喧々諤々してきましたが、令和5年度改正による「少額取引に係る返還インボイスの交付免除制度」と令和5年4月に改訂された「インボイスQ&A」（問30、31）によって、ようやくその道筋が示されました。

なお、実務上は、売手側の同意を得ることなく、買手側が勝手に振込手数料を差し引いているケースが散見されます。インボイス制度の開始にあたり、まず、本来は買手側が振込手数料を負担すべきものであることを改めて買手側に打診すべきであると考えます。

### 【振込手数料の処理】

	売手側の処理	インボイスなどの授受等
①	売上値引き処理(注1)	売手側からの返還インボイスは交付不要(処理なし)。
②	代金決済上の役務提供を受けたとする処理(注2)	買手側より役務提供に係るインボイスを受領する必要あり。売手側が仕入明細書等を作成でも可。
③	振込手数料の立替払いを受けたとする処理(注2)	買手側から振込手数料に係る金融機関からのインボイスと立替金精算書を受領する必要あり。ATMによる振込みの場合は帳簿への記載のみで可。
④	経費勘定で計上した上で売上げに係る対価の返還等として処理(注1)	売手側からの返還インボイスは交付不要(処理なし)。

(注1) 軽減税率対象取引に関する振込手数料の場合には、軽減税率8%を適用することになります。

(注2) 「少額特例」の適用があります。

## (3) 家賃の支払いとインボイス

店舗や事務所の賃貸借契約において、月極家賃を口座振替や口座振込で支払う場合には、請求書や領収書の授受を行わないのが一般的ですが、仕入税額控除を行うためにはインボイスの保存が必要となります。

この場合、適格請求書発行事業者にはインボイスの交付義務がありますから、賃貸人から一定期間分の賃借料について、まとめてインボイスの交付を受け、これを保存するという対応も可能です。

また、インボイスの記載事項については、一の書類にすべて記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項のすべてが確認できれば問題ありません。ですから、たとえば、家賃の口座振替や口座振込を行っている場合には、賃貸借契約書に登録番号等を記載するなどして、複数の書類全体でその記載事項を満たすような対応も認められます(「インボイスQ&A」問93)。

なお、この方法は、税理士報酬など、継続した役務の提供の対価を支払う場合にも応用できます。

【口座振込等の場合の対応例】

インボイスの記載事項	口座振替	口座振込
貸貸人の氏名又は名称	契約書又は通帳履歴で確認	契約書又は振込金受取書で確認
登録番号	契約書で確認	契約書で確認
取引年月日	通帳履歴で確認	振込金受取書で確認
取引内容	契約書で確認	契約書で確認
取引金額及び税率	契約書又は通帳履歴で確認	契約書又は振込金受取書で確認
消費税額	契約書で確認	契約書で確認
借借人の氏名又は名称	契約書で確認	契約書又は振込金受取書で確認

【取引の都度請求書等が交付されない場合の対応】

【新規契約における対応例】

- ・ 発行者の名称及び登録番号
- ・ 取引の相手方の名称
- ・ 取引の内容

建物賃貸借契約書

貸貸人〇〇(株) (登録番号:T1234...)と借借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条(賃料)  
賃料は1ヵ月165,000円(消費税率10%・うち消費税15,000円)とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

振込金受取書

令和6年3月31日

金額 ¥165,000

お受取人 〇〇(株)様

依頼人 ××(株)様

賃借人である××(株)は、契約書と振込金受取書等<sup>\*</sup>を保存することで仕入税額控除可

+

※ 口座振替による支払いの場合、振込金受取書の交付は受けられないため、通帳

・ 実際取引を行った事実を客観的に示す書類(課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)

【既存契約における対応例】

建物賃貸借契約書

貸貸人〇〇(株)と借借人××(株)とは、〇〇(株)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第〇条(賃料)  
賃料は1ヵ月165,000円とし、××(株)は〇〇(株)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(株)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

※既存の契約内容では「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が不足している

令和5年10月以降のご案内

建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。

登録番号:T1234...  
消費税率:10%  
消費税額:15,000円

メールなど電子的方法による通知も可能

+

・ 登録番号  
・ 適用税率  
・ 消費税額等

+

上記同様、振込金受取書等を保存

(出典:「インボイス制度—オンライン説明会—」国税庁軽減税率・インボイス制度対応室)

< 参考 >

～報酬に係る源泉徴収税額とインボイス～

「報酬100,000円、消費税10,000円、△源泉税10,210円、請求額99,790円」という請求書に登録番号が入っていなかったとしたら、どのように処理しますか？

報酬・料金等に対する源泉徴収については、インボイス制度開始後も現行の取扱いと変更はありません（「インボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収」令和3年12月9日 国税庁）。報酬・料金等の支払を受ける者からの「請求書等」は、必ずしもインボイスである必要はありません。したがって、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として問題ないようです。

(4) 出来高検収書による仕入税額控除

元請業者が下請業者の行った工事等の出来高について検収を行い、その検収の内容及び出来高に応じた金額等を記載した書類（「出来高検収書」といいます。）を作成し、これに基づいて請負金額を支払っている場合には、その出来高検収書（その出来高検収書に下請業者の登録番号など、インボイスと同等の必要事項を記載しており、その内容について下請業者の確認を受けているものに限ります。）は、保存要件を満たす書類として取り扱われます（「インボイスQ&A」問95）。

【物の引渡しに伴う外注費に係る仕入税額控除の時期】

	仕入税額控除の時期
原則	完成引渡しを受けた日の属する課税期間
出来高検収書を作成	出来高検収書を作成した日の属する課税期間

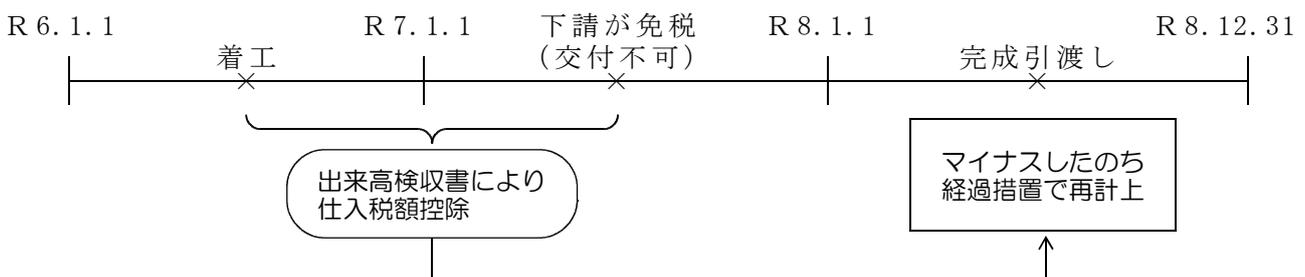
< 参考 >

～下請業者が適格請求書発行事業者でなくなった場合～

下請業者が、インボイスの交付ができないことが判明した場合には、出来高検収書により仕入税額控除の対象とした消費税額をその建設工事完了日の属する課税期間における課税仕入れに係る消費税額から控除することになります（「インボイスQ&A」問95）。

また、仕入税額の計算方法として割戻計算を採用している場合には、仕入税額控除の対象とした課税仕入れに係る支払対価の額をその建設工事完了日の属する課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額から控除することになります。

【下請業者が適格請求書発行事業者でなくなった場合】

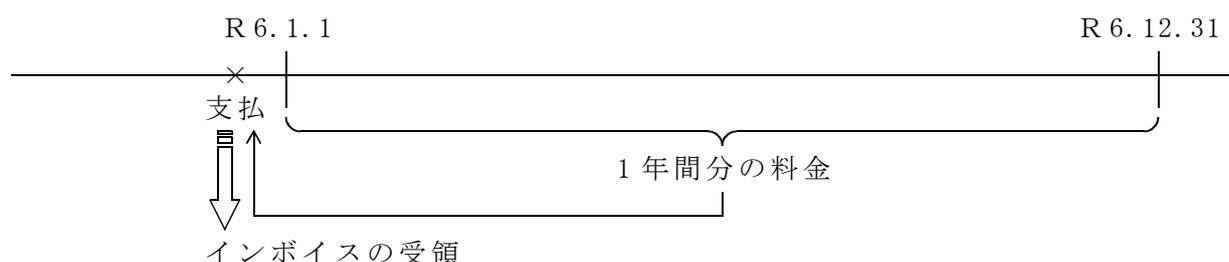


#### (5) 短期前払費用の取扱い

短期前払費用については、インボイス制度開始後、相手方から交付を受けるその請求書等がインボイスである場合には、引き続き、その支出した日の属する課税期間において仕入税額控除の適用を受けることができます（「インボイスQ&A」問96）。

また、その短期前払費用に係る課税仕入れが、適格請求書発行事業者から行われるものである場合には、その支出した日の属する課税期間においてインボイスの交付を受けられなかったとしても、事後にインボイスが交付されることを条件に、その支出した額を基礎として仕入税額控除の適用を受けることができます。

##### 【短期前払費用】



なお、その短期前払費用に係る課税仕入れが、「仕入税額控除の経過措置」の適用を受けるものである場合には、区分記載請求書等の保存を要件として、その支出した日の属する課税期間において、仕入税額相当額の80%又は50%部分について、同様の取扱いになるものと考えます。

<参考>

～契約変更等が発生した場合～

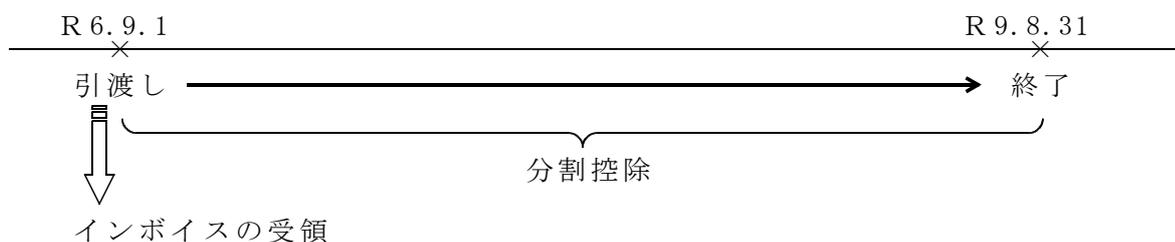
短期前払費用として仕入税額控除の適用を受けた金額が契約変更等により変動した場合やその売手側が適格請求書発行事業者の登録を取りやめたような場合については、これらの事由が確定した日の属する課税期間において、その差額を修正することになります（「インボイスQ&A」問94、96）。

#### (6) 所有権移転外ファイナンスリース

所有権移転外ファイナンスリース取引については、そのリース資産の引渡しを受けた日に資産の譲受けがあったものとして、その引渡しを受けた日の属する課税期間において一括して仕入控除税額を行う「一括控除」が原則となります（基通11-3-2）。

一方、賃借人が賃貸借処理をしている場合には、そのリース料について、その支払うべき日の属する課税期間において仕入税額控除を行う「分割控除」も認められます。

##### 【分割控除の場合】



ここで、そのリース取引については、通常であれば、リース資産の引渡し時にそのリース取引の全額に対するインボイスが交付されることとなります。そのため、そのリース取引について、賃借人が分割控除を選択している場合には、そのリース資産の引渡し時に交付を受けたインボイスを保存することによって、その支払うべき日の属する課税期間ごとに仕入税額控除の適用要件を満たすこととなります（「インボイスQ & A」問97）。

なお、そのインボイスについては、リース料の最終支払期日（リース取引について賃貸借処理により計上する最後の課税仕入れ）の属する課税期間の確定申告期限から7年間保存する必要があります。

#### (7) 郵便切手類や物品切手等の取扱い

郵便切手類又は物品切手等を購入した事業者が、その購入した郵便切手類又は物品切手等のうち、自ら引換給付を受けるものについて、継続してその購入日の属する課税期間の課税仕入れとしている場合には、これが認められています（消基通11-3-7）。

インボイス制度開始後においても、これらの郵便切手類又は物品切手等のうち、「一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができるもの」（「郵便特例」又は「チケット特例」の適用を受けるもの）については、引き続き、その購入時に仕入税額控除の適用を受けることができます（「インボイスQ & A」問98）。

なお、上記の「チケット特例」の適用を受ける物品切手等以外の物品切手等（商品券、プリペイドカードなど）については、購入時ではなく、その引換給付を受けた時に仕入税額控除の適用を受けることとなります。

#### 【郵便切手類又は物品切手等の仕入税額控除の時期】

種 類	仕入税額控除の時期
郵便切手類	購入時
物品切手等（チケット特例の適用を受けるもの）	購入時
上記以外の物品切手等（商品券、プリペイドカードなど）	引換給付時

#### <参考>

～物品切手等を値引販売した場合～

たとえば、額面12,000円の入場券について、11,000円で値引販売した場合について考えてみます。

インボイス等に記載する「税率ごとに区分して合計した税抜価額又は税込価額」は、売手側において課税売上げとして計上する金額が基礎となります（「インボイスQ & A」問69）。したがって、このケースでは、額面12,000円ではなく、実際に収受した11,000円を基礎とした金額が「税率ごとに区分して合計した税抜価額又は税込価額」としてインボイスに記載されることとなります。

一方、このケースで買手側は、やはり額面金額ではなく、インボイス等に記載された金額（上記のケースでいえば、11,000円）で仕入税額控除を行うこととなります（「インボイスQ & A」問99）。

## (8) 旅費交通費の留意点

営業社員などが立替払いをする出張旅費や社員に対して支払う通勤手当などについては、インボイス等の保存が必要なのか、あるいは帳簿のみの記載で事足りるものなのか、細かい要件がいくつかありますから、しっかりと判断するようにしてください。

### ① 公共交通機関の運賃

税込価額 3 万円未満の運賃については、インボイス等の保存が不要となり、その保存すべき帳簿に通常の記載事項に加え、「3 万円未満の鉄道料金」などのコメントを記載することで仕入税額控除を行うことができます（いわゆる「公共交通機関特例」）（消令49①一イ、70の9②一、インボイス通達3-9、3-10）。

[判定のポイント]

- ・ 特急料金、急行料金及び寝台料金は公共交通機関特例の対象となりますが、入場料金はこの特例の対象となりません。
- ・ 3 万円未満かどうかは 1 回当たりの取引金額で判定します。たとえば、東京－大阪間の運賃が 1 人当たり 13,000 円であり、これをまとめて 4 人分購入する場合には、切符 1 枚ごとの金額ではなく、その取引金額である 52,000 円で判定します。
- ・ 3 万円以上の乗車券であっても、回収されたもの（簡易インボイスの必要事項が記載がされているもの）は保存不要です。この場合には、帳簿に通常の記載事項のほか「乗車券等」などのコメントを追加で記載します。

### ② 出張旅費、宿泊費、日当等

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、インボイス等の保存は不要となり、その保存すべき帳簿に通常の記載事項に加え、「出張旅費等」などのコメントを記載することで仕入税額控除を行うことができます（いわゆる「出張旅費特例」）（消令49①一ニ、消規15の4二、インボイス通達4-9）。

[判定のポイント]

「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所基通9-3に基づき判定します。所得税が非課税となる範囲内で、出張旅費特例が認められます。

<参考>

～所基通9-3（非課税とされる旅費の範囲）～

所法9①四の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、その範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (イ) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。

(ロ) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

### ③ 通勤手当

従業員等に支給する通勤手当のうち、「通勤に通常必要と認められる部分」については、インボイス等の保存は不要となり、その保存すべき帳簿に通常の記載事項に加え、「通勤手当」などのコメントを記載することで仕入税額控除を行うことができます(いわゆる「通勤手当特例」)(消令49①一ニ、消規15の4三、インボイス通達4-10)。

[判定のポイント]

「通勤に通常必要と認められる部分」については、通勤に通常必要と認められるものであればよく、所令20の2において規定される非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかは問いません。

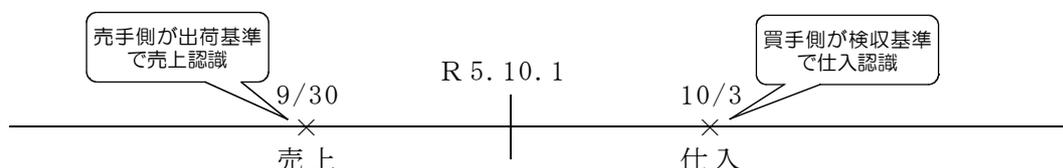
たとえば、1カ月当たり15万円を超える通勤定期代を支給した場合、所得税法上は、その15万円を超える部分については、給与所得として課税されますが、消費税法上は、通勤に通常必要と認められる部分である限り、その全額が課税仕入れとなり、インボイス等の保存も不要となります。

### 3 令和5年10月1日をまたぐ取引

#### (1) 売手と買手で収益費用の認識基準が異なる場合

たとえば、売手側が、令和5年9月30日以前に出荷基準で売上げを認識しており、これに対して、買手側が、令和5年10月1日をまたいで、同日以後に検収基準で仕入れを認識した場合について考えてみます。

##### 【売手と買手で認識基準が異なる場合】



⇒ 買手側は、区分記載請求書等の保存で仕入税額控除可能

売手側は、あくまでもインボイス制度開始前の令和5年9月30日以前に売上げを計上するわけですから、インボイスの交付義務はありません。一方、買手側では、インボイス制度が開始された後の令和5年10月1日以後に仕入れを計上するわけですが、このケースでは、インボイスに代えて、交付を受けた区分記載請求書等の保存により仕入税額控除（「仕入税額控除の経過措置」は考慮しません。）が認められます（「インボイスQ&A」問38）。

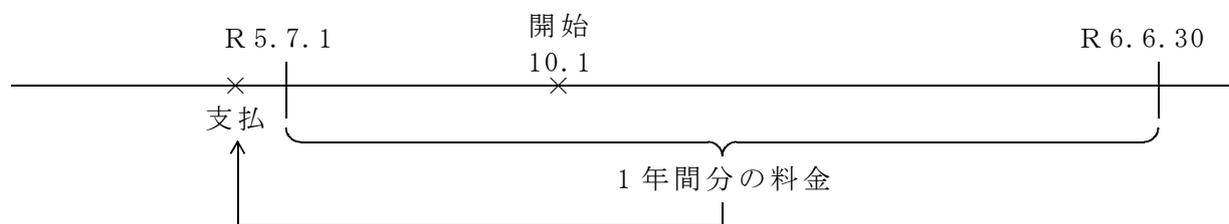
ちなみに、この場合、売手側が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、買手側は、区分記載請求書等の保存により、仕入税額控除（「仕入税額控除の経過措置」は考慮しません。）の適用が認められるものと考えます。

なお、このようなケースで注意したいのは、買手側は、計上の認識基準を変える必要はないということです。上記のケースにおいても、買手側が、わざわざ通常の認識基準を変更して、無理矢理9月中に仕入れを計上する必要はありません。収益費用の認識基準は継続適用が前提ですから、これを変更してしまつては本末転倒です。

#### (2) 短期前払費用

たとえば、令和5年6月決算法人である買手側が、令和5年6月中に令和5年7月1日以降、向こう1年分の保守費用などの経費を支払い、これを短期前払費用として処理した場合について考えてみます。

##### 【令和5年10月1日をまたぐ短期前払費用】



このケースで、売手側が令和5年10月1日以後に売上げを計上する場合、売手側が適格請求書発行事業者であれば、インボイスの交付義務があります。ここで、売手側が令和5年6月の支払時にインボイス様式の請求書等を交付してくれれば問題ありません。しかし、そのタイミングでインボイス様式の請求書等を交付しなかった場合、買手側では、特に令和5年10月1日～令和6年6月30日分の課税仕入れについて、仕入税額控除を行うために、

改めてインボイスの交付を求める必要はないのでしょうか？

これについて、「インボイスQ&A」問38【答】(注)4には、「当該短期前払費用に係る取引に係る売手における課税売上げの計上時期（課税資産の譲渡等の時期）が令和5年10月1日以後になるものであっても、買手において同日前までに課税仕入れを計上しているものについては、区分記載請求書等保存方式により仕入税額控除の適用を受けることができます。」と記載されています。

したがって、区分記載請求書等の保存があれば仕入税額控除の保存要件を満たすようです。令和5年6月の支払時はインボイス制度開始前であり、インボイスの交付義務はありません。また、買手側では、通常、売手側の収益計上時期がわかりませんから、ある意味、割り切った処理であると考えます。

なお、売手側が適格請求書発行事業者以外の者である場合、令和5年10月1日～令和6年6月30日分の課税仕入れについては、本来であれば「仕入税額控除の経過措置」を適用して、その80%部分が仕入税額控除の対象となります。このような場合であっても、令和5年6月の支払時に、上記のような割り切った処理を行ってもよいのでしょうか？

### (3) 未成工事支出金等の取扱い

未成工事支出金に係る課税仕入れの計上時期について、その建設工事等の目的物を引渡した日の属する課税期間の課税仕入れとすることができます（消基通11-3-5）。この場合、その引渡しの日が令和5年10月1日以後であったとしても、その未成工事支出金に含まれる令和5年9月30日以前の課税仕入れについては、区分記載請求書等を保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができます（「インボイスQ&A」問38）。

#### 【未成工事支出金の処理】



⇒ 材料費、外注費は、区分記載請求書等の保存で仕入税額控除可能

たとえば、建設工事等に係る材料費は、その引渡しを受けた日、外注費については、その役務提供が完了した日に課税仕入れを計上することが原則です。しかし、継続適用を条件として、未成工事支出金に経理したこれらの課税仕入れにつき、その建設工事等の目的物を引渡した日の属する課税期間の課税仕入れとすることも認められます。

ここで、その目的物を引渡した日が、令和5年10月1日以後であったとしても、その材料費や外注費に係る課税仕入れが、令和5年9月30日以前に行われたものである場合には、区分記載請求書等の保存により仕入税額控除の適用を受けることができます。

ちなみに、その材料費や外注費に係る課税仕入れの相手方が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、区分記載請求書等の保存により、仕入税額控除（「仕入税額控除の経過措置」は考慮しません。）の適用が認められるものと考えます。

なお、この取扱いは、建設仮勘定に係る課税仕入れについて、その建設工事等の完成日の属する課税期間の課税仕入れとする場合（基通11-3-5）にも同様の取扱いとなります。

(4) 所有権移転外ファイナンスリース

そのリース資産の引渡し令和5年9月30日以前で、そのリース期間が令和5年10月1日をまたぐ場合について考えてみます。

【令和5年10月1日をまたぐリース取引】



⇒ 買手側は、区分記載請求書等の保存で仕入税額控除可能

この場合、「一括控除」の場合であれば、売手側が交付する区分記載請求書等を保存することにより仕入税額控除を行うことになります。

一方、「分割控除」の場合についても、そのリース料のうち、令和5年10月1日以後にその支払うべき日が到来するものについては、インボイスが交付されませんから、やはり売手側が交付する区分記載請求書等を保存することによって仕入税額控除が認められます（「インボイスQ&A」問97）。

なお、この場合には、その区分記載請求書等をリース料の最終支払期日（リース取引について賃貸借処理により計上する最後の課税仕入れ）の属する課税期間の確定申告期限から7年間保存する必要があります。

(5) 適格請求書発行事業者でなくなった場合等の留意点

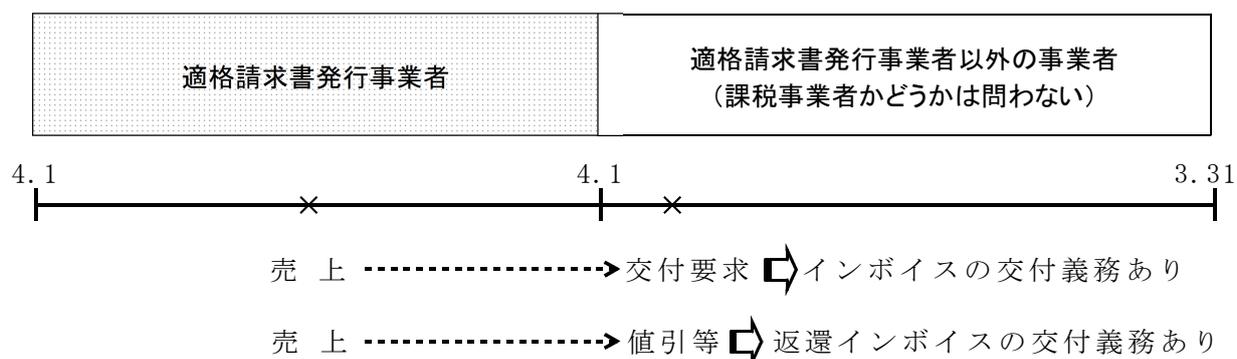
① 適格請求書発行事業者でなくなった場合

適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者でなくなった後、適格請求書発行事業者であった課税期間中に行った課税売上げにつき、他の課税事業者からインボイスの交付を求められた場合には、これを交付しなければなりません（インボイス通達3-6）。

また、売上げに係る対価の返還等を行った場合には、返還インボイスを交付しなければなりません（インボイス通達3-15）。

なお、たとえ免税事業者となった場合であっても、これらの書類を交付する必要があります。

【適格請求書発行事業者でなくなった場合】



② 適格請求書発行事業者となった場合

適格請求書発行事業者が、適格請求書発行事業者の登録を受ける前の課税期間中に行った課税売上げにつき、売上げに係る対価の返還等を行う場合には、返還インボイスを交付する必要はありません（インボイス通達3-14）。

なお、その登録を受ける前の課税期間が課税事業者である場合には、売上げに係る対価の返還等に係る税額控除（消法38①）の適用がありますが、その登録を受ける前の課税期間が免税事業者である場合には、その適用はありません。

【適格請求書発行事業者となった場合】

